

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた旅行需要等の喚起を図るために実施された振興策に関する会計検査の結果について」

令和 7 年 1 月

会 計 検 査 院

参議院決算委員会において、令和5年6月12日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う旅行振興策の実施状況等について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同月13日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。

本報告書は、上記の要請により実施した会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

令和 7 年 1 月
会 計 検 査 院

目 次

第1	検査の背景及び実施状況	1
1	検査の要請の内容	1
2	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う旅行振興策の概要	1
	(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の発出状況及びまん 延防止等重点措置の実施状況	1
	(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う旅行振興策における各事業の概要	2
	(3) 県民割支援及び全国旅行支援の概要	5
	ア 利用対象者	5
	イ 補助対象経費等	7
	ウ 補助金の交付申請の手続、実施体制等	9
	エ 統一窓口の概要	12
3	検査の観点、着眼点、対象及び方法	14
	(1) 検査の観点及び着眼点	14
	ア 両旅行支援の予算の執行状況等	14
	イ 両旅行支援の実施状況等	15
	(2) 検査の対象及び方法	15
第2	検査の結果	16
1	両旅行支援の予算の執行状況等	16
	(1) 国における両旅行支援の予算の執行状況等	16
	ア 国における両旅行支援の予算の執行状況	16
	イ 観光庁が都道府県に通知した交付限度額の算定状況	19
	(2) 都道府県における予算の執行状況等	22
	ア 旅行事業者等への販売可能枠の配分状況	22
	イ 都道府県における予算の執行状況	25
2	両旅行支援の実施状況等	27
	(1) 事業の実施体制等	27
	ア 事業の実施体制	27

イ	事務局の状況	32
ウ	再委託等及び再々委託等の状況	32
エ	統一窓口への再委託、再々委託等の状況	34
(2)	事業の実施状況	36
ア	事業の実施期間等	36
イ	旅行商品代金等の割引に係る事業の実施状況	37
ウ	クーポンに係る事業の実施状況	38
エ	両旅行支援の実施期間中における要綱改正等に伴う各都道府県の対応状況	41
(3)	審査の実施状況等	41
ア	審査の実施状況	42
イ	根拠資料の保存状況	43
(4)	国庫返納の必要があると都道府県が判断した不正請求の状況	44
(5)	事業実施に伴う効果等	45
ア	行政事業レビューシートにおける成果指標の目標値、達成率等	45
イ	都道府県における効果検証の公表等	45
第3	検査の結果に対する所見	47
1	検査の結果の主な内容	47
2	所見	50
別図表		53

- ・ 本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨てているため、数値を集計しても計が一致しないものがある。
- ・ 本文及び図表中の割合は、原則として、小数点第2位以下を四捨五入しているため、図表中の割合を集計しても計が一致しないものがある。
- ・ 図表中の「0」は単位未満あり、「－」は皆無を示す。
- ・ 図表は、本報告書の取りまとめに当たって会計検査院が作成したものである。

事 例 一 覧

[電子クーポンの原則化に伴い、既存の紙クーポンが余剰となっていたもの]

<事例> 40

第1 検査の背景及び実施状況

1 検査の要請の内容

会計検査院は、令和5年6月12日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月13日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

国土交通省

(二) 検査の内容

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた旅行需要等の喚起を図るために実施された振興策に関する次の各事項

- ① 地域観光事業支援における需要創出支援（県民割支援）の予算の執行状況、実施状況等
- ② 全国を対象とした観光需要喚起策（全国旅行支援）の予算の執行状況、実施状況等

2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う旅行振興策の概要

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の発出状況及びまん延防止等重点措置の実施状況

新型コロナウイルス感染症は、令和元年12月以降、その感染が世界中に広がり、我が国においても2年1月に感染者が確認され、その後、全国的に感染が拡大した。

これを受けて、政府は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を発出したほか、緊急事態宣言の解除後に感染の再拡大を防止する必要性が高い区域等を対象として新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）を実施するなど感染拡大を防止するため、国民に移動を伴う行動の自粛を始めとする感染防止策を呼びかけた。

なお、同年4月から5月にかけては、全都道府県を対象として緊急事態宣言が発出さ

れたが、その後は緊急事態宣言の発出又はまん延防止等重点措置の実施がなかった県がある一方、3年1月以降、実施と終了が繰り返されて長期に及んだ都道府県があるなどしていた（各都道府県における緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間等の状況については別図表1参照）。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う旅行振興策における各事業の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い旅行需要が落ち込んでいた中で、2年3月に旅行業に係る各団体から観光庁等に対して、旅行需要の消失を取り返すための旅行振興策に関する要望書が提出された。そして、同年4月に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定された。これを受けて、同年7月22日から、観光庁の直轄事業の旅行振興策としてGo To トラベル事業が開始された。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染状況等から、観光庁は、地域によってGo To トラベル事業の一時停止措置を講じ、同年12月28日以降は一時停止措置の対象地域を全国に拡大した。

Go To トラベル事業の停止期間中、各都道府県は、独自に旅行商品代金の割引等の旅行振興策を講じていた。そのため、多くの都道府県知事から観光庁に対して、国からの強力な財政支援の要請があった。そして、3年3月26日の国土交通大臣記者会見において、全国規模での移動を前提としたGo To トラベル事業の再開は当面難しいとした上で、Go To トラベル事業を再開するまでの間、各都道府県の感染状況を踏まえて、同一都道府県内の旅行への割引支援を国の補助事業として実施することが発表された。

観光庁は、補助事業を実施するに当たり、同月31日に訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年観観振第26号。以下「要綱」という。）を改正して、補助対象事業の一つとして新たに地域観光事業支援を規定した。これにより、同年4月1日から地域観光事業支援として開始された旅行振興策が県民割支援である。そして、同年5月14日に要綱が改正され、地域観光事業支援が需要創出支援と感染防止対策等への支援に細分化されたことに伴い、県民割支援は、需要創出支援に位置付けられ、4年10月11日からは、需要創出支援として、県民割支援に引き続き全国旅行支援が開始された。

これら旅行振興策の概要及びその主な実施状況は、それぞれ図表0-1及び図表0-2のとおりとなっており、Go To トラベル事業においては、観光庁がツーリズム産業共同（注1）提案体と委託契約を締結して事業を実施したのに対して、需要創出支援においては、各都道府県が観光庁から訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（需要創出支援に係

る分。以下「補助金」という。)の交付を受けて、都道府県ごとに事業を統括的に運営する組織(以下「事務局」という。)を設置するなどして実施している。

(注1) ツーリズム産業共同提案体 旅行事業者等7者で構成され、Go To トラベル事業の給付金に係る執行管理等の業務を行った。

図表0-1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う旅行振興策の概要

事業名	Go To トラベル事業	需要創出支援	
		県民割支援	全国旅行支援
実施期間	注(1) 令和2年7月22日～12月27日	注(2) 3年 4月 1日 ～4年10月10日	注(2) 4年10月11日 ～5年12月末
事業の実施主体	観光庁	都道府県	
実施体制等	観光庁がツーリズム産業共同提案体に委託する直轄事業として全国で実施	都道府県が補助事業として、事務局を設置するなどして実施	
目的	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、全国の旅行業、宿泊業はもとより、貸切バス、ハイヤー・タクシーや飲食業、物品販売業など地域経済全体が深刻な状況に追い込まれていることから、給付金の給付により、感染拡大により失われた観光客の流れを地域に取り戻し、観光地全体の消費を促すことで、地域経済に波及効果をもたらすこと	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により旅行需要が落ち込んでいる中、地域的な感染の拡大を抑制しつつ、都道府県において、感染症の影響に考慮した「新たな旅のスタイル」への対応や、地域の観光資源の魅力の再発見等、将来的な訪日外国人旅行者の誘致に寄与すること	
割引の対象となる旅行の旅行者の居住地	日本国内	注(3) ①同一都道府県内 ②隣接都道府県内 ③同一地域ブロック都道府県内	日本国内
対象経費	注(4) ・旅行商品代金の割引額、宿泊代金の割引額及びクーポン券等の付与額 ・事業運営に係る経費		

注(1) 令和2年12月28日から全国で一時停止措置が講じられ、その後再開することはなかった。なお、ツーリズム産業共同提案体との委託契約は5年3月20日に終了している(図表0-2参照)。

注(2) 開始時期及び終了時期は都道府県によって異なっている。

注(3) 県民割支援は、後述のとおり、実施時期によって旅行者の居住地の範囲が異なっている。

注(4) クーポン券等は、取扱店舗(土産物店、飲食店等)において、旅行者が使用することのできる金券である。また、給付又は補助の対象となるものは、付与額のうち旅行者が使用した分に限られる。

図表0-2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う旅行振興策の主な実施状況

年月日	Go To トラベル事業	県民割支援及び全国旅行支援
令和2年 7月17日	- 観光庁が、Go To トラベル事業に参画する旅行事業者及び宿泊事業者の募集、給付金の執行管理等の業務をツーリズム産業共同提案体に委託 - 観光庁が、東京都を目的地とする旅行及び東京都に居住する者の旅行をGo To トラベル事業の対象外とすることを公表	
7月22日	<u>Go To トラベル事業を開始</u>	
9月30日	東京都をGo To トラベル事業の対象外とする措置を終了	
11月24日	- 札幌、大阪両市を目的地とする旅行について一時停止措置を実施 - 同日以降、順次、上記の2市に加えて3都市（東京都、名古屋、広島両市）を目的地とする旅行について一時停止措置を実施	
12月14日	一時停止措置の対象地域を全国に拡大することを公表（停止期間：12月28日～3年1月11日）	
12月28日	<u>一時停止措置（全国）</u>	
3年 1月 7日	一時停止措置の延長を公表（停止期間：1月12日～2月7日）	
2月 2日	一時停止措置の延長を公表（停止期間：2月8日～3月7日）	
3月 5日	一時停止措置の延長を公表（停止期間：3月8日～当面の間）	
3月26日		国土交通大臣が、Go To トラベル事業を再開するまでの間、同一都道府県内の旅行への割引支援を実施することを発表
4月 1日		<u>県民割支援を開始</u>
11月19日		県民割支援の利用対象者を、同一都道府県内の居住者から隣接都道府県内の居住者に拡大
4年 4月 1日		県民割支援の利用対象者を、隣接都道府県内の居住者から同一地域ブロック都道府県内の居住者に拡大
9月26日		観光庁が、全国旅行支援を実施することを公表
10月10日		<u>県民割支援を終了</u>
10月11日		<u>全国旅行支援を開始</u>
5年 3月20日	一時停止措置のまま再開することなく、ツーリズム産業共同提案体との委託契約終了	
12月末		事業終了

このように、県民割支援、そしてこれに引き続き開始された全国旅行支援は、一時停止措置が講じられて再開が未定であったGo To トラベル事業に代わる旅行振興策として実施されている。

これらの旅行振興策のうちGo To トラベル事業については、2、3両年度で計2兆9658億0630万余円の予算額（予備費使用額を含む。）が計上されていた。このうち、2年度から4年度までに計8961億6239万余円がGo To トラベル事業において支出され、1兆2727億7864万余円は県民割支援、全国旅行支援等のための財源として（目）観光・運輸業消費喚起事業給付金及び（目）観光・運輸業消費喚起事業委託費からそれぞれ（目）訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金に流用され、残りの計7968億6526万余円は不用額となっていた（別図表2参照）。

また、Go To トラベル事業については、会計検査院は、これまでに多角的な観点から検査を実施してきた（検査報告に掲記したものについては別図表3参照）。

(3) 県民割支援及び全国旅行支援の概要

県民割支援及び全国旅行支援（以下、両者を合わせて「両旅行支援」という。）は、補助事業を実施する都道府県が、当該都道府県への旅行に係る旅行商品代金又は宿泊代金（以下「旅行商品代金等」という。）の割引及び地域限定クーポン券等（以下「クーポン」という。）の付与（以下、両者を合わせて「割引及び付与」という。）を行うものである。

そして、要綱によれば、都道府県の区域が新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示されたなどの場合は、都道府県において事業を一時停止することなどとされている。

ア 利用対象者

県民割支援は、当初、割引及び付与の対象となる旅行の旅行者である利用対象者について、補助事業を実施する都道府県内に居住する者であることを要件としていた。

その後、3年10月7日に、全国知事会から国土交通大臣に対して「ウィズコロナ・ポストコロナにおける観光・交通事業の復活及び災害に屈しない強靱な国土^{じん}づくりに向けた緊急要望」として、「県境を越えない観光では需要に限界がある。地域観光事業支援については、感染状況に応じて近隣圏域を対象可能とするなど弾力的な運用を検討すること」などの要望が寄せられた。そして、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、「感染状況や地域の要望を踏まえ、地域観光事業支援の継続や隣県に支援対象の拡大を図るなど、切れない支援を行う」ことが示された。これを受けて、観光庁は要綱を改正し、同

年11月19日の宿泊分から、利用対象者の居住地に係る要件を、補助事業を実施する
(注2)
都道府県の隣接都道府県に居住する者に拡大している。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染状況や、4年3月16日の内閣総理大臣記者会見において、同月21日のまん延防止等重点措置の終了に伴い県民割支援について関係団体の合意を前提として同年4月1日からその支援対象を地域ブロック（全国を六つに区分したブロック）へ拡大することが発表されたことなどを受けて、観光庁は要綱を改正し、同日の宿泊分から、利用対象者を、補助事業を実施する都道府県の同一地域ブロック都道府県（図表0-3参照）に居住する者に拡大している。

(注2) 隣接都道府県 補助事業を実施する都道府県と陸地で接する又は道路、鉄道若しくは航路によって接続する都道府県

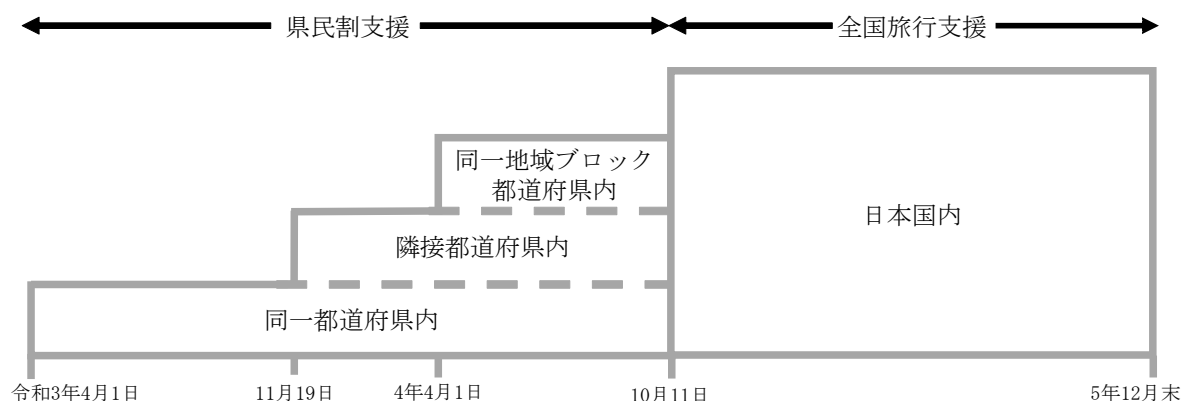
図表0-3 地域ブロックの内訳

地域ブロック	都道府県
北海道、東北	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島各県
関東	東京都、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨各県
北陸信越、中部	新潟、富山、石川、長野、福井、岐阜、静岡、愛知、三重各県
近畿	京都、大阪両府、滋賀、兵庫、奈良、和歌山各県
中国、四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知各県
九州、沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

そして、同年6月15日の内閣総理大臣記者会見において、新型コロナウイルス感染症の感染状況の改善が確認でき次第、同年7月前半から、地域観光をより一層強力に支援するために、全国を対象とした観光需要喚起策を実施することが発表された。これを受けるなどして、観光庁は要綱を改正し、同年10月11日の宿泊分から全国旅行支援を実施することとし、利用対象者を日本国内に居住する者に拡大している。

両旅行支援に係る利用対象者の居住地に係る要件の変遷を図表で示すと、図表0-4のとおりとなっている。

図表0-4 両旅行支援に係る利用対象者の居住地に係る要件の変遷



注(1) 令和4年4月29日から同年5月8日までの宿泊分（同月9日チェックアウト分）、同年12月28日から5年1月9日までの宿泊分（同月10日チェックアウト分）及び同年4月29日から同年5月7日までの宿泊分（同月8日チェックアウト分）の旅行は、割引及び付与の対象外である。

注(2) 要綱によれば、全国旅行支援の終了時期は、都道府県に対して交付された予算の活用可能な範囲内で、各都道府県において定めることとされている。観光庁は、令和5年6月9日付けで都道府県に対して事務連絡を発出し、事業の終了時期は、精算に要する期間等も勘案して、最長で同年12月末までとしている。

なお、要綱によれば、利用対象者が事業を利用するに当たり、3年11月25日以降は新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「ワクチン」という。）を接種済みであること又はPCR検査等の検査結果が陰性であることが条件とされていたが、5年5月8日に、新型コロナウイルス感染症の位置付けが「5類感染症」に移行したことに伴い、同日以降はこの条件は廃止されている。

イ 補助対象経費等

要綱によれば、補助対象経費は、旅行の促進のための補助等（以下「直接経費」という。）及び事務経費とされている。

(ア) 直接経費

直接経費の補助対象経費、補助対象期間、補助率等は、図表0-5のとおりとなっている。

図表0-5 直接経費の補助対象経費、補助対象期間、補助率等

種別	補助対象経費	補助対象期間	補助率等	
			宿泊旅行	日帰り旅行
県民割支援	①旅行商品代金の割引額 ②宿泊代金の割引額	令和3年4月1日から 4年10月10日まで	旅行商品代金等の50%以内で設定する割合で割り引いた額（一人泊当たり5,000円を上限）	日帰り旅行商品の代金の50%以内で設定する割合で割り引いた額（一人当たり5,000円を上限）
	③クーポンの付与額 注(1)注(2)		一人泊当たり2,000円を上限として付与する額	一人当たり2,000円を上限として付与する額
全国旅行支援	①旅行商品代金の割引額 ②宿泊代金の割引額	4年10月11日から 12月27日まで	旅行商品代金等の40%（一人泊当たり5,000円を上限とし、交通付旅行商品（注(4)）の場合には、一人泊当たり8,000円を上限）	日帰り旅行商品の代金の40%（一人当たり5,000円を上限）
		5年1月10日以降	旅行商品代金等の20%（一人泊当たり3,000円を上限とし、交通付旅行商品（注(4)）の場合には、一人泊当たり5,000円を上限）	日帰り旅行商品の代金の20%（一人当たり3,000円を上限）
	③クーポンの付与額 注(1)注(3)	4年10月11日から 12月27日まで	平日の旅行	一人泊当たり3,000円
			休日の旅行	一人泊当たり1,000円
		5年1月10日以降	平日の旅行	一人泊当たり2,000円
			休日の旅行	一人泊当たり1,000円

- 注(1) クーポンの付与が旅行商品代金等の割引に係る補助と併せて実施される場合、その付与額を補助対象経費とすることができる。ただし、クーポンの付与額は、実際に旅行者が使用した分に限り、補助対象経費とすることができる。
- 注(2) 県民割支援の実施においては、クーポンの付与を必ずしも前提とするものではない。
- 注(3) 全国旅行支援の実施においては、クーポンの付与を前提とする。ただし、都道府県の判断により、全部又は一部の日帰り旅行について、クーポンを付与しないこともできる。
- 注(4) 交通付旅行商品とは、旅行者の移動のための交通サービス（特定の施設内の移動サービス又は遊覧サービスのみを提供するものは除く。）を旅行商品に含むものをいい、具体的には、有料列車、乗合バス、タクシー、ハイヤー及び船舶（離島航路に係るものを除く。）でこれらの交通機関が提供する交通サービスを片道50km以上利用するもの、貸切バスで2時間以上利用するもの、航空機又は離島航路に係る船舶の利用を含むものをいう。

(イ) 事務経費

事務経費の補助対象経費及び上限は図表0-6のとおりとなっている。

図表0-6 事務経費の補助対象経費及び上限

種別	補助対象経費	上限
県民割支援	①システム管理費 ②広報宣伝費 ③管理委託費 ④その他事業の目的を遂行するために必要であると国土交通大臣が認めた経費（補助対象事業者の運営費、人件費などの経常経費は対象外）	補助金の交付決定額の6分の1（消費税が発生する場合は、上限とは別に補助対象となる。）
全国旅行支援		補助金の交付決定額の合計の5分の1（消費税が発生する場合は、上限とは別に補助対象となる。）

(ウ) 団体旅行枠

観光庁は、4年3月25日付けで都道府県に対して発出した事務連絡において、新型コロナウイルス感染症の影響により貸切バスを利用した団体旅行の需要が大きく落ち込んでいる状況にあることから、県民割支援において、各都道府県が団体旅行の需要を喚起するための取組を行うよう通知している。

そして、同年6月21日及び9月28日付けの事務連絡によれば、全国旅行支援の実施に当たり、貸切バスを利用する団体旅行の費用（直接経費及び事務経費）に限って利用可能な予算の枠（以下「団体旅行枠」という。）を設定することとされている。

ウ 補助金の交付申請の手続、実施体制等

(ア) 補助金の交付申請の手続等

補助金の交付申請の手続等については、要綱によれば、両旅行支援共に、次のとおりとされている。

- I 国土交通大臣は、都道府県ごとに定める交付限度額を、都道府県に通知
- II 都道府県は、国土交通大臣に対して、交付申請を行うとともに、需要創出支援に係る実施計画（補助対象事業の名称、実施期間及び概要、補助対象経費等を記載したもの。以下「需要創出支援実施計画」という。）を作成して提出
- III 国土交通大臣は、IIの内容を審査し、都道府県に補助金の交付決定を通知
- IV 都道府県は、補助対象事業が完了したときは、国土交通大臣に実績報告書を提出
- V 国土交通大臣は、実績報告書の審査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、都道府県に交付額確定通知書を通知、補助金を支払
- VI 都道府県は、事業実施に伴う効果を検証し、その内容を公表するとともに、国土交通大臣に報告
- VII 都道府県は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存

なお、都道府県は、事業の実施に当たり、不正を防止するための措置を講ずることとなっており、IIの需要創出支援実施計画には、その措置を記載することとなっている。

また、観光庁は、地域観光事業支援に係る事業として、両旅行支援の成果目標

(注3)
を定めるなどした行政事業レビューシートを作成して公表している。

(注3) 行政事業レビューシート 行政事業レビュー実施要領（平成25年4月行政改革推進会議）等に基づき、各府省庁が作成し、公表することなどとなっているもので、事業の目的に照らし達成すべき事業の効果発現において要点となる目標を成果目標として記載し、所掌する事業に係る予算の執行状況等を整理した上で検証して見直しを行うために作成するもの

(イ) 都道府県における事業の実施体制等

要綱等によれば、両旅行支援の事業運営に当たっての制度設計は、都道府県において行うこととされている。

都道府県は、事務局に主に次の業務を委託するなどして、事業を実施している。

- (注4)
- i 事業に参画する旅行事業者（OTAを含む。以下同じ。）、宿泊事業者及びクーポンの取扱店舗の登録
 - ii 実績報告を基に行う旅行商品代金等の割引の審査
 - iii クーポンの発行、配布及び実績報告を基に行うクーポンの使用後の審査
 - iv 旅行事業者及び宿泊事業者への割引額の支払やクーポンの取扱店舗へのクーポンの使用額の支払
 - v 予算の適正な執行管理等のために行う旅行事業者及び宿泊事業者に係る販売可能枠（事業者が販売できる旅行商品代金等の割引額の上限額）の配分及び管理

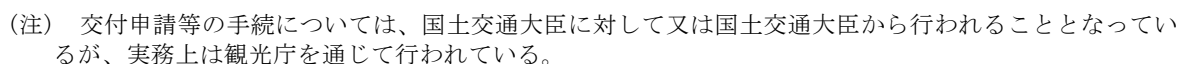
(注4) OTA Online Travel Agent。店舗で営業を行わずインターネット上のみで取引を行う旅行事業者

なお、クーポンについて、県民割支援においては、紙や電子といった媒体に係る制限等はなかったが、全国旅行支援を開始した後の4年10月27日及び12月1日に観光庁が都道府県に対して発出した事務連絡並びに同年12月13日付けで改正された要綱において、デジタル社会の推進に向けた政府全体の方針を踏まえて、5年1月以降は原則として電子クーポンを使用することが示されている。

また、このほかにも、両旅行支援の実施期間中には、事業実施期間の延長、団体旅行枠の設定等に係る要綱改正及び事務連絡の発出が度々行われている。

県民割支援の実施体制及び事業フローは道府県ごとに様々となっているが、道府県が事業の運営業務を事務局に委託する例を示すと、図表0-7のとおりとなっている。

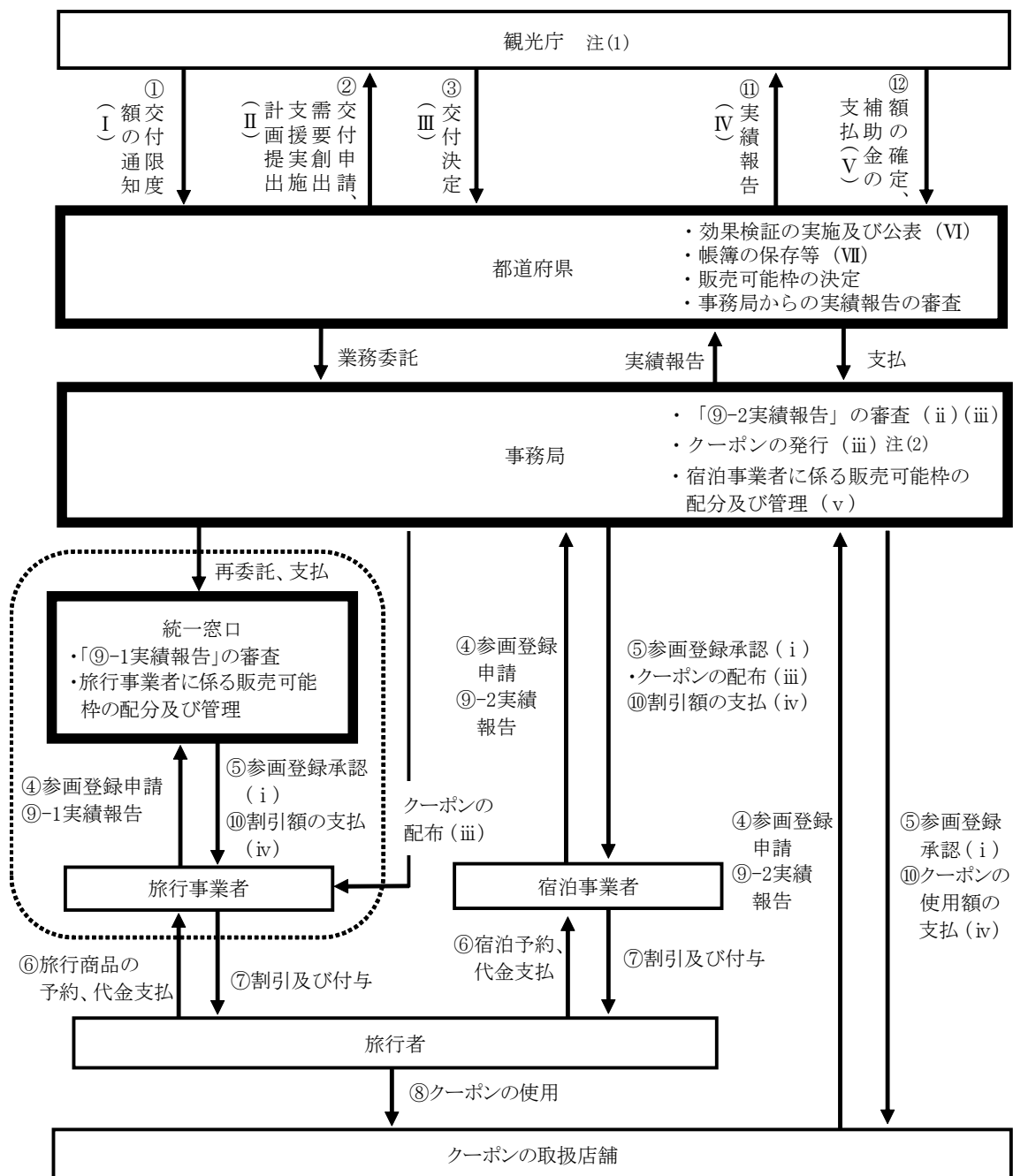
※ I ～ VII及び i ～ v は9、10ページと対応
※ I ～ VIIは要綱で規定



- 11 -

図表0-8 全国旅行支援の実施体制及び事業フローの例

※ I～VII及び i～v は9、10ページと対応
 ※ I～VIIIは要綱で規定



注(1) 交付申請等の手続については、国土交通大臣に対して又は国土交通大臣から行われることとなっているが、実務上は観光庁を通じて行われている。

注(2) 令和5年1月以降は、原則電子クーポンを使用することとなった。

エ 統一窓口の概要

全国旅行支援において、新たに、再委託等により統一窓口が審査等を実施することとなった経緯は次のとおりである。

観光庁は、3年11月19日付けで「今後の観光需要喚起策について」を公表し、県民割支援について、同日から利用対象者の範囲を同一都道府県内から隣接都道府県に拡大することとしたほか、年明け以降の適切なタイミングで同一地域ブロック都道府県に拡大し、その後、全国規模で観光需要喚起策を行うこととした。

観光庁は、この公表後、複数の都道府県から観光庁に対して、全国を対象とした旅行事業者の参画登録事務等の点で過大な負担が生ずることを懸念する意見が示されたとしている。これを受けて、同庁は、4年3月に、都道府県に対して、旅行事業者に係る一元的な組織スキーム等に関する照会を行った。

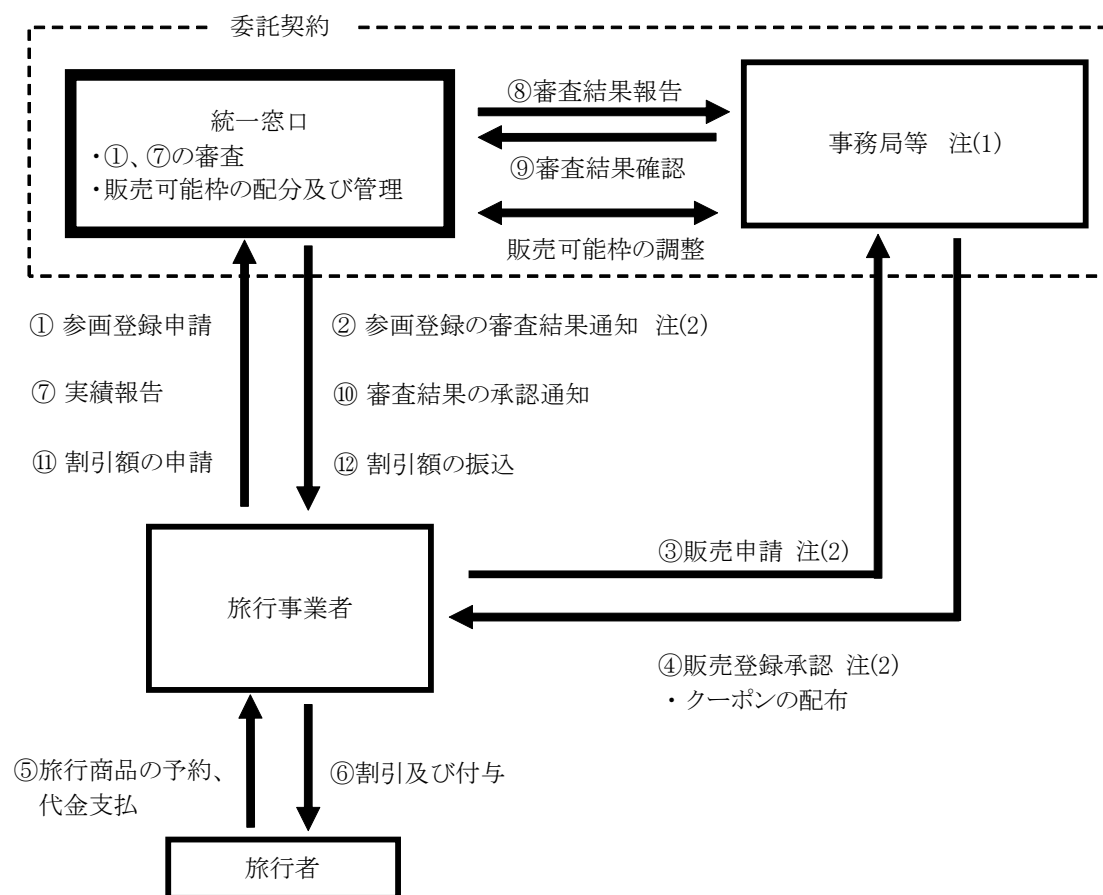
その後、観光庁は、Go To トラベル事業の給付金に係る執行管理等の業務委託先であるツーリズム産業共同提案体の構成企業に対して、上記の経緯を踏まえた一元的な組織の設置を打診した。打診を受けた構成企業間で協議した結果、4年7月に、複数の大手旅行事業者による共同運営体である統一窓口が設立された。

そして、統一窓口は、各都道府県の事務局に対して統一窓口の業務概要や業務スキームに係る説明会を実施するなどして、奈良県を除く46都道府県の事務局等と委託契約を締結して、全国旅行支援に参画した。

事務局等が統一窓口と締結した委託契約に係る契約書等によれば、統一窓口は、都道府県ごとに当該都道府県を目的地とした旅行商品を販売する旅行事業者の参画登録や、都道府県内の旅行事業者に割り振る販売可能枠の管理等を行うほか、各旅行事業者から提出された販売実績報告を基に旅行商品代金の割引の審査、旅行事業者への割引額の支払等に係る業務を行うこととされていた。

また、統一窓口における業務の実施体制は、図表0-9のとおりとなっていた。

図表0-9 統一窓口における業務の実施体制



注(1) 愛知県は、事務局ではなく、同県からの負担金交付先である観光連盟等が統一窓口と委託契約を締結している。

注(2) 旅行事業者は、当該都道府県を目的地とした旅行商品の販売を希望する場合、②で統一窓口から参画登録の審査結果通知を受けた後、当該都道府県に係る事務局等に対して③の旅行商品の販売申請を行い、④の承認を得ることで、当該都道府県の全国旅行支援に参画することができる。

注(3) 旅行事業者は、参画する都道府県ごとに①から⑫の手続を経ることとなる。

3 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

会計検査院は、前記要請の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた旅行需要等の喚起を図るために実施された振興策に関する各事項について、両旅行支援が地域観光事業支援の需要創出支援に係る事業として連続して実施されたことなどから、両旅行支援をまとめた上で、予算の執行状況等と実施状況等とに区分して、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

ア 両旅行支援の予算の執行状況等

(ア) 国における予算の執行状況はどのようなになっているか。

(イ) 観光庁が都道府県に通知した交付限度額の算定状況はどのようなになっているか。

(ウ) 都道府県における旅行事業者等への販売可能枠の配分状況はどのようになっているか。

(エ) 都道府県における予算の執行状況はどのようになっているか。

イ 両旅行支援の実施状況等

(ア) 都道府県における事業の実施体制等はどのようになっているか。

(イ) 都道府県における割引及び付与に係る事業の実施状況はどのようになっているか。

(ウ) 事務局等における審査の実施状況等はどのようになっているか。

(エ) 不正請求の状況はどのようになっているか。

(オ) 事業実施に伴う効果等はどのようになっているか。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、3年度から5年度までの間に実施された両旅行支援を対象として、
(注5)
観光庁及び34都道府県において212人日を要して会計実地検査を行うとともに、令和6
年能登半島地震により甚大な被害を受けるなどした新潟、富山、石川各県を除く44都
道府県から、両旅行支援の予算の執行状況、実施状況等に係る調書等の提出を受けて、
これらを分析するなどした。

(注5) 34都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、青森、秋田、山形、
福島、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、長野、岐阜、静岡、
愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、岡山、広島、香川、
愛媛、福岡、長崎、熊本、大分、鹿児島、沖縄各県

第2 検査の結果

1 両旅行支援の予算の執行状況等

(1) 国における両旅行支援の予算の執行状況等

ア 国における両旅行支援の予算の執行状況

国における両旅行支援の予算の執行状況をみたところ、次のとおりとなっていた。

(ア) 国における県民割支援の予算の執行状況

観光庁は、3年4月1日分の旅行から県民割支援を開始するに当たり、財源として、同年3月29日に、Go To トラベル事業の予算として令和2年度第3次補正予算に計上された（目）観光・運輸業消費喚起事業給付金9373億7600万円から、3298億9011万余円を（目）訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の需要創出支援に流用し（注6）て、その全額について3年度に明許繰越しをしていた。なお、（目）訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金に係る事業には需要創出支援のほか感染防止対策等への支援等があり、観光庁は、その後、3年度に明許繰越しをした3298億9011万余円のうち計433億8120万余円を需要創出支援から感染防止対策等への支援に（注7）目内融通していた。

また、同年12月10日には、Go To トラベル事業の予算として令和2年度第3次補正予算に計上され、3年度に明許繰越しされた（目）観光・運輸業消費喚起事業給付金の残額6074億8588万余円と（目）観光・運輸業消費喚起事業委託費937億3760万円のうち668億8592万余円との計6743億7181万余円を（目）訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金に再度流用し、このうち5642億7702万余円を需要創出支援に充当していた。

これらの予算措置により、需要創出支援に計上された計8507億8593万余円が、県民割支援の財源となっていた。

このうち、3年度の県民割支援に係る支出済歳出額は106億2337万余円、不用額は10億0599万余円となっていて、残りの8391億5656万余円は、4年度に再度繰り越されていた。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、各都道府県において事業の進捗に遅れが生じて年度内の事業完了が困難になったこと（注8）を繰越事由として、事故繰越しの処理が行われたものであった。

また、4年度に再度繰り越された需要創出支援に係る予算8391億5656万余円のうち県民割支援に係る支出済歳出額は2910億5237万余円となっていて、これと3年度の支出済歳出額106億2337万余円の計3016億7574万余円が、3、4両年度の国におけ

る県民割支援の支出済歳出額となっていた。なお、4年度の全国旅行支援に係る支出済歳出額は4351億5687万余円となっていて、残りの1129億4731万余円は不用額となっていた。

(注6) 明許繰越し 歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものとして、あらかじめ繰越明許費として国会の議決を経たものについて、財務大臣の承認を経て翌年度に繰り越すもの

(注7) 目内融通 事業間で同一の予算科目に属する事業予算を彼此融通しているもの

(注8) 事故繰越し 歳出予算の経費のうち、年度内に支出負担行為をなし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったものについて、財務大臣の承認を経て翌年度に繰り越すもの

(イ) 国における全国旅行支援の予算の執行状況

全国旅行支援は、県民割支援と同様に、需要創出支援に計上された予算が財源となっている。すなわち、観光庁は、需要創出支援に係る事業として、県民割支援に引き続き4年10月11日分の旅行から全国旅行支援を実施するに当たり、県民割支援の財源（8507億8593万余円）の残額5481億0419万余円を財源としていた。

また、観光庁は、Go To トラベル事業の予算として令和3年度補正予算に計上された2685億1672万余円の全額を明許繰越しにより4年度に繰り越し、同年10月7日及び12月1日に、需要創出支援に流用して、全国旅行支援の財源とした。

これらのことから、県民割支援の財源の残額である5481億0419万余円と流用額の2685億1672万余円との合計である8166億2091万余円が、同年10月11日から最長5年12月末までの間に実施された全国旅行支援の財源となっていた。

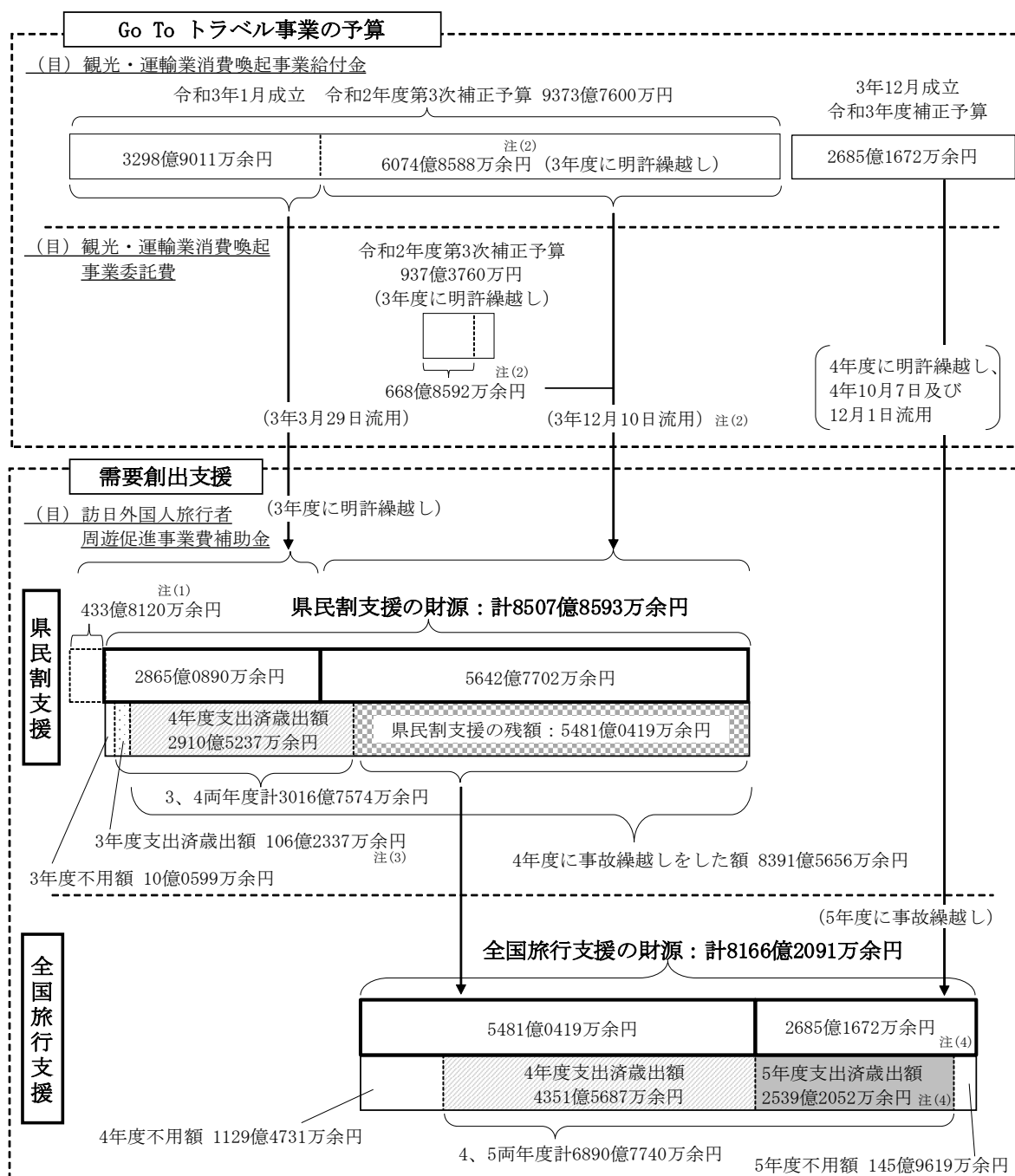
そして、4年度の全国旅行支援に係る支出済歳出額4351億5687万余円は3年度から繰り越した8391億5656万余円から支出されており、令和3年度補正予算に計上され4年度に需要創出支援に流用された2685億1672万余円は5年度に繰り越されていた。これは、事業に参画している各宿泊施設において、新型コロナウイルス感染症の感染対策におけるマスク着用の要否の検討やそれに伴う対応を実施する必要が生じたため、積極的な旅行・観光喚起活動を行えなかったことから、年度内の事業完了が困難になったことを繰越事由として、事故繰越しの手続が行われたものであった。

また、5年度に繰り越された予算2685億1672万余円のうち全国旅行支援に係る支出済歳出額は2539億2052万余円、不用額は145億9619万余円となっていて、これと

4年度の支出済歳出額4351億5687万余円の計6890億7740万余円が4、5両年度の国における全国旅行支援の支出済歳出額となっていた。

以上をまとめて、両旅行支援の予算の執行状況を示すと、図表1-1のとおりである。

図表1-1 両旅行支援の予算の執行状況



注(1) 433億8120万余円は、感染防止対策等への支援に目内融通されている。

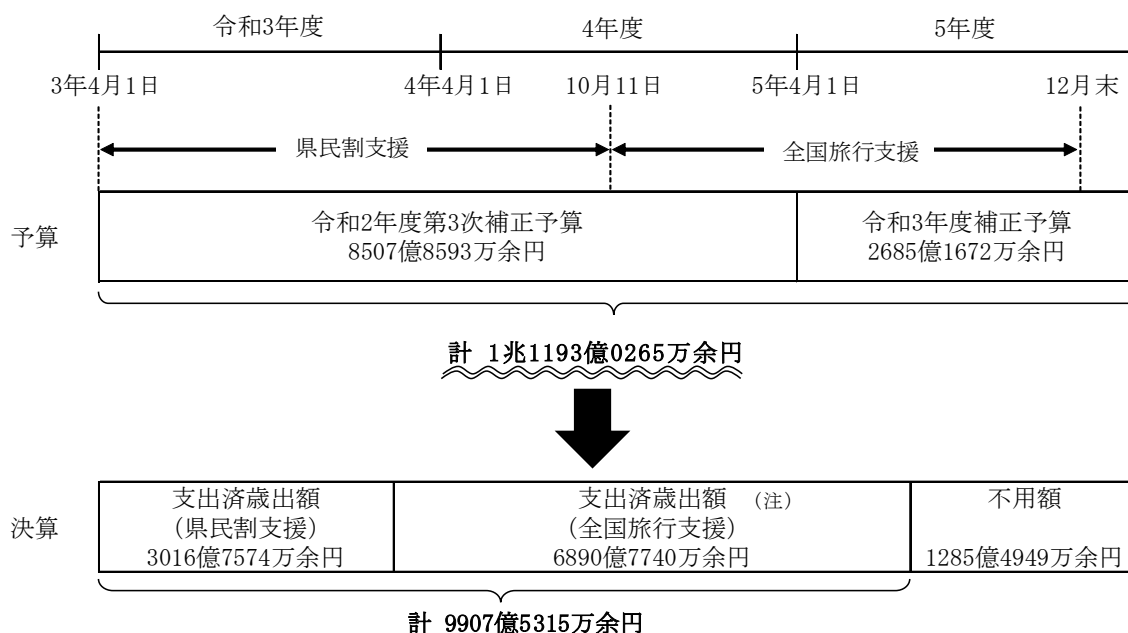
注(2) 6074億8588万余円と668億8592万余円は、需要創出支援を含めた三つの事業のために流用されたものであり、このうち5642億7702万余円が需要創出支援に流用されている。

注(3) 需要創出支援は精算払をすることになっている一方で、必要があると認められる場合には概算払ができることとなっていることから、令和3年度に概算払を行った分が3年度支出済歳出額として計上されている。

注(4) 観光庁は、令和5年2月10日付けの事務連絡において、特別な事情がある場合に限り、県民割支援の実施に要した経費についても補助対象とすることが可能であるとしており、これを受けて一部の府県では、県民割支援の補助対象経費の一部を令和3年度補正予算から支出している。

さらに、両旅行支援の3年度から5年度までの間の予算及び決算の全体の概要を示すと、図表1-2のとおりとなっており、両旅行支援は、需要創出支援に充当された計1兆1193億0265万余円を財源として県民割支援に3016億7574万余円、全国旅行支援に6890億7740万余円、計9907億5315万余円が支出されており、差額の1285億4949万余円が不用額となっていた（両旅行支援に係る予算及び決算の詳細については別図表4参照）。

図表1-2 両旅行支援の予算及び決算の概要



(注) 一部の府県において県民割支援の補助対象経費として令和3年度補正予算から支出した額は、「支出済歳出額（全国旅行支援）」に含まれている。

イ 観光庁が都道府県に通知した交付限度額の算定状況

(ア) 県民割支援における交付限度額の算定状況

観光庁は、要綱に基づき、予算の範囲内において、47都道府県に対して予算の配分額として交付限度額を通知していた。交付限度額は、必要に応じて変更することができることとなっており、観光庁は、3年4月に当初の交付限度額を通知して以降、都道府県ごとに1回から4回まで増額していた（別図表5参照）。

同庁は、当初は需要創出支援のみの交付限度額を通知していたが、同年11月25日以降は、予算の効率的な執行を図るなどのため、内訳を示さずに需要創出支援と同じ地域観光事業支援に属する感染防止対策等への支援に係る交付限度額と合算した交付限度額を通知していた。

このようにして通知された最終の交付限度額は、47都道府県で計8941億6713万余円となっていた。そして、47都道府県は、交付限度額を基に交付申請を行い、それぞれ交付申請のとおり交付決定を受けていて、県民割支援における交付決定額は計8497億7993万余円となっていた（別図表6参照）。

47都道府県に通知した交付限度額（同年11月25日以降に合算した感染防止対策等への支援に係る交付限度額を除く。）の算定方法について、会計検査院が観光庁に説明を求めたところ、同庁は、交付限度額の算定までに作成して予算執行時の基準とした算定方法に関する資料を保存していないとしており、当時の担当者から聴取したものであるとした上で、図表1-3のとおり算定したとしている。

図表1-3 県民割支援における交付限度額の算定方法

番号	財源	交付限度額の算定方法
① (令和3年3月流用分)	2309億2307万余円 〔3年3月にGo To トラベル事業の予算として令和2年度第3次補正予算に計上された額から流用し、3年度に繰り越していた329億8011万余円から、感染防止対策等への支援に目内融通した ^{注(1)} 989億6703万余円を控除した額〕	各都道府県の平成29年から令和元年までの各年の4月及び5月における日本人延べ宿泊者数に、Go To トラベル事業等における当該都道府県への旅行者数に占める同一県内の旅行者数の割合を乗じたものの全体に占める割合を基に、「所要の補正」を行い、その補正後の割合により案分 ただし、東京都に係る分として算定した額(232億6335万余円)は、実際には東京都に対して交付限度額として通知されず、改めて配分する時点で執行率が50%以上であった他県に配分
② (3年12月流用分)	5642億7702万余円 〔3年12月にGo To トラベル事業の予算として令和2年度第3次補正予算に計上された額から流用した額〕	^{注(2)} 宿泊旅行統計調査における各都道府県の平成29年から令和元年までの国内旅行の平均延べ宿泊者数に、Go To トラベル事業における各都道府県を目的地とする旅行の1人泊当たりの平均旅行代金を乗じた額の全体に占める割合を基に、「所要の補正」を行い、その補正後の割合により案分

注(1) 令和3年5月に需要創出支援から感染防止対策等への支援に目内融通した額である。なお、4年2月に、感染防止対策等への支援から需要創出支援に555億8582万余円を目内融通したため、需要創出支援から感染防止対策等への支援に目内融通した額は計433億8120万余円となっていた。

注(2) 宿泊旅行統計調査は、我が国の宿泊旅行の実態を明らかにすることを目的に、統計法（平成19年法律第53号）に基づき、観光庁が実施し、公表している一般統計調査である。

そして、観光庁に対して交付限度額の算定方法の詳細な説明を求めたところ、同庁は、図表1-3の①に係る日本人延べ宿泊者数、Go To トラベル事業等における同一県内の旅行者数等並びに①及び②に係る所要の補正といった交付限度額の算

定要素に係る資料を保存していないとしており、会計検査院は、これらの算定要素について十分な説明を受けられなかった。このため、会計検査院は、交付限度額の算定が客観的かつ合理的な基準に基づいて行われていたのか、47都道府県に公平に予算が配分されたのかなどの予算執行における交付限度額の妥当性を事後的に検証することができなかった。

そこで、会計検査院において、図表1-3の①において用いられている延べ宿泊者数等に係る部分は公表されている宿泊旅行統計調査における県内旅行に係る延べ宿泊者数に置き換えた上で、①及び②において用いられている所要の補正は詳細が不明であることから考慮しないこととして、47都道府県ごとに交付限度額をそれぞれ試算した（観光庁が説明する交付限度額の算定方法と会計検査院の試算額の算定方法との比較については別図表7参照）。

その結果、図表1-4のとおり、観光庁が算定した交付限度額と会計検査院の試算額との間に相当程度のかい離が生じていて、図表1-3の①の財源に係る交付限度額についてはかい離率が△43.2%から372.5%までの範囲に、図表1-3の②の財源に係る交付限度額については同じく△11.9%から37.4%までの範囲になっていた

（①に係る交付限度額と会計検査院の試算額との比較については別図表8、②に係る交付限度額と会計検査院の試算額との比較については別図表9参照）。

図表1-4 観光庁が算定した交付限度額と会計検査院の試算額とのかい離の状況（単位：％）

都道府県	図表1-3の①に係る交付限度額のかい離率	図表1-3の②に係る交付限度額のかい離率	都道府県	図表1-3の①に係る交付限度額のかい離率	図表1-3の②に係る交付限度額のかい離率	都道府県	図表1-3の①に係る交付限度額のかい離率	図表1-3の②に係る交付限度額のかい離率
北海道	△ 25.7	3.4	石川県	32.5	△ 5.9	岡山県	38.2	6.6
青森県	22.8	2.6	福井県	133.3	5.9	広島県	△ 14.6	12.0
岩手県	1.6	2.2	山梨県	89.3	△ 3.3	山口県	39.5	8.3
宮城県	△ 16.9	△ 4.8	長野県	△ 12.5	5.7	徳島県	372.5	22.2
秋田県	85.2	15.9	岐阜県	57.9	17.4	香川県	177.8	11.6
山形県	16.6	19.2	静岡県	△ 21.5	△ 10.4	愛媛県	76.7	8.6
福島県	△ 24.8	△ 6.0	愛知県	△ 43.2	△ 6.0	高知県	138.4	22.9
茨城県	13.8	9.2	三重県	28.3	△ 5.6	福岡県	△ 38.1	9.0
栃木県	2.3	△ 5.6	滋賀県	95.3	5.4	佐賀県	180.3	37.4
群馬県	22.8	△ 3.9	京都府	△ 11.2	△ 9.7	長崎県	21.2	13.2
埼玉県	27.7	15.0	大阪府	3.4	△ 9.8	熊本県	1.2	16.1
千葉県	△ 10.3	△ 10.2	兵庫県	△ 20.4	△ 8.3	大分県	49.6	14.5
東京都	△ 18.6	△ 11.9	奈良県	276.7	19.5	宮崎県	40.2	11.4
神奈川県	△ 36.8	△ 10.4	和歌山県	137.5	2.5	鹿児島県	△ 12.6	12.2
新潟県	△ 19.6	△ 5.2	鳥取県	134.8	12.7	沖縄県	△ 9.4	3.5
富山県	113.3	11.4	島根県	110.2	28.2			

（注） かい離率は、会計検査院の試算額を基準としたものである。

(イ) 全国旅行支援における交付限度額の算定状況

観光庁は、令和3年度補正予算から流用した2685億1672万余円（図表1-1参照）について、47都道府県に対して、1回又は2回交付限度額を増額して通知し、最終の交付限度額は、これと同額の計2685億1672万余円となっていた（別図表10参照）。

そして、47都道府県は、それぞれに通知された交付限度額と同額で交付申請を行い、交付申請のとおり交付決定を受けていたことから、交付決定額も計2685億1672万余円となっていて、県民割支援における交付決定額計8497億7993万余円と合わせた両旅行支援の47都道府県に対する交付決定額は計1兆1182億9665万余円となっていた。

47都道府県に通知した交付限度額の算定方法について、会計検査院が観光庁に説明を求めたところ、県民割支援と同様に資料を保存していないとしており、同庁は、大手旅行事業者における各都道府県を目的地とする旅行商品の販売額の全体に占める割合を基に、所要の補正を行い、その補正後の割合により案分したとしている。

そこで、観光庁に対して交付限度額の算定方法の詳細な説明を求めたところ、同庁は、大手旅行事業者における各都道府県を目的地とする旅行商品の販売額や所要の補正といった交付限度額の算定要素に係る資料を保存していないとしており、会計検査院は、これらの算定要素について十分な説明を受けられなかった。このため、会計検査院は、交付限度額の算定が客観的かつ合理的な基準に基づいて行われていたのか、47都道府県に公平に予算が配分されたのかなどの予算執行における交付限度額の妥当性を事後的に検証することができなかった。

そして、これらの算定要素については代替し得る公表された数値もないことなどから、試算することができなかった。

(2) 都道府県における予算の執行状況等

ア 旅行事業者等への販売可能枠の配分状況

要綱によれば、両旅行支援における旅行商品代金等が割り引かれる旅行商品又は宿泊サービスの販売に際しては、地場の旅行事業者や宿泊事業者、OTA等の一般的に利用される販売経路を確保するとともに、それらの販売方法を公平に用いることとされている。また、全国旅行支援においては、幅広い事業者によって販売がな

されることで、需要喚起の効果が十分に発揮されるよう、事業者の執行状況、予算残額、今後の執行見込額等を把握するとともに、事業者に対する予算配分を随時見直すこととされている。

そこで、検査の対象とした44都道府県において、要綱の規定を踏まえて、両旅行支援それぞれの実施当初に、交付決定を受けた額を販売可能枠として旅行事業者及び宿泊事業者にどのように配分していたかなどについてみたところ、図表1-5のとおりとなっていた。都道府県は、図表1-5に記載の配分方法を採用していた理由を、①については、地場の事業者等の一般的に利用される販売経路を通じて公平に販売を行うようにするなどのため、②については、販売実績額が少ない旅行事業者の販売可能枠を十分に確保できるようにするなどのため、③については、全ての事業者に対して販売可能枠を個々に配分すると割引に係る予算の効率的な執行ができなくなると考えるなどしたためとしている（別図表11～別図表14参照）。

図表1-5 旅行事業者等への販売可能枠の配分方法

事業者の別	種 別	①全ての事業者に対して販売可能枠を個々に配分	②全ての事業者の中から販売可能枠を個々に配分する事業者を抽出し、残りの事業者については一括して予算の残額を管理	③全ての事業者を一括して予算の残額を管理
旅行事業者	県民割支援	25道県	5県	13府県
	全国旅行支援	2府県	42都道府県	—
宿泊事業者	県民割支援	20道県	—	23府県
	全国旅行支援	20都道府県	2県	22府県

（注） 東京都は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて、県民割支援を実施していない。

そして、図表1-5の①又は②の配分方法としていた都道府県において、個々の販売可能枠をどのように算定していたかをみたところ、図表1-6のとおりとなっていた（詳細については別図表15及び別図表16参照）。

図表1-6 旅行事業者等へ配分した個々の販売可能枠の算定方法

事業者 の 別	種 別	主 な 算 定 方 法
旅 行 事業者	県 民 割 支 援	事業者から示された配分希望額等及び過去に独自で実施した同種事業における販売実績額等を基に算定
	全国旅行支援	Go To トラベル事業における販売実績額等及び事業者から示された配分希望額等を基に算定
宿 泊 事業者	県 民 割 支 援	事業者から示された配分希望額等及び過去に独自で実施した同種事業における販売実績額等を基に算定
	全国旅行支援	県民割支援における販売実績額等、宿泊施設の客室数等、事業者から示された配分希望額等を基に算定

図表1-5の②の配分方法としていた都道府県において、販売可能枠を個々に配分する事業者をどのように抽出していたかをみたところ、図表1-7のとおりとなっていた（詳細については別図表17参照）。

図表1-7 販売可能枠を個々に配分する旅行事業者等の抽出方法

事業者 の 別	種 別	主 な 抽 出 方 法
旅 行 事業者	県 民 割 支 援	OTA等を抽出
	全国旅行支援	Go To トラベル事業等における販売実績額が多い事業者を抽出
宿 泊 事業者	県 民 割 支 援	
	全国旅行支援	事業者の事務処理方法により、販売可能枠を個々に管理できる事業者を抽出

図表1-5の②又は③の配分方法としていた都道府県において、一括して予算の残額を管理していた方法をみたところ、事業者からの実績報告の申請順に旅行商品代金等の割引額を支払い、その実績報告等を基に管理するなどしていた。

また、44都道府県においては、実施当初に事業者に配分した販売可能枠について、執行状況を随時確認して、必要に応じて配分方法等を変更していたほか、販売実績額が販売可能枠に達する見込みとなった者については販売可能枠を増やす一方で、販売実績額が低調になっている者については販売可能枠を減らすなどしていた。

なお、観光庁は、5年4月5日付けで事業の実施主体である各都道府県に対して発出

した事務連絡において、全国旅行支援に係る予算の執行残を可能な限り減らす観点から、販売実績額が事業者に配分した販売可能枠に達する見込みとなるなどして販売を停止している場合にあっては、予約のキャンセルによる予算の残額が明らかになり次第速やかに販売を再開するよう通知していたが、販売を再開していた実施主体がある一方で、再開することなく事業を終了していた実施主体も見受けられた。

イ 都道府県における予算の執行状況

(ア) 44都道府県における予算の執行額、残額等の状況

44都道府県における予算の執行額及び残額の状況をみたところ、図表1-8のとおり、交付決定額計1兆0550億2487万余円に対する執行額は計9279億7479万余円（県民割支援計2741億0564万余円、全国旅行支援計6538億6914万余円）となっていて、交付決定額の約1割に相当する計1270億5008万余円が残額となっていた。

なお、これらの都道府県における残額は、都道府県において予算が執行されなかったものであることから、国からの支出は行われず、結果として国の決算上の不用額となっていた。

図表1-8 44都道府県における予算の執行額及び残額の状況 (単位：千円)

交付決定額 (A)			執行額 (B)			残額 (A)-(B)
	県民割支援	全国旅行支援		県民割支援	全国旅行支援	
1,055,024,876	799,705,051	255,319,825	927,974,791	274,105,644	653,869,147	127,050,085

(注) 「執行額(B)」欄の全国旅行支援の金額が、「交付決定額(A)」欄の全国旅行支援の金額を上回っているのは、全国旅行支援において、図表1-1のとおり県民割支援における交付決定額の残額を活用して執行していたことによる。

また、交付決定額等に対する執行額の割合を都道府県別にみたところ、図表1-9のとおりとなっていた（詳細については別図表18及び別図表19参照）。

図表1-9 交付決定額等に対する執行額の割合

種 別	20%未満	20%以上 40%未満	40%以上 60%未満	60%以上 80%未満	80%以上
県民割支援	4県	18道府県	18県	2県	1県
全国旅行支援	-	-	2県	13都県	29道府県

(注) 県民割支援における交付決定額の残額は、図表1-1のとおり、全国旅行支援に活用して執行されている。

(イ) 団体旅行枠の設定方法及びその執行状況

全国旅行支援において、需要の回復が十分でない貸切バスを利用する団体旅行の需要を喚起するために設定された団体旅行枠の設定方法及びその執行状況についてみたところ、次のとおりとなっていた。

3年11月に、バス事業に係る団体から、貸切バスを利用する団体旅行の促進等に関する要望書が国土交通大臣に提出されたことなどから、観光庁は、4年3月25日付けで都道府県に対して事務連絡を発出して、団体旅行の需要を喚起するための取組を行うよう通知した。そして、同年6月21日付けで発出した事務連絡等において、図表1-3の②の算定方法により配分した県民割支援における交付限度額及び全国旅行支援における交付限度額のそれぞれについて2割に相当する額を団体旅行枠として設定することなどを求めている。

団体旅行枠の設定方法の考え方について、観光庁は、元年の旅行・観光消費動向調査（観光庁公表の一般統計調査）において、パック・団体旅行の延べ泊数^(注9)の国内旅行全体に占める割合が全都道府県で約1割となっていたこと、また、同庁が2年に貸切バスを利用する団体旅行を推奨しなかったことにより同旅行の需要が失われたままとなっていたことを踏まえて、団体旅行枠を十分に確保するために合わせて2年分相当の2割としたとしている。

そこで、上記のような考え方で設定された団体旅行枠の執行状況について確認するため、44都道府県における団体旅行枠（計1772億2515万余円）と、これに対する執行額（計1066億7325万余円。以下「団体枠執行額」という。）とを比較したところ、団体枠執行額が団体旅行枠を上回っていたものは4府県である一方、これを下回っていたものは40都道府県となっていて、当該40都道府県においては計724億5178万余円の残額が生じていた（別図表20参照）。

このように、団体枠執行額が団体旅行枠を下回り残額が生じたのは、旅行・観光消費動向調査で集計しているパック・団体旅行の延べ泊数には、貸切バスを利用した旅行の他に鉄道、航空機等を利用した旅行に係る延べ泊数も含まれているのに、このような統計値に基づいて団体旅行枠を設定していたことが要因の一つであると思料される。

また、観光庁は、「令和5年に実施する「全国旅行支援」に関するQ&A」（令和5年5月8日時点版）において、全国旅行支援における交付限度額の2割に相当する額として設定した団体旅行枠については、全ての旅行に利用可能な予算の枠

(以下「一般枠」という。)への振替を行うことは認められないとしていた。

そして、同Q&Aにおいては、「なお、団体旅行枠に係る予算の執行状況等については、随時観光庁までご相談ください」と記されており、また、5年6月9日付けの事務連絡である「今後の全国旅行支援のあり方について」において、「今後の事業実施にあたりご懸念がある場合には、予算の執行状況等に応じて、当庁まで個別にご相談いただきますよう、お願いいたします」と記されていた。

これらを踏まえて団体旅行枠から一般枠への振替に係る考え方について確認したところ、観光庁は、都道府県から個別の相談があり、真にやむを得ない事情があった場合には、例外的な取扱いとして一般枠への振替を行うことを認めていたとしており、実際に、事前に振替について同庁に相談して認められた13都道府県が一般枠への振替を行っていた。

しかし、同Q&Aにおいて団体旅行枠から一般枠への振替を行うことは認められないと示されていたことから、4県において振替をそもそも検討しなかったとしているなど、対応状況が都道府県により区々となっていた(別図表21参照)。

このように、観光庁は、団体旅行枠から一般枠への振替について、例外的な取扱いとして認められ得ることを個別の相談事項としていて全ての都道府県に対して伝えておらず、これにより一部の県における予算の執行方針に影響を及ぼす結果となっていたと思料される。

(注9) パック・団体旅行 旅行会社のパックツアーを利用した旅行、職場の社員旅行、学校の修学旅行等(貸切バス以外に鉄道、航空機等を利用した旅行を含む。)

2 両旅行支援の実施状況等

(1) 事業の実施体制等

ア 事業の実施体制

Go To トラベル事業は、観光庁の直轄事業として実施されていたのに対し、両旅行支援は、都道府県において制度設計を行う補助事業として実施されている。観光庁は、県民割支援をこのような実施体制とした理由について、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて、事業の実施主体である都道府県において柔軟に事業停止等の判断が可能となるようにしたためとしている。また、全国旅行支援についてもこのような実施体制とした理由について、全国旅行支援の実施期間中も新型コロナウイルス感染症の感染状況が悪化する可能性があったため、都道府県において柔軟に事業停止等の判断が可能となるようにしたためとしている。

両旅行支援の実施体制をみたところ、各都道府県は、事業を統括的に運営する事務局を設置していた。そして、各都道府県における両旅行支援の実施体制は、大きく分類すると、次の(ア)から(カ)までの五つの類型となっていた。

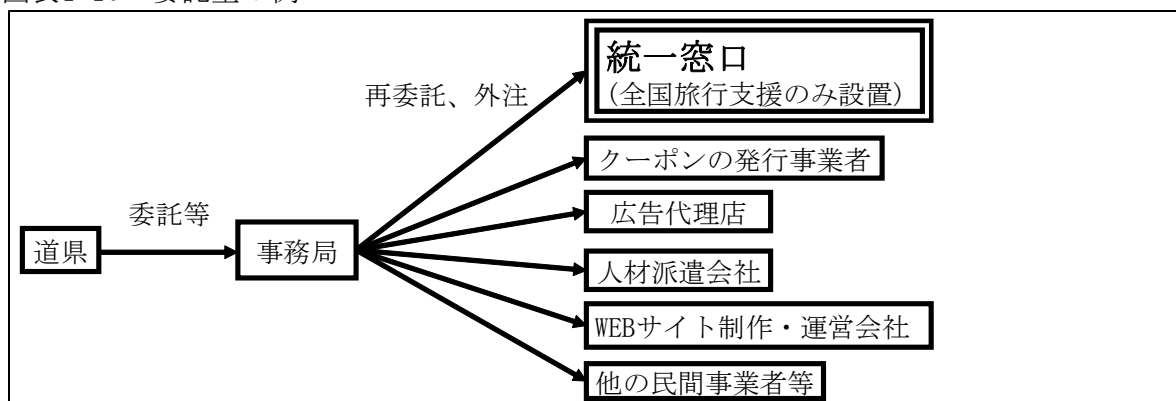
なお、全国旅行支援における旅行事業者の参画登録、旅行商品代金の割引の審査、旅行事業者への割引額の支払等に係る業務については、奈良県を除く43都道府県が統一窓口にも再委託することなどにより実施させていた。

(ア) 委託型

この類型は、図表1-10のとおり、旅行事業者や宿泊事業者の登録、旅行商品代金等の割引の審査、クーポンの発行、配布、使用後の審査等に係る業務（以下、これらをまとめて「事業実施に係る主な業務」という。）を事務局に委託するなどしたものであり、28道県がこれにより事業を実施していた。

そして、委託型の28道県における各事務局への事務経費に係る支払額は、計681億6518万余円となっていた（別図表22参照）。

図表1-10 委託型の例



- 注(1) 県民割支援において、委託型に該当するものは、北海道、青森、岩手、秋田、福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、神奈川、山梨、長野、静岡、愛知、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、徳島、香川、高知、福岡、大分、鹿児島、沖縄各県の27道県、全国旅行支援においては、これら27道県から愛知県を除き、群馬県を含めた27道県である。
- 注(2) 北海道及び兵庫県は、広報業務について事務局に委託するのではなく、観光連盟等に負担金又は間接補助金を交付して行わせている。
- 注(3) 鳥取県は、県民割支援を実施する際に、令和3年12月14日までは事務局に委託することなく、同県自らが旅行事業者や宿泊事業者の登録、旅行商品代金等の割引の審査等に係る業務を実施していたが、同月15日以降は委託型で事業を実施している。
- 注(4) 大分県は、県民割支援を実施する際に、直接経費については補助金を財源としているが、事務局に係る事務経費については補助金以外を財源としている。
- 注(5) 奈良県は、全国旅行支援を実施する際に、旅行事業者の参画登録等の業務を統一窓口にも再委託せずに、これらの業務を含めた事業実施に係る主な業務を事務局に委託していた。

(イ) 補助型

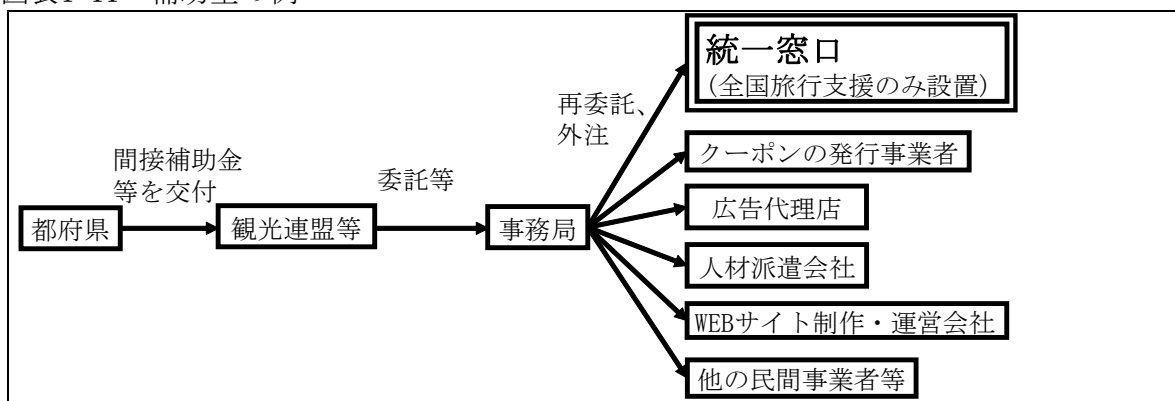
この類型は、図表1-11のとおり、観光連盟等に対して間接補助金又は負担金

(以下「間接補助金等」という。)を交付し、観光連盟等が事業実施に係る主な業務を事務局に委託するなどしたものであり、16都府県がこれにより事業を実施していた。

都府県は、補助型とした理由について、①過去に同種の旅行支援事業を同様に実施した実績があるため、②観光関連事業については観光連盟等と一体となって事業を実施する方針を従前から取っていたため、③この方針を都府県の規程等で定めているため、などとしていた。

そして、補助型の16都府県における各観光連盟等への事務経費に係る間接補助金等の交付額は、計440億9790万余円となっていた(別図表23参照)。

図表1-11 補助型の例



注(1) 県民割支援において、補助型に該当するものは、京都、大阪両府、宮城、福井、岐阜(令和4年3月31日まで)、三重、滋賀、広島、山口、愛媛、佐賀、長崎、熊本、宮崎各県の14府県、全国旅行支援においては、これら14府県から岐阜県を除き、東京都及び愛知県の2都県を含めた15都府県である。

注(2) 岐阜県は、県民割支援を実施する際に、令和4年3月31日までは補助型で事業を実施し、クーポンの発行、配布、使用後の審査等に係る業務については事務局が、旅行事業者や宿泊事業者の登録、旅行商品代金等の割引の審査等に係る業務については同県自ら及び観光連盟等が実施していた。同年4月1日以降は、両旅行支援共に、後述の補助委託併用型で事業を実施していた。

注(3) 佐賀、長崎両県は、県民割支援を実施する際に、旅行事業者に係る登録、旅行商品代金の割引の審査等に係る業務については観光連盟等が、宿泊事業者に係る登録、宿泊代金の割引の審査、クーポン発行等に係る業務については事務局が実施している。

注(4) 愛知県は、全国旅行支援を実施する際に、事務局ではなく観光連盟等が統一窓口と委託契約を締結している。

(ウ) 補助委託併用型

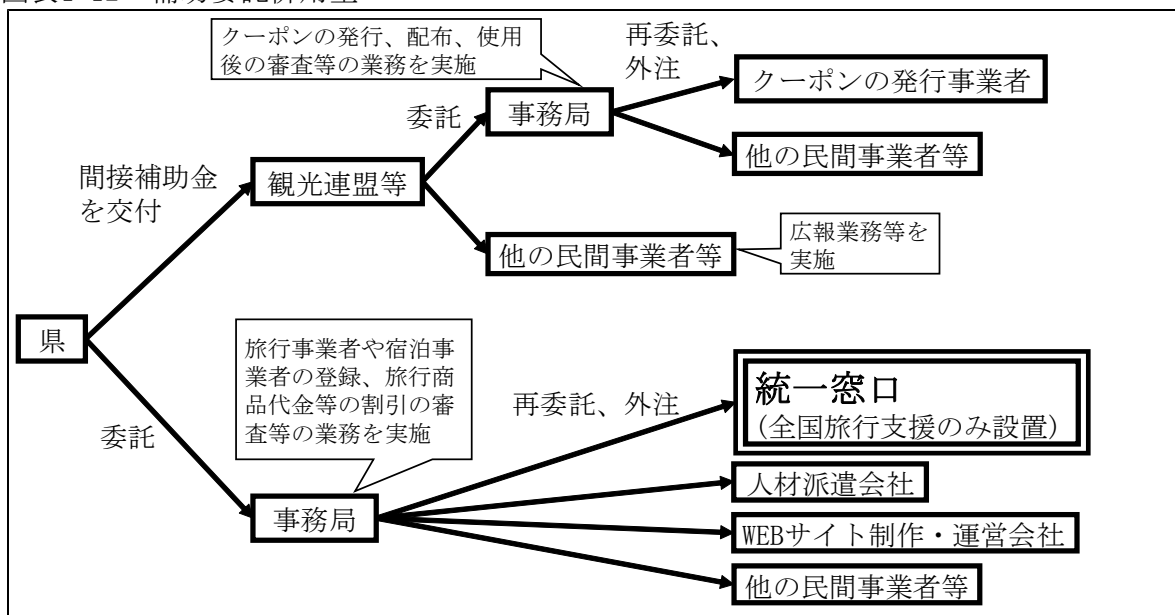
この類型は、図表1-12のとおり、旅行事業者や宿泊事業者の登録、旅行商品代金等の割引の審査等については委託型、クーポンの発行、配布、使用後の審査等については補助型で実施したものであり、岐阜県がこれにより事業を実施していた。

同県は、補助委託併用型とした理由について、既に実施していた別の旅行支援事業の枠組みを活用し、当初は補助型で事業を実施していたものの、県や観光連

盟等の業務量を軽減するため、4年4月1日以降は県や観光連盟等が実施していた業務の一部を事務局に委託することで効率化を図ったためとしていた。

そして、同県における観光連盟等への事務経費に係る間接補助金の交付額は2億8604万余円、同県と事務局の委託契約に係る事務経費の支払額は16億7054万余円となっていた（別図表24参照）。

図表1-12 補助委託併用型



（注） 令和4年4月1日以降の両旅行支援で実施した方法である。

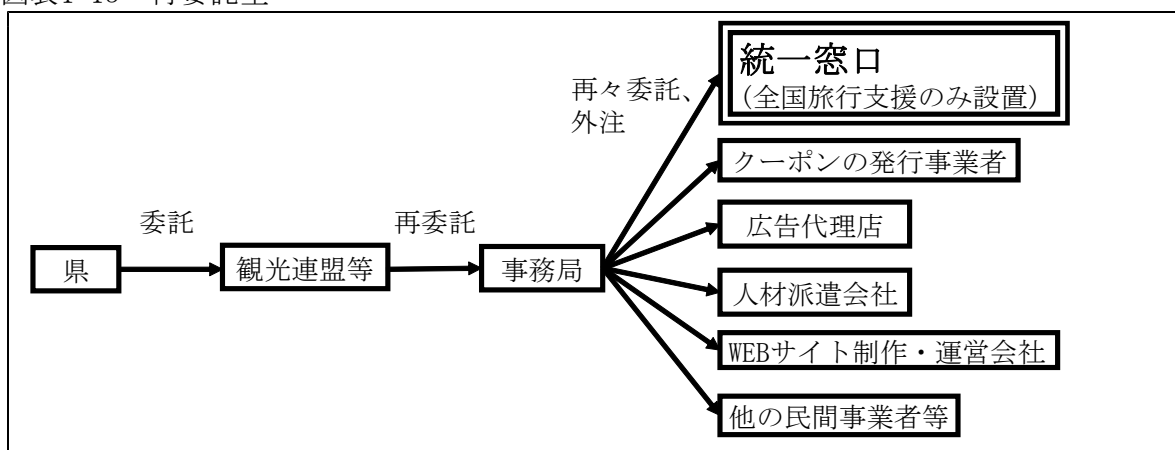
（エ）再委託型

この類型は、図表1-13のとおり、観光連盟等に事業実施に係る主な業務を委託し、観光連盟等が県の承認を受け、これらの業務の一部を事務局に再委託したものであり、山形県がこれにより事業を実施していた。

同県は、再委託型とした理由について、県内の観光関連事業者の経営状況等に詳しい観光連盟等が、過去に同種の旅行支援事業を同様の方法で実施した実績があったためとしていた。

そして、同県における観光連盟等への事務経費に係る支払額は15億5637万余円となっていた（別図表25参照）。

図表1-13 再委託型



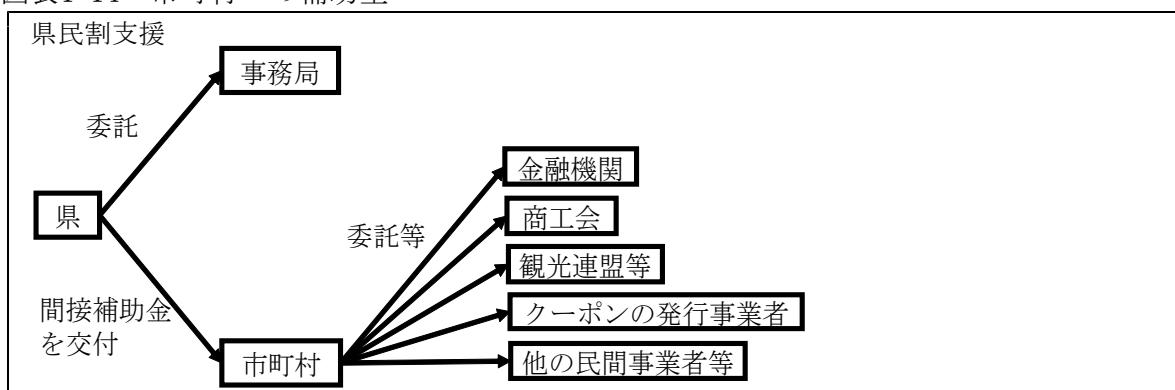
(オ) 市町村への補助型

この類型は、図表1-14のとおり、旅行事業者や宿泊事業者の登録、旅行商品代金等の割引の審査等に係る業務については事務局に委託し、クーポンの発行、配布、使用後の審査等については市町村に間接補助金を交付することで実施したものであり、群馬県がこれにより事業を実施していた。

同県は、市町村への補助型とした理由について、既に実施していた別の旅行支援事業の枠組みを活用し、県の業務負担を軽減するためとしていた。

そして、同県における事務局への事務経費に係る支払額は2億6960万余円となっていた。

図表1-14 市町村への補助型



注(1) 県民割支援で実施した方法である。

注(2) 群馬県は、補助金以外の財源を合わせて事業を実施している。

注(3) 事務局からの再委託等も行われていない。

これら五つの類型の44都道府県における両旅行支援に係る各事務局等への事務経費に係る支払額は計716億6170万余円、各観光連盟等への事務経費に係る間接補助金等の交付額は計443億8395万余円、合計1160億4565万余円となっていた。

イ 事務局の状況

(ア) 都道府県と事務局の関係

両旅行支援において、委託型、補助委託併用型又は市町村への補助型で事業を実施した29道県は、直接、事務局と委託契約等を締結することにより、事務局に旅行商品代金等の割引の審査等に係る業務を実施させていた。

そこで、29道県に係る事務局との委託契約等80件について、その契約方式等(注10)みたところ、全て随意契約となっており、これらの内訳は、企画競争によるもの(注11)が17道県計31件、公募によるものが3県計8件、特命によるものが22県計41件となっていた(別図表26参照)。

一方、補助型又は再委託型で事業を実施した15都府県(実施時期により、委託型又は補助委託併用型であった愛知、岐阜両県を除く。)は、事務局とは直接委託契約等を締結していなかった。

(注10) 企画競争 複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う契約方式

(注11) 公募 行政目的達成のため、どのような設備又は技術等が必要であるかをホームページ等で具体的に明らかにした上で、参加者を募る契約方式

(注12) 特命 契約の性質又は目的が競争入札に適しないなどの場合の契約方式

(イ) 事務局の運営者の状況

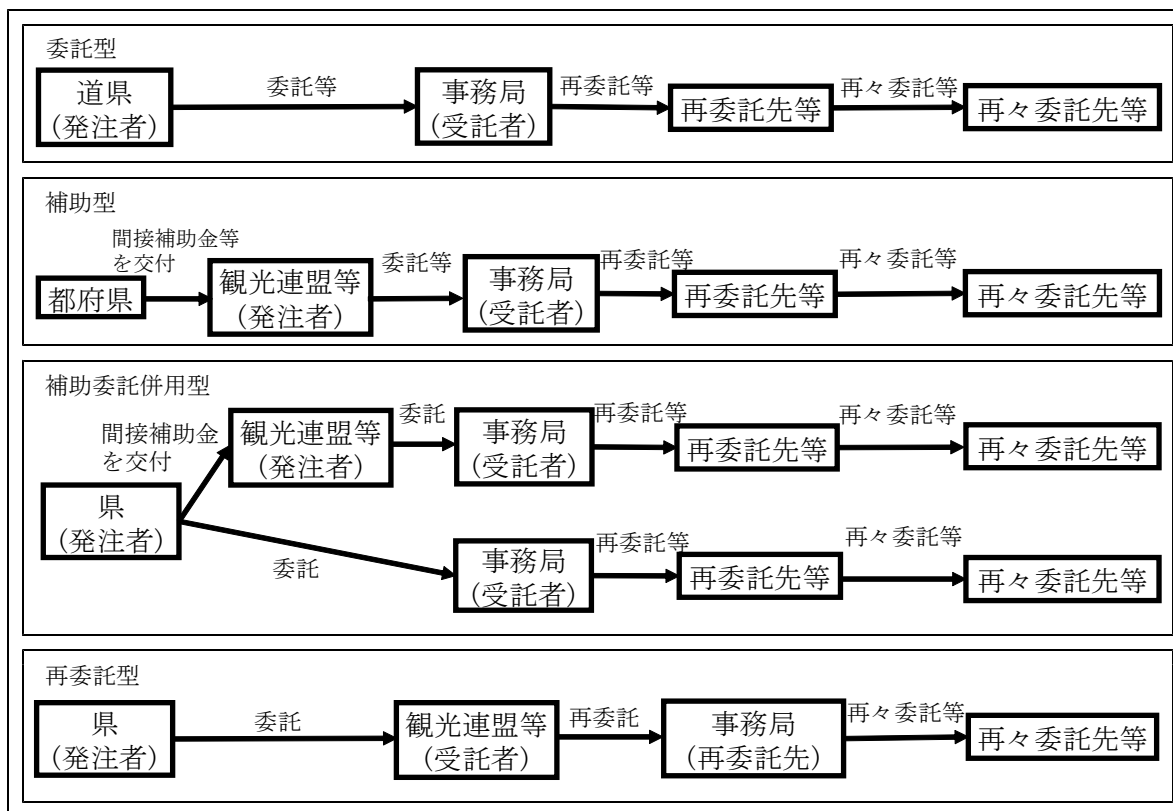
両旅行支援に係る122事務局の運営者をみたところ、旅行事業者単独となっていたものが39事務局、複数の旅行事業者等による集合体となっていたものが65事務局、観光連盟等単独となっていたものが18事務局となっていた。また、両旅行支援に係る122事務局を運営していた事業者延べ337者のうち約8割に当たる267者が、(注13)両旅行支援実施期間中に主要旅行業者であった者となっていた(別図表27参照)。

(注13) 主要旅行業者 観光庁が公表している「旅行業者取扱額」で集計対象となっている45(令和3年度)又は43(4、5両年度)の会社・グループ。大手の旅行業者から成っている。

ウ 再委託等及び再々委託等の状況

両旅行支援において、都道府県が事業を実施するに当たっては、図表1-15のとおり、事業実施に係る主な業務を事務局又は観光連盟等に委託するなどしていたほか、これらの業務の一部について、事務局等による再委託等や、再委託先等による更なる再々委託等が行われていた。

図表1-15 事務局等による再委託等及び再委託先等による再々委託等



(注) 市町村への補助型においては、事務局からの再委託等は行われていない。

一般に、委託契約においては、受託者に対して、契約の全部又は一部を更に第三者に再委託することを無条件に認めると、当該受託者を選定した発注者の意図に沿わない結果や、契約履行の責任の所在が不明確になって適正な履行の確保の阻害等につながるおそれがある。このため、受託者が再委託を行う場合には、発注者は、あらかじめ、再委託先の名称、再委託する業務の範囲等を把握するとともに、必要に応じて再々委託先に係る履行体制の把握に努めることが、委託契約の適正な履行の確保につながるものと思料される。

そこで、事業の実施主体である都道府県が、再委託等及び再々委託等の状況をどのように把握していたのか、五つの類型別にみたところ、次のとおりとなっていた。

委託型、補助委託併用型、再委託型又は市町村への補助型で事業を実施した30道県をみたところ、事務局等との委託契約等に係る契約書又は仕様書において、事務局等が再委託等を行う場合について道県に対して事前に承認を得ることを条件とする条項（以下「事前承認条項」という。）を規定していたものは、県民割支援で28道県、全国旅行支援で27道県となっており、再委託先等が再々委託等を行う場合に

について同様の条項を規定している道県は、両旅行支援共になかった。

そして、道県と事務局等との間の委託契約等が終了した際等に、事務局等から道県に対して再委託先等に係る名称、支払金額等を報告させていたものは、県民割支援で26道県、全国旅行支援で28道県となっており、再々委託先等に係るこれらの情報を報告させていたものは両旅行支援共に1県となっていた（別図表28参照）。

また、補助型又は補助委託併用型で事業を実施した16都府県をみたところ、観光連盟等と事務局との間の委託契約等に係る契約書又は仕様書において、事務局が再委託等を行う場合について、観光連盟等に対する事前承認条項を規定していたものは、県民割支援で13府県、全国旅行支援で15都府県、再委託先等が再々委託等を行う場合について同様の条項を規定していたものは県民割支援で2県、全国旅行支援で1県となっていた。

そして、観光連盟等と事務局との間の委託契約等が終了した際等に、事務局から観光連盟等に対して再委託先等に係る名称、支払金額等を報告させていたものは、県民割支援で12府県、全国旅行支援で16都府県となっており、再々委託先等に係るこれらの情報を報告させていたものは両旅行支援共に2県となっていた。さらに、都府県と観光連盟等との間の間接補助金等に係る事業が終了した際等に、観光連盟等から都府県に対して再委託先等や再々委託先等に係る名称、支払金額等を報告させていたものは、県民割支援で5府県、全国旅行支援で7府県となっていた（別図表29参照）。

このように、都道府県によっては再委託先等や再々委託先等の状況を把握していなかった。

エ 統一窓口への再委託、再々委託等の状況

(ア) 統一窓口の設置の経緯等

統一窓口は、観光庁が、全国旅行支援の実施前の4年3月に都道府県に対して旅行事業者に係る一元的な組織スキーム案の提示、同スキームの活用意思確認、クーポンの配布方法等に関する照会を行い、Go To トラベル事業の業務委託先であるツーリズム産業共同提案体の構成企業に対して設置を打診したことを契機として、同年7月に設立された。

統一窓口の設置の経緯等に関する具体的な内容について把握するため、この照会に対する都道府県からの回答について観光庁に確認したところ、同庁は、提出

された回答文については、補助金の交付に関する重要な経緯となる折衝の文書には当たらず、統一窓口の利用希望の有無を都道府県別に整理するためのメモであり、行政文書に該当しないと考えて、全て保存していないとしていた。

そこで、各都道府県が観光庁に提出した回答文の写しを、会計検査院が各都道府県から提出を受けるなどしてその内容を確認したところ、統一窓口の利用希望の有無だけではなく、統一窓口に係る費用や全国旅行支援の事業実施体制等に言及する内容となっており、統一窓口に係る費用の積算根拠を明示するよう希望していたものが8府県、補助対象の範囲が全国に拡大することから、Go To トラベル事業と同様に観光庁が一つの団体と委託契約を締結して全国分を取りまとめて実施する直轄事業を希望していたものが7県となっていた。

そして、統一窓口の設置に関してツーリズム産業共同提案体の構成企業に観光庁が全国旅行支援の実施前にどのような打診を行ったのか、同支援の実施期間中に統一窓口とどのような調整を行ったのか確認したところ、観光庁は、これらを全て口頭で行ったとして、記録は作成していないとしていた。このため、会計検査院において、統一窓口の設置等に関する詳細な経緯を確認することはできなかった。

(注14) 8府県 京都府、岩手、秋田、群馬、埼玉、兵庫、広島、長崎各県

(注15) 7県 宮城、埼玉、静岡、三重、滋賀、鳥取、島根各県

(イ) 統一窓口との契約及び支払の状況

統一窓口は、全国旅行支援に係る一元的な組織スキームとして設置されたが、統一窓口との委託契約の契約主体は、都道府県ではなく、各都道府県から業務を委託されるなどした事務局等となっており、都道府県からみると、これらの契約は再委託、再々委託の契約等となっていた。

そこで、会計検査院が、各都道府県における事務局等と統一窓口との間の委託契約（変更を含む。）を統一窓口の協力の下に調査したところ、統一窓口は、都道府県ごとの事務経費に係る契約金額について、各都道府県に係る全ての業務を実施するために必要と見込まれる費用（直接人件費、借料及び損料等）の総額を、各都道府県に係る交付限度額の合計額に占める当該都道府県の交付限度額の割合で案分することなどにより定めたとしていた。なお、統一窓口は、各都道府県の交付限度額を、事務局等からの情報を基に、観光庁にも確認の上、把握したとし

ていた。そして、都道府県にも確認したところ、複数の都道府県が、交付限度額の割合で契約金額を算出しているとの説明を事務局等から受けたとしていた。

また、43都道府県に係る事務局等から統一窓口への事務経費に係る支払額について調査したところ、計239億2664万余円となっていた（別図表30参照）。そして、各都道府県は、統一窓口に係る費用を含めた事務局等への支払額（補助金以外の財源によるものを除く。）を、全国旅行支援の事務経費（43都道府県の計901億7043万余円。別図表19参照）の対象としていた。

そこで、事業の実施主体である43都道府県が、事務局との委託等契約に係る支払のための検査や観光連盟等への間接補助金等に係る額の確定検査等の際に、事務局等による再委託、再々委託の契約等に基づいて事務局等から統一窓口への事務経費に係る支払額をどのように確認していたかみたところ、12府県は事務局等を通じて統一窓口から事務局等宛ての資料を徴取することにより確認したとしていた。^(注16)一方、31都道県は、これらの検査等の際に事務局から都道府県や観光連盟等宛てに提出された請求書に記載されていた統一窓口との委託契約に係る金額を確認していたが、統一窓口から事務局等宛ての資料は徴取していないなどとしていた。^(注17)なお、この31都道県のうち2県は、事務局を通じて、統一窓口から資料を徴取しようとしたが、得られなかったとしていた。^(注18)

(注16) 12府県 京都、大阪両府、岩手、千葉、山梨、長野、愛知、三重、兵庫、鳥取、岡山、宮崎各県

(注17) 31都道県 東京都、北海道、青森、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、神奈川、福井、岐阜、静岡、滋賀、和歌山、島根、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島、沖縄各県

(注18) 2県 茨城、栃木両県

(2) 事業の実施状況

ア 事業の実施期間等

県民割支援は3年4月1日から8県で開始されたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、35道府県においては事業の開始が遅れたほか、事業の実施期間中、37道府県で一時停止を余儀なくされ、その後に再開するなど、43道府県における事業の実施期間は異なっていた。

また、全国旅行支援は4年10月11日から43道府県で開始されたが（東京都のみ同月20日に開始）、事業の終了時期は、予算の状況等により、それぞれ5年6月から同年

12月までの間となっていた（別図表31参照）。なお、全国旅行支援においては、事業の一時停止を行った都道府県はなかった。

そして、両旅行支援のうち県民割支援については、事業の実施期間中に一時停止が繰り返される状況となっていたことから、これに伴い旅行の予約のキャンセルが多数発生する状況となっていた。

「「地域観光事業支援」に関するQ & A」（令和3年4月30日時点版）によれば、事業を停止した場合のキャンセル料の補填に係る費用については、要綱における事業の目的を遂行するために必要であると大臣が認めた経費（都道府県の運営費、人件費等の経常経費は対象外）として、補助対象経費に計上できることとされている。

そこで、県民割支援の実施期間中に事業を一時停止したことに伴い、キャンセル料が発生した道府県におけるキャンセル料の補填状況をみたところ、19道府県で計9億1443万余円を補助対象経費に計上しており、その他の府県では補助金以外の財源を用いて補填するなどしていた（別図表32参照）。

イ 旅行商品代金等の割引に係る事業の実施状況

（ア）割引の対象となる旅行の種類

両旅行支援に係る制度設計は、都道府県において行われることになっていたことから、各都道府県がどのような種類の旅行を旅行商品代金等の割引の対象にしていたかをみたところ、要綱で補助対象とされている日帰り旅行について、県民割支援を実施した43道府県のうち6県が割引の対象にしていなかった。一方、全国旅行支援においては44都道府県全てが、日帰り旅行を割引の対象としていた。

また、観光を目的としないビジネス旅行については、要綱では特段の制限は設けられていなかったが、本件事業が観光需要を喚起することを目的としていることを考慮するなどして、県民割支援で9道府県、全国旅行支援で1県が割引の対象としていなかった。

このように、割引の対象とする旅行の種類については、都道府県により取扱いが異なっていた（別図表33参照）。

（イ）割引の実績等

両旅行支援の割引の実績は、図表1-16のとおり、44都道府県で利用者の延べ人数は計1億2426万余人、割引額は計5245億4878万余円となっていた（詳細については別図表34及び別図表35参照）。

図表1-16 割引の実績

種別	旅行事業者に係る 旅行商品代金の割引額 (利用者数)	宿泊事業者に係る 宿泊代金の割引額 (利用者数)	計
県民割支援	580億8151万余円 (延べ1371万余人)	1164億6169万余円 (延べ2604万余人)	1745億4321万余円 (延べ3975万余人)
全国旅行支援	2568億4434万余円 (延べ5762万余人)	931億6122万余円 (延べ2688万余人)	3500億0556万余円 (延べ8450万余人)
計	3149億2585万余円 (延べ7133万余人)	2096億2292万余円 (延べ5292万余人)	5245億4878万余円 (延べ1億2426万余人)

そして、割引の実績があった旅行事業者等の延べ数は県民割支援において、43道府県で旅行事業者は計8266者、宿泊事業者は計2万3220者、また、全国旅行支援において、44都道府県で計7万5173者、宿泊事業者は計2万5775者となっていた（別図表36参照）。

旅行事業者が取り扱った旅行商品代金の割引は、各都道府県における取扱実績額の上位10者で、県民割支援においては全体の総額の73.7%を、全国旅行支援においては同76.9%をそれぞれ取り扱っていた（別図表37及び別図表38参照）。

また、宿泊事業者が取り扱った宿泊代金の割引は、各都道府県における取扱実績額の上位10者で、県民割支援においては全体の総額の24.3%を、全国旅行支援においては同23.7%をそれぞれ取り扱っていた（別図表39及び別図表40参照）。

ウ クーポンに係る事業の実施状況

(ア) クーポンの付与の実施状況

県民割支援においては、旅行者へのクーポンの付与方法は要綱等で定められておらず、各道府県に委ねられていた。

そこで、43道府県におけるクーポンの付与方法をみたところ、図表1-17のとおり、39道府県においては紙クーポン、4府県においては電子クーポンを採用していて、スマートフォンを持たない旅行者でも使用が可能であることなどを理由として紙クーポンを採用している道府県が多数となっていた。

図表1-17 クーポンの付与方法（県民割支援）

付与方法	道府県	道府県数
紙クーポン	北海道、京都府、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬 ^(注) 、埼玉、千葉、福井、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県	39
電子クーポン	大阪府、神奈川、岐阜、愛知各県	4

(注) 群馬県は、クーポンの発行業務について、管内の16市町村にそれぞれ間接補助金を交付することで実施させており、このうち1町は電子クーポンにより事業を実施していた。

また、全国旅行支援開始当初の44都道府県におけるクーポンの付与方法についてみたところ、図表1-18のとおり、38道府県は紙クーポン、6都府県は電子クーポンを採用していた。

図表1-18 クーポンの付与方法（全国旅行支援開始当初）

付与方法	都道府県	都道府県数
紙クーポン	北海道、京都府、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、福井、山梨、長野、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県	38
電子クーポン	東京都、大阪府、神奈川、岐阜、静岡、愛知各県	6

このように、多くの道府県が紙クーポンを採用している中で、観光庁は、全国旅行支援の開始日（4年10月11日）から間もない同月27日付けの事務連絡において、デジタル社会の推進に向けた政府全体の方針を踏まえたものとして、5年1月以降に使用するクーポンは、スマートフォンを所持していない者への対応等の例外を除き、使用履歴等の情報が電子記録として保存され精算事務等を効率化できることになる電子クーポンによることを原則とする方針を初めて示し、遅滞なく電子クーポンにより事業を実施するよう通知していた。そして、観光庁は、4年12月に、電子クーポンの原則化に伴い要綱を改正していた。

このため、全国旅行支援開始当初に紙クーポンを使用していた道府県においては、短期間で電子クーポンに変更する必要が生ずることになった。

そこで、38道府県のうち、電子クーポンが原則化される前に印刷を行っていた紙クーポンの枚数及び旅行者へ配布した枚数を確認することができる21道県について、これらを比較したところ、印刷した紙クーポンを旅行者に配布した比率は平均66.0%となっていて、紙クーポンが計3269万枚以上余剰となり、使用する見込みがないことから廃棄するなどしている状況が見受けられた（別図表41参照）。

しかし、観光庁は、道府県における既存の紙クーポンの印刷及び配布の状況について現状を把握しておらず、そこから想定される影響を考慮しないまま、事業の実施途中で電子クーポンへの方針変更を行っていた。

電子クーポンが原則化されたことに伴って既存の紙クーポンが旅行者に配布されずに余剰となっていた事態について事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞電子クーポンの原則化に伴い、既存の紙クーポンが余剰となっていたもの

北海道は、全国旅行支援の実施のために、紙クーポン1340万枚を印刷していた（これに係る補助対象経費5896万円）。

一方、旅行者に配布した紙クーポンは約810万枚にとどまっており、印刷した紙クーポンに対して配布した割合は60.5%となっていて、残りの約529万枚の紙クーポン（これに係る補助対象経費相当額2329万余円）が旅行者に配布されずに余剰となっていた。

紙クーポンが余剰となった理由について、北海道は、令和4年10月27日に観光庁から電子クーポンが原則化されることが示されるより前に印刷した紙クーポンが納品済みであったためとしていた。

そして、北海道は、5年1月以降は電子クーポンに切り替えたことにより、余剰となった紙クーポンは使用の見込みがないことから、破砕^(注)処理をしていた。

（注） 破砕処理に係る費用は、補助対象経費として事務経費に含まれているが、事務局が複数の業務を一括して業者に委託したもの的一部分であることから、当該費用のみを特定することはできない。

（イ）クーポンの取扱店舗の状況

要綱によれば、両旅行支援では、旅行期間中に使用可能なクーポンを付与するなど、旅行商品代金等の割引と併せて、土産物店、飲食店等の幅広い産業を支援できることとされている。

そこで、クーポンの取扱店舗に係る参画登録の状況をみたところ、県民割支援、全国旅行支援のいずれにおいても、各都道府県で、土産物店、飲食店、旅館・ホテル（売店や飲食代）等の様々な業種の店舗が登録されており、都道府県によっては、両旅行支援の制度目的を踏まえて観光関連施設のみを参画登録の対象として、コンビニエンスストア、ドラッグストア等を対象外としていた。

（ウ）クーポンの使用状況

要綱によれば、クーポンの付与額は、実際に旅行者が使用した分に限り、補助対象経費とすることができることとされている。

そこで、クーポンの使用状況についてみたところ、クーポンの使用に係る補助対象経費は、県民割支援を実施した43道府県で計737億1265万余円、全国旅行支援を実施した44都道府県で計2130億6775万余円、合計2867億8041万余円となっていた（別図表42参照）。

そして、両旅行支援において、実際にどのような店舗でクーポンが使用されていたのかをみたところ、旅館・ホテル、その他の各種商品小売業（土産物店等）、公園・遊園地等といった観光関連施設のほか、総合スーパーマーケット、ドラッグストア等の店舗でも多く使用されていた（別図表43及び別図表44参照）。

(エ) クーポンの発行等に係る経費の状況

クーポンの発行等に係る経費の状況について、県民割支援を実施した43道府県、全国旅行支援を実施した44都道府県のうち、当該経費を確認することができるそれぞれ34道府県及び37道府県についてみたところ、その額は県民割支援では計20億2670万余円、全国旅行支援では計66億8170万余円、合計87億0841万余円となっていた（別図表45参照）。

エ 両旅行支援の実施期間中における要綱改正等に伴う各都道府県の対応状況

両旅行支援の実施期間は、最長で3年4月から5年12月までの2年9か月となっていたが、観光庁は、その間に両旅行支援に関して要綱を22回改正するとともに、都道府県に対する事務連絡を50回にわたって発出するなどしていた。

要綱改正等の内容についてみると、①実施期間の延長（11回）、②利用対象者の居住地の範囲の拡大（3回）、③団体旅行枠の設定、④5年1月以降の電子クーポンの原則化等となっていた（別図表46参照）。

そして、各都道府県では、度重なる実施期間の延長等により、事務局との委託契約等の変更に係る手続や、旅行者、旅行事業者等への周知等の業務が、その都度、追加で必要になるなどしていた。また、ウ(ア)で記述した電子クーポンの原則化のように、短期間で当初の要綱等には規定されていなかった事項の追加に伴う業務に対応する必要が生ずるなどしていた。

このように、実施期間の延長、方針変更等について、その周知から適用までの期間が短く、都道府県が短期間での対応を余儀なくされる状況が見受けられた。

(3) 審査の実施状況等

両旅行支援の補助対象経費については、旅行商品代金等に対して一定の補助率や上限額が設けられている。また、都道府県、事務局等は、旅行者の居住地や利用条件であるワクチン接種等を確認することとなっている。さらに、クーポンの付与額については、実際に旅行者が使用した分に限り補助対象とすることができることとなっている。

また、要綱等によれば、都道府県は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならないこととされており、経理を明らかにする帳簿に記録する必要がある事項は、補助金の使途が明確に分かるもの（補助金の支出額等）とされている。

そして、観光庁は、県民割支援が既に終了し、全国旅行支援が開始された約10か月

後の5年8月15日付けで都道府県に対して事務連絡「今後の予算執行の考え方等について」を発出していた。これによれば、割引額やクーポンの付与額、旅行者数等の情報が要綱に定める補助要件を満たしているかを事後的に確認できるよう根拠書類を保存することが必要であるとされており、事務局等において保存に必要な措置を執ることも併せて求めている。

そこで、都道府県や事務局等が両旅行支援に係る要件を適切に確認しているか、同事務連絡を踏まえて根拠書類（紙媒体を電子化していたものや原本の内容を転記して確認できるものなどを含めて、以下「根拠資料」という。）を適切に保存しているかなど、都道府県等における審査の実施状況及び根拠資料の保存状況をみたところ、次のとおりとなっていた。

ア 審査の実施状況

県民割支援を実施した43道府県及び全国旅行支援を実施した44都道府県における旅行商品代金等の割引に係る審査（以下「旅行等審査」という。）の実施状況をみたところ、図表1-19に示す方法により、事務局等が旅行事業者等から提出させた根拠資料の内容を確認するなどしていた。

図表1-19 旅行等審査の実施状況

種別	事業者の別	旅行等審査の主な方法
県民割支援	旅行事業者	旅行事業者等から提出された根拠資料（道府県で定めた様式の実績報告書、月次報告書、利用申込書等）を事務局等が確認
	宿泊事業者	
全国旅行支援	旅行事業者 （奈良県を除く）	統一窓口が電子システムを用いた審査や旅行事業者から提出された根拠資料の確認を行い、各都道府県の事務局にその結果を報告
	旅行事業者 （奈良県）	旅行事業者から提出された根拠資料を事務局が確認
	宿泊事業者	宿泊事業者から提出された根拠資料を事務局等が確認

また、両旅行支援のクーポンに係る審査の実施状況をみたところ、図表1-20に示す方法により、事務局等が旅行事業者等から提出させた根拠資料の内容を確認するなどしていた。

図表1-20 クーポンに係る審査の実施状況

種別	クーポンの別	クーポンに係る審査の主な方法
県民割支援 及び 全国旅行支援	紙クーポン	クーポンの取扱店舗から提出された使用済クーポン等の根拠資料を事務局等が確認
	電子クーポン	電子システムを用いて使用金額、使用日時等の使用実績を事務局等が確認

イ 根拠資料の保存状況

両旅行支援の旅行等審査に係る根拠資料の保存状況をみたところ、補助対象経費となる旅行商品代金等の割引額を確認できる根拠資料は、全ての都道府県において保存（事務局、旅行事業者等で保存している場合を含む。以下同じ。）されていた。

一方、補助対象経費とは直接関係しない補助要件である旅行者の居住地、ワクチン接種等を確認できる根拠資料の保存状況については、図表1-21のとおりとなっていた（別図表47参照）。

図表1-21 旅行者の居住地やワクチン接種等に係る根拠資料の保存状況

種別	旅行者の居住地を確認できる根拠資料を保存している都道府県数	ワクチン接種等を確認できる根拠資料を保存している都道府県数	旅行者の居住地又はワクチン接種等を確認できる根拠資料を保存していなかった県数
県民割支援	39道府県	36道府県	7県
全国旅行支援	40都道府県	38都道府県	7県

また、両旅行支援の紙クーポンに係る審査の根拠資料の保存状況については、図表1-22のとおりとなっていた。

図表1-22 紙クーポンに係る審査の根拠資料の保存状況

種別	紙クーポンを採用していた道府県数	使用済クーポン等の根拠資料を保存している道府県数	使用済クーポン等の根拠資料を保存していなかった県数
県民割支援	39道府県	31道府県	8県
全国旅行支援	38道府県	32道府県	6県

さらに、5府県は県民割支援の実施時から電子クーポンを採用しており、5年1月以降は全44都道府県において電子クーポンの原則化に対応している。そこで、44都道府県において、電子クーポンに係る業務を委託していた契約の相手方から使用履歴

等の情報を得て電子記録を根拠資料として保存していたのか、その保存状況をみたところ、図表1-23のとおりとなっていた（別図表48参照）。

図表1-23 電子クーポンに係る審査の根拠資料の保存状況

種別	電子クーポンを採用していた都道府県数	電子クーポンに係る電子記録を保存している都道府県数	電子クーポンに係る電子記録を保存していなかった県数
県民割支援	5府県	5府県	—
全国旅行支援	44都道府県	42都道府県	2県

これらのことから、両旅行支援において、旅行者の居住地又はワクチン接種等を確認できる根拠資料を保存していなかった7県（県民割支援）及び7県（全国旅行支援）や、使用済クーポン等の根拠資料を保存していなかった8県（県民割支援）及び6県（全国旅行支援）、電子クーポンに係る電子記録を保存していなかった2県（全国旅行支援）については、根拠資料に基づいて事後的に両旅行支援の事業の適正性を十分に検証することができない状況となっていた。

(4) 国庫返納の必要があると都道府県が判断した不正請求の状況

第1の2(3)ウ(ア)のとおり、都道府県は、需要創出支援実施計画において、不正を防止するための措置を記載することとされている。この措置としては、「「地域観光事業支援」に関するQ&A」（令和3年4月30日時点版）等によれば、証ひょうの確認、不正受給への返還請求等の事項を掲げることとされている。

そこで、需要創出支援実施計画を踏まえ、国庫返納の必要があると都道府県が判断した旅行事業者による実績の水増しなどの不正請求の状況をみたところ、図表1-24のとおりとなっていた。

図表1-24 不正請求の状況（令和6年7月末現在）

種別	道府県数	件数	不正請求に係る補助金相当額		国庫返納未済		
				うち国庫返納済額	道府県数	件数	金額
県民割支援	10道府県	13件	2億0173万余円	1336万余円	7道府県	9件	1億8837万余円
全国旅行支援	10道県	49件	1億0094万余円	3134万余円	8道県	24件	6960万余円

県民割支援で国庫返納が未済となっている7道府県のうちの4道県（4件）、全国旅行支援で国庫返納が未済となっている8道県のうち5道県（18件）は、返納予定時期（7年3月）の到来前となっている。

一方、県民割支援における残りの3府県（5件、計1億8463万余円）、全国旅行支援における残りの3県（6件、計4488万余円）は、宿泊事業者の資力が乏しいことなどから、返納予定時期が未定となっており、国庫返納までに時間を要する状況となっていた。

不正請求に係る事態を確認している道府県における対応をみたところ、道府県は事態を全て観光庁に報告していた。そして、事態が発覚した時点で既に県民割支援又は全国旅行支援が終了していた2道県（県民割支援）及び3道県（全国旅行支援）を除く残りの8府県（県民割支援）及び残りの7県（全国旅行支援）は、宿泊事業者の実績報告の再精査を行っていたほか、参加事業者に向けて注意喚起を行うなどの再発防止策を講じていた（別図表49参照）。

(5) 事業実施に伴う効果等

ア 行政事業レビューシートにおける成果指標の目標値、達成率等

観光庁が作成した地域観光事業支援に係る行政事業レビューシートでは、成果目標を「本事業を活用する都道府県への旅行需要について、コロナ禍前相当までの喚起を図る」としており、成果目標の測定の基礎となる成果指標として「本事業を活用する都道府県における日本人延べ宿泊者数」を設定していた。そこで、成果指標の目標値、達成率等の状況をみたところ、図表1-25のとおりとなっていた。

図表1-25 行政事業レビューシートにおける成果指標の目標値、達成率等の状況
(単位：百万人泊、%)

年度	成果指標の目標値	成果実績	達成率
令和3	180	143	79.4
4	423	454	107.3
5	337	386	114.5

イ 都道府県における効果検証の公表等

要綱によれば、都道府県は、需要創出支援として実施した両旅行支援について、事業実施に伴う効果を検証し、その内容を公表するとともに、国土交通大臣に報告することとされている。そして、観光庁が5年10月に都道府県に対して発出した事務連絡によれば、公表については、都道府県のホームページ等において、5年度末までに実施することを想定しているとされている。

そこで、44都道府県の公表状況をみたところ、5年度末までに効果検証の内容を公表していたものは2県のみとなっていて、効果検証の内容を5年度末までに国土交通

大臣に報告していたものは4県のみとなっていた。

そして、公表の期限から四半期を過ぎた6年6月末時点でみても、公表していたものは20都道県（5年度末までに公表していた2県を含む。）、報告していたものは23都道県（5年度末までに報告していた4県を含む。）にとどまっていた（別図表50参照）。

その後、観光庁は、6年11月に、効果検証の内容を早期に公表及び報告するよう府県に対して事務連絡を発出していた。

なお、効果検証として公表及び報告する内容は、観光庁が5年10月に発出した事務連絡及びその後に観光庁が都道府県に対して示した所定の様式に定められており、事業の実施に伴う実績値等を記入するものとなっていたが、目標値やその達成状況を公表及び報告するものとはなっていなかった。

第3 検査の結果に対する所見

1 検査の結果の主な内容

会計検査院は、前記要請の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた旅行需要等の喚起を図るために実施された振興策に関する各事項について、両旅行支援をまとめた上で、予算の執行状況等と実施状況等とに区分して、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、①国における予算の執行状況、都道府県における予算の執行状況はどのようなになっているか、②都道府県における事業の実施体制等はどのようなになっているか、割引及び付与に係る事業の実施状況はどのようなになっているか、事務局等における審査の実施状況等はどのようなになっているかなどに着眼して検査を実施した。

検査の結果の主な内容は、次のとおりである。

(1) 両旅行支援の予算の執行状況等（16～27ページ参照）

ア 国における両旅行支援の予算の執行状況等（16～22ページ参照）

Go To トラベル事業の予算として、令和2年度第3次補正予算に計上された額のうち8507億8593万余円、令和3年度補正予算に計上された2685億1672万余円、計1兆1193億0265万余円を（目）訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金に流用するなどして両旅行支援の財源としていた。そして、3年度から5年度までの間に県民割支援に3016億7574万余円、全国旅行支援に6890億7740万余円、計9907億5315万余円が支出され、1285億4949万余円が不用額となっていた（16～19ページ参照）。

また、47都道府県に対する両旅行支援の交付決定額は、計1兆1182億9665万余円となっていた。

観光庁が都道府県に通知した交付限度額の算定状況についてみたところ、同庁は交付限度額の算定までに作成して予算執行時の基準とした算定方法に関する資料を保存していないとしていた。また、同庁は過去の旅行者数、所要の補正等といった交付限度額の算定要素に係る資料を保存していないとしており、会計検査院は、これらの算定要素について十分な説明を受けられなかった。このため、会計検査院は、予算執行における交付限度額の妥当性を事後的に検証することができなかった。そこで、県民割支援における交付限度額について、会計検査院において試算をしたところ、観光庁が算定した交付限度額と会計検査院の試算額との間に相当程度のかい離が生じていた（19～22ページ参照）。

イ 都道府県における予算の執行状況等（22～27ページ参照）

令和6年能登半島地震により被災した新潟、富山、石川各県を除く44都道府県における旅行事業者等への販売可能枠の配分状況についてみたところ、販売実績額が少ない旅行事業者の販売可能枠を十分に確保できるようにするなどのために、全ての事業者の中から販売可能枠を個々に配分する事業者を抽出し、残りの事業者については一括して予算の残額を管理する配分方法を採用するなどとしていた。また、事業者に配分した販売可能枠について、執行状況を随時確認して、必要に応じて配分方法等を変更するなどしていた（22～25ページ参照）。

44都道府県における予算の執行額及び残額の状況についてみたところ、交付決定額計1兆0550億2487万余円、執行額計9279億7479万余円、残額は計1270億5008万余円となっていて、その残額は、結果として国の決算上の不用額となっていた（25ページ参照）。

貸切バスを利用する団体旅行の需要を喚起するために設定された団体旅行枠の設定方法及びその執行状況についてみたところ、40都道府県において計724億5178万余円の残額が生じていた。これは、旅行・観光消費動向調査で集計しているパック・団体旅行の延べ泊数には、貸切バスを利用した旅行の他に鉄道、航空機等を利用した旅行に係る延べ泊数も含まれているのに、観光庁はこのような統計値に基づいて団体旅行枠を設定していたことが要因の一つであると思料される（26ページ参照）。

また、団体旅行枠から一般枠への振替に係る考え方について確認したところ、観光庁は、振替について例外的な取扱いとして認められ得ることを個別の相談事項としていて全ての都道府県に対して伝えておらず、これにより一部の県における予算の執行方針に影響を及ぼす結果となっていたと思料される（26、27ページ参照）。

(2) 両旅行支援の実施状況等（27～46ページ参照）

ア 事業の実施体制等（27～36ページ参照）

都道府県における事業の実施体制をみたところ、都道府県は事業を統括的に運営する事務局を設置しており、実施体制は、大きく分類すると委託型、補助型等の五つの類型となっていた。そして、これら五つの類型の44都道府県における両旅行支援に係る各事務局等への事務経費に係る支払額は計716億6170万余円、各観光連盟等への事務経費に係る間接補助金等の交付額は計443億8395万余円、合計1160億4565万余円となっていた（27～31ページ参照）。

また、事業の実施主体である都道府県が、再委託等及び再々委託等の状況をどの

ように把握していたのかについてみたところ、都道府県によっては再委託先等や再々委託先等の状況を把握していなかった（32～34ページ参照）。

全国旅行支援における統一窓口との契約及び支払の状況をみたところ、契約主体は各都道府県から業務を委託等された事務局等となっており、都道府県からみると、これらの契約は再委託、再々委託の契約等となっていた。また、統一窓口への事務経費に係る支払額は奈良県を除く43都道府県で計239億2664万余円となっていた（35、36ページ参照）。

イ 事業の実施状況（36～41ページ参照）

44都道府県における事業の実施状況をみたところ、両旅行支援の割引に係る実績について、利用者の延べ人数は計1億2426万余人、割引額は計5245億4878万余円となっていた（37、38ページ参照）。

割引に係る実績額について、旅行事業者が取り扱った旅行商品代金の割引は、各都道府県における取扱実績額の上位10者で、県民割支援においては全体の総額の73.7%を、全国旅行支援においては同76.9%をそれぞれ取り扱っていた（38ページ参照）。

全国旅行支援におけるクーポンの付与の実施状況をみたところ、観光庁が事業の実施途中に電子クーポンによることを原則化したことに伴って、既存の紙クーポンが旅行者に配布されずに余剰となっている状況が見受けられた（38～40ページ参照）。

クーポンの取扱店舗に係る参画登録の状況をみたところ、各都道府県で、土産物店、飲食店、旅館・ホテル等の様々な業種の店舗が登録されており、都道府県によっては、両旅行支援の制度目的を踏まえて、観光関連施設のみを参画登録の対象として、コンビニエンスストア、ドラッグストア等を対象外としていた（40ページ参照）。

クーポンの使用状況をみたところ、クーポンの使用に係る補助対象経費は、両旅行支援で計2867億8041万余円となっていた（40ページ参照）。

ウ 審査の実施状況等（41～44ページ参照）

旅行等審査及びクーポンに係る審査の実施状況をみたところ、事務局等が旅行事業者等から提出させた根拠資料の内容を確認するなどしていた（41～43ページ参照）。

また、根拠資料の保存に必要な措置を執ることを求めた事務連絡は全国旅行支援が開始された後の5年8月に発出されていたことを踏まえて、根拠資料の保存状況をみたところ、一部の県において、旅行者の居住地やワクチン接種等を確認できる根拠資料を保存していない状況が見受けられた。また、一部の県において、使用済紙クーポン等の根拠資料や電子クーポンの電子記録を保存していない状況が見受けられた（43、44ページ参照）。

エ 国庫返納の必要があると都道府県が判断した不正請求の状況（44、45ページ参照）

国庫返納の必要があると都道府県が判断した旅行事業者による実績の水増しなどの不正請求の状況をみたところ、県民割支援で10道府県（計13件、補助金相当額計2億0173万余円）、全国旅行支援で10道県（計49件、補助金相当額計1億0094万余円）となっていた（44、45ページ参照）。

オ 事業実施に伴う効果等（45、46ページ参照）

効果検証について、都道府県の公表状況をみたところ、5年度末までに効果検証の内容を公表していたものは2県のみとなっており、6年6月末時点においても、20都道県にとどまっている状況が見受けられた。また、効果検証の内容を5年度末までに国土交通大臣に報告していたものは4県のみとなっており、6年6月末時点においても23都道県にとどまっていた（45、46ページ参照）。

2 所見

政府は、観光を21世紀における日本の重要な政策の柱として位置付けており、観光立国の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るなどのために、毎年多額の予算を計上している。また、2年度から5年度までの間に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う旅行振興策が実施され、令和6年能登半島地震により観光需要の落ち込みが見られる地域において実施されている北陸応援割は、需要創出支援と同様に旅行者を対象として旅行商品代金等の割引を支援する補助事業として、5、6両年度に実施されており、今後同様の事業が実施される可能性がある。

については、観光庁は、今後同様の補助事業を実施するなどの場合には、次の点に留意するなどして、事業を適切に実施する必要がある。

(1) 両旅行支援の予算の執行状況等

ア 予算執行時に基準とした交付限度額の算定方法に関する資料、算定要素としてい

る旅行者数や所要の補正の内容に関する資料等の予算執行に関連する重要な資料を適切に保存し、予算執行における交付限度額の妥当性についての的確な資料に基づき十分に説明することができるようにすること

イ 団体旅行枠のように特定の使途に限定するような予算枠を設定して補助事業を実施させる際には、補助の対象となる旅行の過去の実績等による合理的な基準により予算枠を定めるとともに、事業の実施主体に対して事業の実施に係る事務連絡等を発出する際には、その取扱いを周知徹底すること

(2) 両旅行支援の実施状況等

ア 電子クーポンの原則化のように事業の実施方針を途中で変更する際には、補助事業者における事業の現状を把握するとともに、補助事業者が実情に応じて方針変更の適用時期を遅らせるなどの弾力的な運用ができるよう十分検討を行うこと

イ 補助要件を満たしているかを確認できるようにするために保存すべき根拠資料の種類について、あらかじめ補助事業者にと事務連絡等で明示して周知することなどにより、事後的に事業の適正性を十分に検証することができるようにすること

以上のとおり、報告する。

別 図 表 目 次

別図表1	各都道府県における緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間並びに 全国の新規感染者数の状況（令和2年1月から4年3月まで）	53
別図表2	Go To トラベル事業に係る予算及び決算の状況	54
別図表3	Go To トラベル事業に関する検査報告掲記事項	55
別図表4	両旅行支援に係る予算及び決算の状況	56
別図表5	観光庁が都道府県に対して通知した交付限度額の変遷（県民割支援）	57
別図表6	都道府県の交付限度額、交付申請額の状況（県民割支援）	58
別図表7	観光庁が説明する交付限度額の算定方法と会計検査院の試算額の算定方法 との比較	59
別図表8	観光庁が当初算定した交付限度額等と会計検査院の試算額との比較①（県 民割支援の財源のうち2309億2307万余円を配分した際の算定について）	60
別図表9	観光庁が実際に通知した交付限度額と会計検査院の試算額との比較②（県 民割支援の財源のうち5642億7702万余円を配分した際の算定について）	61
別図表10	観光庁が都道府県に対して通知した交付限度額の変遷（全国旅行支援）	62
別図表11	県民割支援の実施当初における旅行事業者への販売可能枠の配分方法及び その採用理由	63
別図表12	全国旅行支援の実施当初における旅行事業者への販売可能枠の配分方法及 びその採用理由	64
別図表13	県民割支援の実施当初における宿泊事業者への販売可能枠の配分方法及び その採用理由	65
別図表14	全国旅行支援の実施当初における宿泊事業者への販売可能枠の配分方法及 びその採用理由	66
別図表15	両旅行支援それぞれの実施当初において旅行事業者へ配分した個々の販売 可能枠の算定方法	67
別図表16	両旅行支援それぞれの実施当初において宿泊事業者へ配分した個々の販売 可能枠の算定方法	68
別図表17	両旅行支援それぞれの実施当初において販売可能枠を個々に配分する旅行 事業者等の抽出方法	69
別図表18	都道府県における予算の執行状況（県民割支援）	70
別図表19	都道府県における予算の執行状況（全国旅行支援）	71
別図表20	団体旅行枠の執行状況	72
別図表21	団体旅行枠に残額が生ずる見込みであるとしていた27都道府県の対応状況	73

別図表22	委託型の道県における各事務局への事務経費に係る支払額	74
別図表23	補助型の都府県における各観光連盟等への事務経費に係る間接補助金等の 交付額	75
別図表24	補助委託併用型の県における観光連盟等への事務経費に係る間接補助金の 交付額及び県と事務局の委託契約に係る事務経費の支払額	75
別図表25	再委託型の県における観光連盟等への事務経費に係る支払額	75
別図表26	委託型、補助委託併用型又は市町村への補助型の道県における事務局との 契約方式等	76
別図表27	事務局の運営者の状況	78
別図表28	委託型、補助委託併用型、再委託型又は市町村への補助型の道県における 再委託等の状況の把握状況	81
別図表29	補助型又は補助委託併用型の都府県における再委託等の状況の把握状況	82
別図表30	事務局等から統一窓口への事務経費に係る支払額	83
別図表31	各都道府県の事業の実施期間等	84
別図表32	事業の一時停止に伴うキャンセル料の補填状況（県民割支援のみ）	85
別図表33	割引の対象となる旅行の種類	86
別図表34	各道府県における旅行商品代金等の割引額及び対象商品の利用者数（県民 割支援）	87
別図表35	各都道府県における旅行商品代金等の割引額及び対象商品の利用者数（全 国旅行支援）	88
別図表36	割引の実績があった旅行事業者等の数	89
別図表37	各道府県の割引実績額上位10者の旅行事業者が全体に占める割合（県民割 支援）	90
別図表38	各都道府県の割引実績額上位10者の旅行事業者が全体に占める割合（全国 旅行支援）	91
別図表39	各道府県の割引実績額上位10者の宿泊事業者が全体に占める割合（県民割 支援）	92
別図表40	各都道府県の割引実績額上位10者の宿泊事業者が全体に占める割合（全国 旅行支援）	93
別図表41	令和4年12月までに印刷を行った紙クーポンの配布状況等（全国旅行支援）	94
別図表42	各都道府県におけるクーポンの使用状況	95
別図表43	各道府県におけるクーポンの使用実績上位10店舗の業種（県民割支援）	96

別図表44	各都道府県におけるクーポンの使用実績上位10店舗の業種(全国旅行支援) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
別図表45	クーポンの発行に係る経費の状況 ・・・・・・・・	100
別図表46	両旅行支援の制度の主な変更 ・・・・・・・・	101
別図表47	旅行等審査に係る根拠資料の保存状況 ・・・・・・・・	102
別図表48	クーポンに係る審査の根拠資料の保存状況 ・・・・・・・・	103
別図表49	国庫返納の必要があると都道府県が判断した不正請求の状況（令和6年7月 末現在）・・・・・・・・	104
別図表50	効果検証の公表及び報告の状況（令和6年6月末現在） ・・・・・・・・	105

(单位:万人)

緊急事態宣言の期間

注(2) 緊急事態宣言等の期間は内閣感染症危機管理統括庁のホームページで公表されている資料を基に作成した。

注(3) 新規感染者数は厚生労働省のホームページで公表されている「新規陽性者数の推移（日別）」を基に作成した。

別図表2 Go To トラベル事業に係る予算及び決算の状況

〔令和2年度〕

(単位：千円)

予算科目（目）	歳出予算額		予備費 使用額 (C)	流用増△減額 (D)	歳出予算現額 (E)=(A)+(B) +(C)+(D)	支出済 歳出額 (F)	翌年度 繰越額 (G)	不用額 (H)=(E)-(F) -(G)
	令和2年度 第1次補正予算 (A)	令和2年度 第3次補正予算 (B)						
①サービス産業消費喚起 事業給付金 注(1)	1,124,833,275	-	311,929,000	△ 87,601,902	1,349,160,373	621,290,220	727,870,152	-
②観光・運輸業消費喚起 事業給付金 注(2)	-	937,376,000	-	△ 329,890,113 注(3)	607,485,887	-	607,485,887	-
小計 (①+②)	1,124,833,275	937,376,000	311,929,000	△ 417,492,015	1,956,646,260	621,290,220	1,335,356,039	-
③サービス産業消費喚起 事業委託費 注(1)	229,413,713	-	-	87,601,902 注(4)	317,015,615	197,830,482	119,185,132	0
④観光・運輸業消費喚起 事業委託費 注(2)	-	93,737,600	-	-	93,737,600	-	93,737,600	-
小計 (③+④)	229,413,713	93,737,600	-	87,601,902	410,753,215	197,830,482	212,922,732	0
計 (⑬=①+②+③+ ④)	(a) 1,354,246,988	(b) 1,031,113,600	(c) 311,929,000	△ 329,890,113	2,367,399,475	819,120,702	1,548,278,772	0

〔3年度〕

予算科目（目）	前年度 繰越額 (A)	令和3年度 補正予算 (B)		流用増△減額 (D)	歳出予算現額 (E)=(A)+(B) +(D)	支出済 歳出額 (F)	翌年度 繰越額 (G)	不用額 (H)=(E)-(F) -(G)
⑤サービス産業消費喚起 事業給付金 注(1)	727,870,152	-		-	727,870,152	8,476,021	-	719,394,131
⑥観光・運輸業消費喚起 事業給付金 注(2)	607,485,887	268,516,721		△ 607,485,887	268,516,721	-	268,516,721	-
小計 (⑤+⑥)	1,335,356,039	268,516,721		△ 607,485,887	996,386,873	8,476,021	268,516,721	719,394,131
⑦サービス産業消費喚起 事業委託費 注(1)	119,185,132	-		-	119,185,132	36,353,110	27,840,643	54,991,379
⑧観光・運輸業消費喚起 事業委託費 注(2)	93,737,600	-		△ 66,885,928	26,851,672	-	26,851,672	-
小計 (⑦+⑧)	212,922,732	-		△ 66,885,928	146,036,804	36,353,110	54,692,315	54,991,379
計 (⑭=⑤+⑥+⑦+ ⑧)	1,548,278,772	(d) 268,516,721		△ 674,371,815 注(3)	1,142,423,678	44,829,131 注(5)	323,209,036	774,385,511

〔4年度〕

予 算 科 目 (目)	前年度 繰越額 (A)		流用増△減額 (D)	歳出予算現額 (E)=(A)+(D)	支出済 歳出額 (F)	翌年度 繰越額 (G)	不用額 (H)=(E)-(F) -(G)
⑨サービス産業消費喚起 事業給付金 注(1)	-		-	-	-	-	-
⑩観光・運輸業消費喚起 事業給付金 注(2)	268,516,721		△ 268,516,721 注(3)	-	-	-	-
小 計 (⑨+⑩)	268,516,721		△ 268,516,721	-	-	-	-
⑪サービス産業消費喚起 事業委託費 注(1)	27,840,643		-	27,840,643	14,407,025	-	13,433,617
⑫観光・運輸業消費喚起 事業委託費 注(2)	26,851,672		-	26,851,672	17,805,535	-	9,046,136
小 計 (⑪+⑫)	54,692,315		-	54,692,315	32,212,560	-	22,479,754
計 (⑮=⑨+⑩+⑪+ ⑫)	323,209,036		△ 268,516,721	54,692,315	32,212,560 注(5)	-	22,479,754
合 計 (⑬+⑭+⑮)		全体の予算額 (a)+(b)+(c)+(d) 2,965,806,309	△ 1,272,778,649		896,162,393		796,865,266

注(1) 経済産業省所管。ただし、予算額及び決算額共にGo To トラベル事業に係る金額のみを計上している。

注(2) 国土交通省所管

注(3) △3298億9011万5千円及び△6743億7181万5千円の計△1兆0042億6192万5千円並びに△2685億1672万5千円は、両旅行支援等に充てるために、(目)訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金に流用している。

注(4) 876億0190万5千円はGo To トラベル事業の一時停止措置等に伴う取消料対応費用等を(目)サービス産業消費喚起事業委託費から支出することとしたため、Go To トラベル事業の(目)サービス産業消費喚起事業給付金から流用されている。

注(5) Go To トラベル事業の委託先であるツーリズム産業共同提案体の経費（事業再開に向けた制度検証等の準備に係る事務経費、令和2年12月27日までの宿泊分に対する割引額等、一時停止措置等に伴う取消料対応費用等）に充てるため、3、4両年度に支出されている。

別図表3 Go To トラベル事業に関する検査報告掲記事項

検査報告	件名等
令和2年度決算検査報告	「サービス産業消費喚起事業（Go To キャンペーン事業）の実施状況等について」（特定検査対象に関する検査状況）
令和3年度決算検査報告	「Go To トラベル事業における取消料対応費用等について、支払要件を満たしていない取消料対応費用等に相当する委託費を国庫に返還させるよう適宜の処置を要求し、及び事後審査の対象範囲を拡充して、取消料対応費用等の支払対象とならないものがないか確認を行うよう事務局に指示し、支払対象とならないことが確認されたものについて返還させるよう改善の処置を要求したもの」（会計検査院法第34条及び同法第36条の規定により処置を要求した事項）

別図表4 両旅行支援に係る予算及び決算の状況

〔令和2年度〕

(単位：千円)

予算科目(目)	事業名		令和2年度第3 次補正予算 (A)	流用増△減額 (B)		歳出予算現額 (C)=(A)+(B)	支出済 歳出額 (D)	翌年度 繰越額 (E)	不用額 (F)=(C)-(D)-(E)
観光・運輸業 消費喚起事業 給付金	① Go To トラベル事業		937,376,000	△329,890,113 ③に流用		607,485,887	-	607,485,887	-
観光・運輸業 消費喚起事業 委託費	② Go To トラベル事業		93,737,600	-		93,737,600	-	93,737,600	-
訪日外国人旅行者周遊促進 事業費補助金	③ 需要創出支援		-	329,890,113 ①から流用		329,890,113	-	329,890,113	-
	④ 感染防止対策等への支援		-	-		-	-	-	-

〔3年度〕

予算科目(目)	事業名	前年度 繰越額 (A)	令和3年度 補正予算 (B)	流用増△減額 (C)	目内融通 (D) 注(1)	歳出予算現額 (E)=(A)+(B)+ (C)+(D)	支出済 歳出額 (F)	翌年度 繰越額 (G)	不用額 (H)=(E)-(F)-(G)
観光・運輸業 消費喚起事業 給付金	⑤ Go To トラベル事業	607,485,887	268,516,721	△607,485,887 ⑦⑨⑩に流用	-	268,516,721	-	268,516,721	-
観光・運輸業 消費喚起事業 委託費	⑥ Go To トラベル事業	93,737,600	-	△66,885,928 ⑦⑨⑩に流用	-	26,851,672	-	26,851,672	-
訪日外国人旅行者周遊促進 事業費補助金	⑦ 需要創出支援	329,890,113	-	564,277,026 ⑤⑥から流用	△98,967,034 ⑧に目内融通 55,585,826 ⑧から目内融通	850,785,931	10,623,374	839,156,561	1,005,995
	⑧ 感染防止対策等への支援	-	-	-	98,967,034 ⑦から目内融通 △55,585,826 ⑦に目内融通	43,381,208	33,190,535	2,268,097	7,922,575
	⑨ 地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業	-	-	10,066,789 ⑤⑥から流用	-	10,066,789	-	10,066,789	-
	⑩ 地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化	-	-	100,028,000 ⑤⑥から流用	-	100,028,000	-	100,026,619	1,381

〔4年度〕

予算科目(目)	事業名	前年度 繰越額 (A)		流用増△減額 (B)		歳出予算現額 (C)=(A)+(B)	支出済 歳出額 (D)	翌年度 繰越額 (E)	不用額 (F)=(C)-(D)-(E)
観光・運輸業 消費喚起事業 給付金	⑪ Go To トラベル事業	268,516,721		△268,516,721 ⑬に流用		-	-	-	-
観光・運輸業 消費喚起事業 委託費	⑫ Go To トラベル事業	26,851,672		-		26,851,672	17,805,535	-	9,046,136
訪日外国人旅行者周遊促進 事業費補助金	⑬ 需要創出支援	839,156,561		268,516,721 ⑩から流用		1,107,673,282	注(2) 291,052,371 435,156,879	268,516,721	112,947,310
	⑭ 感染防止対策等への支援	2,268,097		-		2,268,097	353,591	-	1,914,506
	⑮ 地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業	10,066,789		-		10,066,789	9,408,900	-	657,888
	⑯ 地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化	100,026,619		-		100,026,619	76,935,399	-	23,091,219

〔5年度〕

予算科目(目)	事業名	前年度 繰越額 (A)		流用増△減額 (B)		歳出予算現額 (C)=(A)+(B)	支出済 歳出額 (D)	翌年度 繰越額 (E)	不用額 (F)=(C)-(D)-(E)
訪日外国人旅行者周遊促進 事業費補助金	⑰ 需要創出支援	268,516,721		-		268,516,721	253,920,529	-	14,596,191

注(1) 令和3年度の「目内融通(D)」欄は、上段が3年5月14日に、下段が4年2月28日に行われた目内融通の計数であり、需要創出支援から同目内の感染防止対策等への支援に計433億8120万余円が目内融通されている。

注(2) 令和4年度の「支出済歳出額(D)」欄は、上段が県民割支援、下段が全国旅行支援の計数である。

別図表5 観光庁が都道府県に対して通知した交付限度額の変遷（県民割支援）

（単位：千円）

都道府県	当初の通知		変更通知（1回目）		変更通知（2回目）		変更通知（3回目）		変更通知（4回目）	
	通知日	交付限度額	通知日	交付限度額	通知日	交付限度額	通知日	交付限度額	通知日	交付限度額
北海道	令和3年5月13日	20,274,460	11月25日	26,144,436	12月28日	64,830,343				
青森県	3年4月15日	3,333,827	11月25日	4,657,317	12月28日	11,431,139	4年1月27日	12,648,667		
岩手県	3年4月5日	3,657,891	11月25日	4,892,850	12月24日	6,112,147	12月28日	13,018,877	4年1月27日	14,354,755
宮城県	3年5月14日	4,420,323	11月25日	5,577,957	12月28日	16,628,253				
秋田県	3年4月7日	3,248,654	11月25日	4,163,106	12月24日	5,245,991	12月28日	9,568,382	4年1月27日	10,754,804
山形県	3年4月23日	3,399,605	11月25日	4,557,239	12月24日	5,690,441	12月28日	13,912,450		
福島県	3年4月23日	4,340,098	11月25日	6,820,101	12月28日	19,199,868				
茨城県	3年5月14日	3,374,001	11月25日	4,612,322	12月28日	9,827,341				
栃木県	3年4月5日	3,834,370	11月25日	5,933,352	12月28日	17,845,148				
群馬県	3年4月7日	3,678,655	11月25日	5,809,015	12月28日	15,986,841				
埼玉県	3年11月25日	909,970	12月3日	4,159,626	12月28日	8,577,404				
千葉県	3年11月25日	2,476,641	12月7日	9,370,996	12月28日	32,281,687				
東京都	3年11月25日	5,262,583	12月28日	42,574,834						
神奈川県	3年11月25日	2,385,868	12月3日	10,535,236	12月28日	34,708,345				
新潟県	3年4月7日	4,497,555	11月25日	7,033,591	12月24日	8,532,776	12月28日	19,960,193	4年1月27日	21,602,720
富山県	3年4月5日	3,138,617	11月25日	3,831,180	12月24日	4,877,386	12月28日	9,750,175	4年1月27日	10,896,412
石川県	3年4月5日	3,498,882	11月25日	5,009,521	12月24日	6,175,815	12月28日	18,412,712	4年1月27日	19,690,519
福井県	3年4月5日	3,084,684	11月25日	4,614,374	12月28日	10,494,726	4年1月27日	11,621,266		
山梨県	3年4月14日	3,111,173	11月25日	6,265,809	12月28日	15,974,051				
長野県	3年6月4日	5,153,458	11月25日	12,406,319	12月28日	36,401,346				
岐阜県	3年6月16日	3,320,521	11月25日	5,222,268	12月28日	14,127,201				
静岡県	3年4月5日	6,983,522	11月25日	11,625,263	12月28日	35,910,460				
愛知県	3年5月14日	6,099,671	11月25日	7,604,707	12月28日	20,009,227				
三重県	3年4月7日	3,778,196	11月25日	5,481,587	12月28日	17,318,410	4年1月27日	18,698,224		
滋賀県	3年4月5日	3,082,953	11月25日	4,057,920	12月28日	10,054,947				
京都府	3年7月15日	4,102,812	11月25日	9,563,750	12月28日	30,502,007				
大阪府	3年9月28日	12,331,643	11月25日	14,927,073	12月28日	36,332,791				
兵庫県	3年5月25日	5,589,082	11月25日	7,982,795	12月28日	24,532,743				
奈良県	3年10月29日	2,150,234	11月25日	3,024,343	12月28日	7,867,706				
和歌山県	3年5月14日	3,158,130	11月25日	4,701,268	12月24日	5,753,978	12月28日	12,563,882	4年1月27日	13,717,245
鳥取県	3年4月14日	3,045,975	11月25日	3,904,395	12月28日	8,592,744				
島根県	3年4月5日	3,095,361	11月25日	3,938,091	12月28日	9,961,582				
岡山県	3年4月7日	2,384,258	6月3日	3,337,961	11月25日	4,476,544	12月28日	10,192,228		
広島県	3年4月5日	4,228,878	11月25日	5,671,157	12月28日	18,020,293				
山口県	3年4月14日	3,305,451	11月25日	4,246,799	12月28日	9,615,042				
徳島県	3年6月10日	3,003,729	11月25日	3,846,459	12月28日	7,623,576				
香川県	3年6月25日	3,075,597	11月25日	4,012,462	12月28日	8,857,302				
愛媛県	3年6月4日	3,239,320	11月25日	4,278,165	12月28日	9,593,829				
高知県	3年4月7日	3,053,709	11月25日	3,952,472	12月28日	7,682,041				
福岡県	3年6月4日	5,229,930	11月25日	7,187,709	12月28日	23,104,256				
佐賀県	3年4月7日	3,012,035	11月25日	3,574,602	12月28日	8,448,730	4年1月27日	9,548,738		
長崎県	3年4月5日	3,642,877	11月25日	5,895,388	12月28日	17,199,228	4年1月27日	18,529,622		
熊本県	3年4月7日	3,681,356	11月25日	5,707,495	12月28日	15,257,059				
大分県	3年4月7日	3,470,535	11月25日	5,654,686	12月28日	16,092,189				
宮崎県	3年4月7日	3,195,625	11月25日	4,181,799	12月28日	9,052,690	4年1月27日	10,219,746		
鹿児島県	3年4月7日	4,040,015	11月25日	6,374,333	12月28日	18,534,526				
沖縄県	3年5月13日	6,204,883	11月25日	13,016,207	12月28日	50,672,761				

注(1) 変更通知の「交付限度額」欄に記載している金額は、それ以前に通知された交付限度額を含めた金額であり、最後に通知された日の「交付限度額」欄に記載している金額が最終の交付限度額である。

注(2) 令和3年11月25日以降に通知された交付限度額には、合算して通知された感染防止対策等への支援に係る額が含まれている。

別図表6 都道府県の交付限度額、交付申請額の状況（県民割支援）

（単位：千円）

都道府県	交付限度額	交付申請額
北海道	64,830,343	58,391,196
青森県	12,648,667	12,423,009
岩手県	14,354,755	13,914,755
宮城県	16,628,253	16,194,000
秋田県	10,754,804	10,461,781
山形県	13,912,450	13,568,544
福島県	19,199,868	17,751,657
茨城県	9,827,341	9,245,800
栃木県	17,845,148	17,575,398
群馬県	15,986,841	15,203,981
埼玉県	8,577,404	7,558,434
千葉県	32,281,687	31,667,492
東京都	42,574,834	41,036,709
神奈川県	34,708,345	33,374,610
新潟県	21,602,720	20,540,940
富山県	10,896,412	10,488,064
石川県	19,690,519	19,045,880
福井県	11,621,266	10,811,335
山梨県	15,974,051	15,523,711
長野県	36,401,346	34,736,346
岐阜県	14,127,201	13,798,439
静岡県	35,910,460	31,268,719
愛知県	20,009,227	19,487,304
三重県	18,698,224	17,902,224
滋賀県	10,054,947	9,359,631
京都府	30,502,007	28,579,707
大阪府	36,332,791	35,831,291
兵庫県	24,532,743	23,029,734
奈良県	7,867,706	7,556,446
和歌山県	13,717,245	13,275,214
鳥取県	8,592,744	8,222,744
島根県	9,961,582	9,568,852
岡山県	10,192,228	9,451,944
広島県	18,020,293	17,065,514
山口県	9,615,042	9,274,754
徳島県	7,623,576	7,347,476
香川県	8,857,302	8,382,777
愛媛県	9,593,829	9,240,000
高知県	7,682,041	7,321,685
福岡県	23,104,256	22,329,918
佐賀県	9,548,738	9,295,738
長崎県	18,529,622	17,316,622
熊本県	15,257,059	14,357,059
大分県	16,092,189	14,894,294
宮崎県	10,219,746	9,749,866
鹿児島県	18,534,526	17,614,526
沖縄県	50,672,761	48,743,815
計	894,167,139	849,779,935

（注） 交付限度額には、合算して通知された感染防止対策等への支援に係る額が含まれている。

別図表7 観光庁が説明する交付限度額の算定方法と会計検査院の試算額の算定方法との比較

①県民割支援の財源のうち2309億2307万余円を配分した際の算定

観光庁が説明する交付限度額の算定方法

交付限度額	$= 2309\text{億}2307\text{万余円} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{当該都道府県の平成29年から令和元年までの各年の4月及び5月における日本人延べ宿泊者数} \times \text{Go To トラベル事業等における当該都道府県への旅行者数に占める同一県内の旅行者数の割合} \\ \text{各都道府県の平成29年から令和元年までの各年の4月及び5月における日本人延べ宿泊者数に、Go To トラベル事業等における当該都道府県への旅行者数に占める同一県内の旅行者数の割合を乗じた値の47都道府県分の合計値} \end{array} \right\}$	
	$\times \text{又は} \times \text{所要の補正}$	

会計検査院の試算額の算定方法

交付限度額	$= 2309\text{億}2307\text{万余円} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{宿泊旅行統計調査における当該都道府県の平成29年から令和元年までの各年の4月及び5月における県内旅行に係る延べ宿泊者数の合計値} \\ \text{宿泊旅行統計調査における47都道府県の平成29年から令和元年までの各年の4月及び5月における県内旅行に係る延べ宿泊者数の合計値} \end{array} \right\}$	
-------	--	--

②県民割支援の財源のうち5642億7702万余円を配分した際の算定

観光庁が説明する交付限度額の算定方法

交付限度額	$= 5642\text{億}7702\text{万余円} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{宿泊旅行統計調査における当該都道府県の平成29年から令和元年までの国内旅行の平均延べ宿泊者数} \times \text{Go To トラベル事業における当該都道府県を目的地とする旅行の1人泊当たりの平均旅行代金} \\ \text{宿泊旅行統計調査における各都道府県の平成29年から令和元年までの国内旅行の平均延べ宿泊者数に、Go To トラベル事業における各都道府県を目的地とする旅行の1人泊当たりの平均旅行代金を乗じた値の47都道府県分の合計値} \end{array} \right\}$	
	$\times \text{又は} \times \text{所要の補正}$	

会計検査院の試算額の算定方法

交付限度額	$= 5642\text{億}7702\text{万余円} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{宿泊旅行統計調査における当該都道府県の平成29年から令和元年までの国内旅行の平均延べ宿泊者数} \times \text{Go To トラベル事業における当該都道府県を目的地とする旅行の1人泊当たりの平均旅行代金} \\ \text{宿泊旅行統計調査における各都道府県の平成29年から令和元年までの国内旅行の平均延べ宿泊者数に、Go To トラベル事業における各都道府県を目的地とする旅行の1人泊当たりの平均旅行代金を乗じた値の47都道府県分の合計値} \end{array} \right\}$	
-------	--	--

(注) 波線部分は、観光庁の算定方法と会計検査院の算定方法との相違箇所である。

別図表8 観光庁が当初算定した交付限度額等と会計検査院の試算額との比較①（県民割支援の財源のうち2309億2307万余円を配分した際の算定について）

（単位：千円、％）

都道府県	観光庁が 当初算定した 交付限度額 (A)	観光庁が 実際に通知した 交付限度額 (B)	会計検査院の 試算額 (C)	観光庁が当初算定した交付限度額 と会計検査院の試算額との 開差額、かい離率		観光庁が実際に通知した交付限度 額と会計検査院の試算額との 開差額、かい離率	
				(A)-(C)	((A)-(C))/(C)	(B)-(C)	((B)-(C))/(C)
北海道	20,274,460	20,274,460	27,293,054	△ 7,018,594	△ 25.7	△ 7,018,594	△ 25.7
青森県	3,333,827	4,551,355	2,715,418	618,408	22.8	1,835,936	67.6
岩手県	3,657,891	6,213,066	3,600,686	57,204	1.6	2,612,379	72.6
宮城県	4,420,323	4,420,323	5,317,211	△ 896,888	△ 16.9	△ 896,888	△ 16.9
秋田県	3,248,654	5,517,961	1,754,517	1,494,136	85.2	3,763,443	214.5
山形県	3,399,605	4,532,807	2,915,047	484,557	16.6	1,617,759	55.5
福島県	4,340,098	4,340,098	5,769,641	△ 1,429,543	△ 24.8	△ 1,429,543	△ 24.8
茨城県	3,374,001	3,374,001	2,964,160	409,840	13.8	409,840	13.8
栃木県	3,834,370	3,834,370	3,747,584	86,785	2.3	86,785	2.3
群馬県	3,678,655	3,678,655	2,995,887	682,767	22.8	682,767	22.8
埼玉県	3,249,657	3,249,657	2,543,898	705,758	27.7	705,758	27.7
千葉県	6,894,354	6,894,354	7,687,604	△ 793,250	△ 10.3	△ 793,250	△ 10.3
東京都	23,263,354	-	28,587,861	△ 5,324,507	△ 18.6		
神奈川県	8,149,367	8,149,367	12,904,428	△ 4,755,061	△ 36.8	△ 4,755,061	△ 36.8
新潟県	4,497,555	7,639,267	5,594,988	△ 1,097,433	△ 19.6	2,044,278	36.5
富山県	3,138,617	5,331,060	1,471,533	1,667,083	113.3	3,859,526	262.3
石川県	3,498,882	5,942,983	2,640,800	858,081	32.5	3,302,182	125.0
福井県	3,084,684	4,211,224	1,322,341	1,762,342	133.3	2,888,882	218.5
山梨県	3,111,173	3,111,173	1,643,495	1,467,677	89.3	1,467,677	89.3
長野県	5,153,458	5,153,458	5,886,797	△ 733,339	△ 12.5	△ 733,339	△ 12.5
岐阜県	3,320,521	3,320,521	2,103,250	1,217,270	57.9	1,217,270	57.9
静岡県	6,983,522	6,983,522	8,895,393	△ 1,911,871	△ 21.5	△ 1,911,871	△ 21.5
愛知県	6,099,671	6,099,671	10,733,619	△ 4,633,948	△ 43.2	△ 4,633,948	△ 43.2
三重県	3,778,196	5,158,010	2,945,936	832,259	28.3	2,212,073	75.1
滋賀県	3,082,953	3,082,953	1,578,629	1,504,323	95.3	1,504,323	95.3
京都府	4,102,812	4,102,812	4,622,879	△ 520,067	△ 11.2	△ 520,067	△ 11.2
大阪府	12,331,643	12,331,643	11,928,082	403,560	3.4	403,560	3.4
兵庫県	5,589,082	5,589,082	7,025,043	△ 1,435,961	△ 20.4	△ 1,435,961	△ 20.4
奈良県	3,010,327	3,010,327	799,044	2,211,282	276.7	2,211,282	276.7
和歌山県	3,158,130	5,364,203	1,329,711	1,828,418	137.5	4,034,491	303.4
鳥取県	3,045,975	3,045,975	1,297,101	1,748,873	134.8	1,748,873	134.8
島根県	3,095,361	3,095,361	1,472,857	1,622,503	110.2	1,622,503	110.2
岡山県	3,337,961	3,337,961	2,415,137	922,823	38.2	922,823	38.2
広島県	4,228,878	4,228,878	4,953,167	△ 724,289	△ 14.6	△ 724,289	△ 14.6
山口県	3,305,451	3,305,451	2,368,848	936,602	39.5	936,602	39.5
徳島県	3,003,729	3,003,729	635,776	2,367,952	372.5	2,367,952	372.5
香川県	3,075,597	3,075,597	1,107,092	1,968,504	177.8	1,968,504	177.8
愛媛県	3,239,320	3,239,320	1,832,754	1,406,565	76.7	1,406,565	76.7
高知県	3,053,709	3,053,709	1,281,039	1,772,669	138.4	1,772,669	138.4
福岡県	5,229,930	5,229,930	8,450,862	△ 3,220,932	△ 38.1	△ 3,220,932	△ 38.1
佐賀県	3,012,035	4,112,043	1,074,526	1,937,508	180.3	3,037,516	282.7
長崎県	3,642,877	4,973,271	3,006,345	636,531	21.2	1,966,925	65.4
熊本県	3,681,356	3,681,356	3,637,355	44,000	1.2	44,000	1.2
大分県	3,470,535	3,470,535	2,319,426	1,151,108	49.6	1,151,108	49.6
宮崎県	3,195,625	4,362,681	2,279,712	915,912	40.2	2,082,968	91.4
鹿児島県	4,040,015	4,040,015	4,623,982	△ 583,967	△ 12.6	△ 583,967	△ 12.6
沖縄県	6,204,883	6,204,883	6,848,537	△ 643,654	△ 9.4	△ 643,654	△ 9.4
計	230,923,079	230,923,078	230,923,078				

- 注(1) 「観光庁が当初算定した交付限度額(A)」欄の東京都に係る金額「23,263,354千円」（点線枠部分）については、算定はしたものの、実際には東京都に対して交付限度額として通知されず、改めて他県に交付限度額変更通知書により配分されており、「観光庁が実際に通知した交付限度額(B)」欄の金額は、その配分後の交付限度額であり、観光庁が当初算定した交付限度額から増加した県を太枠にしている。
- 注(2) 「観光庁が当初算定した交付限度額(A)」欄及び「観光庁が実際に通知した交付限度額(B)」欄の金額には、感染防止対策等への支援に係る額を含めていない。
- 注(3) 観光庁が当初算定した交付限度額230,923,079千円のうち同庁が実際に通知した交付限度額は、230,923,078千円であり、差額の1千円については、その後に流用した5642億7702万余円を基に交付限度額を算定する際に合算して通知されていた。

別図表9 観光庁が実際に通知した交付限度額と会計検査院の試算額との比較②（県民割支援の財源のうち5642億7702万余円を配分した際の算定について）

（単位：千円、％）

都道府県	観光庁が 実際に通知した 交付限度額 (A)	会計検査院の 試算額 (B)	観光庁が実際に通知した交付限度額と 会計検査院の試算額との 開差額、かい離率	
			(A)-(B)	((A)-(B))/(B)
北海道	38,685,907	37,400,339	1,285,567	3.4
青森県	6,773,822	6,601,303	172,518	2.6
岩手県	6,906,730	6,756,999	149,730	2.2
宮城県	11,050,296	11,611,039	△ 560,743	△ 4.8
秋田県	4,322,391	3,729,539	592,851	15.9
山形県	8,222,009	6,898,311	1,323,697	19.2
福島県	12,379,767	13,168,467	△ 788,700	△ 6.0
茨城県	5,215,019	4,775,220	439,798	9.2
栃木県	11,911,796	12,620,256	△ 708,460	△ 5.6
群馬県	10,177,826	10,588,972	△ 411,146	△ 3.9
埼玉県	4,417,777	3,841,280	576,496	15.0
千葉県	22,910,692	25,505,072	△ 2,594,380	△ 10.2
東京都	37,312,251	42,375,985	△ 5,063,734	△ 11.9
神奈川県	24,173,110	26,983,949	△ 2,810,839	△ 10.4
新潟県	11,427,417	12,052,824	△ 625,407	△ 5.2
富山県	4,872,789	4,374,310	498,478	11.4
石川県	12,236,897	13,001,100	△ 764,203	△ 5.9
福井県	5,880,352	5,554,635	325,716	5.9
山梨県	9,708,242	10,038,872	△ 330,630	△ 3.3
長野県	23,995,027	22,691,071	1,303,955	5.7
岐阜県	8,904,933	7,582,090	1,322,842	17.4
静岡県	24,285,197	27,115,255	△ 2,830,058	△ 10.4
愛知県	12,404,520	13,197,465	△ 792,945	△ 6.0
三重県	11,836,823	12,532,428	△ 695,605	△ 5.6
滋賀県	5,997,027	5,691,315	305,711	5.4
京都府	20,938,257	23,194,434	△ 2,256,177	△ 9.7
大阪府	21,405,718	23,742,048	△ 2,336,330	△ 9.8
兵庫県	16,549,948	18,053,686	△ 1,503,738	△ 8.3
奈良県	3,983,270	3,332,270	650,999	19.5
和歌山県	6,809,904	6,643,571	166,332	2.5
鳥取県	4,688,349	4,158,245	530,103	12.7
島根県	6,023,491	4,697,041	1,326,449	28.2
岡山県	5,715,684	5,361,732	353,951	6.6
広島県	12,349,136	11,030,603	1,318,532	12.0
山口県	5,368,243	4,954,716	413,526	8.3
徳島県	3,777,117	3,090,770	686,346	22.2
香川県	4,844,840	4,341,569	503,270	11.6
愛媛県	5,315,664	4,893,122	422,541	8.6
高知県	3,729,569	3,035,069	694,499	22.9
福岡県	15,916,547	14,602,480	1,314,066	9.0
佐賀県	4,874,128	3,546,240	1,327,887	37.4
長崎県	11,303,840	9,983,999	1,319,840	13.2
熊本県	9,549,564	8,227,527	1,322,036	16.1
大分県	10,437,503	9,116,578	1,320,924	14.5
宮崎県	4,870,891	4,372,087	498,803	11.4
鹿児島県	12,160,193	10,841,424	1,318,768	12.2
沖縄県	37,656,554	36,369,697	1,286,856	3.5
計	564,277,027	564,277,027		

（注）「観光庁が実際に通知した交付限度額(A)」欄の金額には、感染防止対策等への支援に係る額を含めていない。

別図表10 観光庁が都道府県に対して通知した交付限度額の変遷（全国旅行支援）
（単位：千円）

都道府県	当初の通知		変更通知（1回目）		変更通知（2回目）	
	通知日	交付限度額	通知日	交付限度額	通知日	交付限度額
北海道	令和 4年12月1日	17,563,859	5年1月18日	20,979,265		
青森県	4年12月1日	2,651,831	5年1月18日	2,941,127		
岩手県	4年10月7日	1,531,628	12月1日	3,621,171	5年1月18日	3,873,229
宮城県	4年10月21日	298,384	12月1日	3,413,485	5年1月18日	3,691,604
秋田県	4年12月1日	1,962,287	5年1月18日	2,238,700		
山形県	4年12月1日	1,678,119	5年1月18日	1,960,948		
福島県	4年12月1日	3,015,637	5年1月18日	3,378,533		
茨城県	4年12月1日	2,060,699	5年1月18日	2,337,824		
栃木県	4年10月21日	408,551	12月1日	3,473,398	5年1月18日	3,774,681
群馬県	4年10月7日	6,667,307	12月1日	9,213,345	5年1月18日	9,498,614
埼玉県	4年12月1日	1,889,153	5年1月18日	2,171,740		
千葉県	4年10月21日	1,711,464	12月1日	8,930,815	5年1月18日	10,377,601
東京都	4年12月1日	13,370,473	5年1月18日	14,983,338		
神奈川県	4年12月1日	6,351,535	5年1月18日	7,195,788		
新潟県	4年10月21日	498,361	12月1日	3,805,764	5年1月18日	4,176,254
富山県	4年12月1日	1,871,500	5年1月18日	2,147,796		
石川県	4年10月7日	3,211,430	12月1日	6,467,167	5年1月18日	6,872,846
福井県	4年10月21日	552,312	12月1日	2,635,041	5年1月18日	2,895,997
山梨県	4年12月1日	3,790,591	5年1月18日	4,147,581		
長野県	4年12月1日	7,440,771	5年1月18日	8,393,252		
岐阜県	4年12月1日	3,028,003	5年1月18日	3,371,747		
静岡県	4年12月1日	7,678,701	5年1月18日	8,578,669		
愛知県	4年12月1日	5,711,937	5年1月18日	6,281,039		
三重県	4年10月21日	681,657	12月1日	4,188,598	5年1月18日	4,593,523
滋賀県	4年12月1日	2,377,395	5年1月18日	2,662,467		
京都府	4年10月21日	4,683,384	12月1日	10,639,546	5年1月18日	11,550,402
大阪府	4年10月21日	2,308,822	12月1日	11,277,255	5年1月18日	12,662,271
兵庫県	4年10月21日	2,955,223	12月1日	7,243,812	5年1月18日	7,734,892
奈良県	4年12月1日	2,459,650	5年1月18日	2,725,609		
和歌山県	4年12月1日	3,337,229	5年1月18日	3,662,873		
鳥取県	4年12月1日	2,279,570	5年1月18日	2,565,776		
島根県	4年12月1日	3,119,260	5年1月18日	3,416,042		
岡山県	4年12月2日	2,456,168	5年1月18日	2,754,820		
広島県	4年10月21日	509,497	12月1日	3,352,605	5年1月18日	3,750,683
山口県	4年12月2日	2,378,460	5年1月18日	2,671,899		
徳島県	4年12月1日	1,753,388	5年1月18日	2,026,405		
香川県	4年12月1日	2,105,895	5年1月18日	2,402,983		
愛媛県	4年12月1日	3,220,283	5年1月18日	3,554,939		
高知県	4年12月1日	2,690,866	5年1月18日	2,989,255		
福岡県	4年12月1日	6,762,398	5年1月18日	7,313,844		
佐賀県	4年12月1日	2,307,553	5年1月18日	2,597,130		
長崎県	4年10月21日	3,466,999	12月1日	7,421,605	5年1月18日	7,892,064
熊本県	4年10月21日	809,784	12月1日	3,921,992	5年1月18日	4,221,184
大分県	4年10月21日	2,597,310	12月1日	6,140,144	5年1月18日	6,507,001
宮崎県	4年10月7日	1,391,477	12月1日	3,342,114	5年1月18日	3,599,790
鹿児島県	4年12月1日	4,309,260	5年1月18日	4,697,305		
沖縄県	4年10月21日	4,555,378	12月1日	18,128,641	5年1月18日	23,695,391

注(1) 変更通知の「交付限度額」欄に記載している金額は、それ以前に通知された交付限度額を含めた金額であり、最後に通知された日の「交付限度額」欄に記載している金額が最終の交付限度額である。

注(2) 47都道府県の最終の交付限度額は計268,516,721千円であり、47都道府県は、それぞれに通知された交付限度額と同額で交付申請を行っている。

注(3) 交付限度額には、感染防止対策等への支援に係る額は含まれていない。

別図表11 県民割支援の実施当初における旅行事業者への販売可能枠の配分方法及びその採用理由

道府県	①全ての旅行事業者に対して販売可能枠を個々に配分				②全ての旅行事業者の中から販売可能枠を個々に配分する旅行事業者を抽出し、残りの旅行事業者については一括して予算の残額を管理	③全ての旅行事業者を一括して予算の残額を管理				
	個々の旅行事業者を細かく管理して、旅行商品代金の割引に係る予算を超過しないようにするため	旅行事業者において販売計画を立てやすくするため	地場の旅行事業者、OTA等の一般的に利用される販売経路を通じて公平に販売を行うようにするため	限られた予算の効率的な執行のため	販売実績額が多い旅行事業者に対して販売可能枠を個々に配分することにより、販売実績額が少ない旅行事業者の販売可能枠を十分に確保できるようにするため	全ての旅行事業者に対して販売可能枠を個々に配分すると執行管理が煩雑となるため	各旅行事業者の執行状況などをシステムなどで随時把握できる制度設計としたため	旅行事業者からの全ての請求に対して支払が可能なほど十分な予算があったため	全ての旅行事業者に対して販売可能枠を個々に配分すると旅行商品代金の割引に係る予算の効率的な執行ができなくなると考えたため	各旅行事業者の販売促進のため
北海道	○		○							
青森県	○	○	○							
岩手県									○	
宮城県	○	○								
秋田県	○									
山形県				○						
福島県					○					
茨城県	○	○	○	○						
栃木県	○									
群馬県								○		
埼玉県	○	○	○							
千葉県	○	○	○							
神奈川県	○									
福井県	○	○								
山梨県									○	
長野県	○	○	○							
岐阜県					○	○				
静岡県								○		
愛知県	○	○								
三重県						○				
滋賀県										○
京都府								○		
大阪府							○			
兵庫県									○	
奈良県	○		○							
和歌山県									○	
鳥取県								○		
島根県								○	○	
岡山県						○				
広島県		○	○							
山口県					○					
徳島県									○	
香川県	○	○	○							
愛媛県	○									
高知県	○	○	○							
福岡県	○	○	○							
佐賀県	○		○							
長崎県	○									
熊本県	○	○								
大分県	○	○	○							
宮崎県								○	○	
鹿児島県		○								
沖縄県	○									
計	25道県				5県		13府県			

別図表12 全国旅行支援の実施当初における旅行事業者への販売可能枠の配分方法及びその採用理由

都道府県	①全ての旅行事業者に対して 販売可能枠を個々に配分		②全ての旅行事業者の中から販売可能枠を個々に配分する 旅行事業者を抽出し、 残りの旅行事業者については一括して予算の残額を管理			
	個々の旅行事業者を細かく管理して、旅行商品代金の割引に係る予算を超過しないようにするため	地場の旅行事業者、OTA等の一般的に利用される販売経路を通じて公平に販売を行うようにするため	販売実績額が多い旅行事業者に対して販売可能枠を個々に配分することにより、販売実績額が少ない旅行事業者の販売可能枠を十分に確保できるようにするため	全ての旅行事業者に対して販売可能枠を個々に配分すると執行管理が煩雑となるため	全ての旅行事業者に対して販売可能枠を個々に配分すると、旅行商品代金の割引に係る予算の効率的な執行ができないと考えたため	旅行商品代金の割引に係る予算を超過することがないよう販売実績額の多い旅行事業者の販売額を管理するため
北海道			○	○		
青森県			○	○		
岩手県			○			
宮城県			○			
秋田県			○			
山形県			○			
福島県			○			
茨城県			○			○
栃木県			○	○	○	
群馬県			○	○		
埼玉県			○	○		
千葉県			○			
東京都			○	○		
神奈川県			○			
福井県			○			
山梨県			○			
長野県			○	○		
岐阜県			○	○		
静岡県			○	○		
愛知県			○			○
三重県			○	○		
滋賀県			○			
京都府	○					
大阪府			○			
兵庫県			○			
奈良県	○	○				
和歌山県			○			
鳥取県			○	○		
島根県			○			
岡山県			○	○		
広島県			○			
山口県			○			
徳島県				○		
香川県			○			
愛媛県			○			
高知県			○	○		
福岡県			○			
佐賀県			○			
長崎県			○			
熊本県			○			
大分県			○	○		
宮崎県			○			
鹿児島県			○			
沖縄県			○			
計	2府県		42都道府県			

別図表13 県民割支援の実施当初における宿泊事業者への販売可能枠の配分方法及びその採用理由

道府県	①全ての宿泊事業者に対して 販売可能枠を個々に配分				③全ての宿泊事業者を一括して予算の残額を管理			
	個々の宿泊事業者を細かく管理して、宿泊代金の割引に係る予算を超過しないようにするため	宿泊事業者において販売計画を立てやすくするため	地場の宿泊事業者等の一般的に利用される販売経路を通じて公平に販売を行うようにするため	限られた予算の効率的な執行のため	各宿泊事業者の執行状況をシステムなどで随時把握できる制度設計としたため	宿泊事業者からの全ての請求に対して支払が可能なほど十分な予算があったなどのため	全ての宿泊事業者に対して販売可能枠を個々に配分すると宿泊代金の割引に係る予算の効率的な執行ができなくなると考えたため	各宿泊事業者の販売促進のため
北海道	○		○					
青森県	○	○	○					
岩手県							○	
宮城県	○	○						
秋田県	○							
山形県				○				
福島県	○							
茨城県	○	○		○				
栃木県							○	
群馬県						○		
埼玉県	○	○	○					
千葉県	○	○	○					
神奈川県	○							
福井県	○	○						
山梨県		○						
長野県	○	○	○					
岐阜県						○		
静岡県						○		
愛知県					○		○	
三重県						○		
滋賀県								○
京都府						○		
大阪府					○			
兵庫県							○	
奈良県							○	
和歌山県							○	
鳥取県						○		
島根県						○	○	
岡山県						○	○	
広島県		○	○					
山口県						○	○	
徳島県							○	
香川県	○	○	○					
愛媛県	○							
高知県	○	○	○					
福岡県							○	
佐賀県					○			
長崎県							○	
熊本県	○	○						
大分県	○	○	○					
宮崎県						○	○	
鹿児島県		○						
沖縄県					○			
計	20道県				23府県			

別図表14 全国旅行支援の実施当初における宿泊事業者への販売可能枠の配分方法及びその採用理由

都道府県	①全ての宿泊事業者に対して 販売可能枠を個々に配分			②全ての宿泊事業者の中から 販売可能枠を個々に配分する 宿泊事業者を抽出し、 残りの宿泊事業者については一括して予算の残額を 管理	③全ての宿泊事業者を一括して 予算の残額を管理		
	個々の宿泊事業者を細かく 管理して、宿泊代金の割引 に係る予算を超過しないよう にするため	宿泊事業者において販売計画 を立てやすくするため	地場の宿泊事業者等の一般的 に利用される販売経路を通じて公平に 販売を行うようにするため	宿泊事業者の事務処理方法により、 販売可能枠を個々に管理できる事業者と、 できない事業者がいたため	各宿泊事業者の執行状況をシステムなど で随時把握できたため	宿泊事業者からの全ての請求に対して支払 が可能なおおむね十分な予算があったため	全ての宿泊事業者に対して販売可能枠を 個々に配分すると宿泊代金の割引に係る 予算の効率的な執行ができなくなると考 えたため
北海道	○		○				
青森県	○	○	○				
岩手県	○	○					
宮城県					○		○
秋田県	○						
山形県				○			
福島県	○						
茨城県	○	○					
栃木県							○
群馬県					○		
埼玉県	○	○	○				
千葉県	○	○	○				
東京都	○		○				
神奈川県	○						
福井県				○			
山梨県		○					
長野県						○	
岐阜県	○						
静岡県					○		
愛知県					○		○
三重県						○	○
滋賀県							○
京都府					○		
大阪府					○		
兵庫県							○
奈良県					○		
和歌山県							○
鳥取県						○	
島根県						○	○
岡山県							○
広島県		○	○				
山口県						○	○
徳島県							○
香川県	○	○	○				
愛媛県	○						
高知県	○	○	○				
福岡県							○
佐賀県					○		
長崎県							○
熊本県	○	○					
大分県	○	○	○				
宮崎県	○	○	○				
鹿児島県		○					
沖縄県					○		
計	20都道県			2県	22府県		

別図表15 両旅行支援それぞれの実施当初において旅行事業者へ配分した個々の販売可能枠の算定方法

都道府県	県民割支援						全国旅行支援					
	Go To トラベル事業における販売実績額を基に算定	過去に独自で実施した同種事業における販売実績額等又は販売可能枠を基に算定	過年度における販売実績額を基に算定	旅行事業者から示された配分希望額等又は販売見込額を基に算定	配分する旅行事業者数を基に算定	販売を取り扱っている宿泊施設数を基に算定	Go To トラベル事業における販売実績額又は販売可能枠を基に算定	県民割支援における販売実績額を基に算定	過年度における販売実績額を基に算定	旅行事業者から示された配分希望額又は販売見込額を基に算定	旅行事業者の規模、販売商品等を基に算定	予約状況を基に算定
北海道		○					○					○
青森県		○		○			○					
岩手県							○					
宮城県				○			○					
秋田県				○			○					
山形県		○					○					
福島県		○		○				○		○		
茨城県					○							○
栃木県				○						○		
群馬県							○					
埼玉県			○				○					
千葉県			○	○				○		○		
東京都							○					
神奈川県		○										○
福井県		○					○					
山梨県							○					
長野県					○		○					
岐阜県			○	○				○				
静岡県							○					
愛知県		○	○	○								○
三重県			○	○			○					
滋賀県							○					
京都府							○					
大阪府							○					
兵庫県							○					
奈良県				○						○		
和歌山県							○					
鳥取県										○		
島根県											○	
岡山県						○	○					
広島県		○										○
山口県			○	○			○					
徳島県										○		
香川県		○					○					
愛媛県	○			○						○		
高知県				○			○					
福岡県			○	○					○	○		
佐賀県		○					○					
長崎県				○			○					
熊本県				○			○					
大分県			○				○					
宮崎県							○					
鹿児島県				○						○		
沖縄県				○			○					
計	1県	10道県	8県	18県	2県	1県	29都道府県	3県	1県	9県	1県	5道県

別図表16 両旅行支援それぞれの実施当初において宿泊事業者へ配分した個々の販売可能枠の算定方法

都道県	県民割支援					全国旅行支援				
	過去に独自で実施した同種事業における販売実績額又は販売可能枠を基に算定	宿泊施設の客室数等又は収容人数を基に算定	過年度における販売実績額等を基に算定	宿泊事業者から示された配分希望額又は販売見込額等を基に算定	配分する宿泊事業者数を基に算定	過去に独自で実施した同種事業における販売実績額を基に算定	県民割支援における販売実績額又は販売可能枠等を基に算定	宿泊施設の客室数等又は収容人数を基に算定	過年度における販売実績額等を基に算定	宿泊事業者から示された配分希望額又は販売見込額等を基に算定
北海道	○						○			
青森県	○			○			○			○
岩手県							○			
宮城県				○						
秋田県				○						○
山形県	○						○			
福島県	○						○			
茨城県	○	○			○		○			
埼玉県		○	○					○	○	
千葉県			○	○			○			○
東京都								○		
神奈川県		○					○	○		
福井県	○					○				
山梨県	○			○			○			
長野県					○					
岐阜県						○				
広島県		○						○		
香川県	○						○			
愛媛県		○						○		
高知県				○						○
熊本県				○			○			
大分県		○								○
宮崎県							○			
鹿児島県			○	○			○			
計	8道県	6県	3県	8県	2県	2県	13道県	5都県	1県	5県

別図表17 両旅行支援それぞれの実施当初において販売可能枠を個々に配分する旅行事業者等の抽出方法

都道府県	旅行事業者					宿泊事業者
	県民割支援			全国旅行支援		全国旅行支援
	OTA等を抽出	Go To トラベル事業における販売実績額が多い旅行事業者を抽出	過去に独自で実施した同種事業における販売実績額が多い旅行事業者を抽出	Go To トラベル事業等における販売実績額が多い旅行事業者を抽出	統一窓口が選定した旅行事業者を抽出	宿泊事業者の事務処理方法により、販売可能枠を個々に管理できる事業者を抽出
北海道				○		
青森県				○		
岩手県				○		
宮城県				○		
秋田県				○		
山形県					○	○
福島県			○	○		
茨城県				○		
栃木県				○		
群馬県				○		
埼玉県				○		
千葉県				○		
東京都				○		
神奈川県				○		
福井県				○		○
山梨県				○		
長野県				○		
岐阜県	○				○	
静岡県				○		
愛知県				○		
三重県	○			○		
滋賀県				○		
大阪府				○		
兵庫県				○		
和歌山県				○		
鳥取県				○		
島根県				○		
岡山県	○			○		
広島県				○		
山口県		○		○		
徳島県				○		
香川県				○		
愛媛県				○		
高知県					○	
福岡県				○		
佐賀県				○		
長崎県				○		
熊本県				○		
大分県				○		
宮崎県				○		
鹿児島県				○		
沖縄県				○		
計	3県	1県	1県	39都道府県	3県	2県

別図表18 都道府県における予算の執行状況（県民割支援）

（単位：千円、％）

都道府県	交付決定額 (令和2年度第3 次補正予算)	直接経費	事務経費	収入額	執行額	残額	交付決定 額に対す る執行額 の割合	執行額に 対する事 務経費の 割合
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)=(B)+(C)-(D)	(A)-(E)	(E)/(A)	(C)/(E)
北海道	58,391,196	19,134,407	1,920,810	-	21,055,218	37,335,977	36.1	9.1
青森県	12,423,009	4,005,570	491,779	-	4,497,349	7,925,659	36.2	10.9
岩手県	13,914,755	10,378,046 (10,375,541)	855,340 (855,340)	-	11,233,386 (11,230,881)	2,681,368 (2,683,873)	80.7 (80.7)	7.6 (7.6)
宮城県	16,194,000	5,907,852	266,169	-	6,174,021	10,019,978	38.1	4.3
秋田県	10,461,781	5,534,351	468,380	-	6,002,732	4,459,049	57.4	7.8
山形県	13,568,544	6,864,270	609,096	-	7,473,366	6,095,177	55.1	8.2
福島県	17,751,657	7,308,993	1,234,014	-	8,543,007	9,208,649	48.1	14.4
茨城県	9,245,800	2,691,081	560,972	-	3,252,053	5,993,746	35.2	17.2
栃木県	17,575,398	7,507,752	498,105	-	8,005,857	9,569,540	45.6	6.2
群馬県	15,203,981			-	10,712,820	4,491,160	70.5	
埼玉県	7,558,434	2,139,511	213,099	-	2,352,611	5,205,823	31.1	9.1
千葉県	31,667,492	5,671,268	732,198	-	6,403,467	25,264,024	20.2	11.4
東京都	41,036,709	-	-	-	-	41,036,709	-	-
神奈川県	33,374,610	6,517,613	1,847,096	-	8,364,709	25,009,900	25.1	22.1
福井県	10,811,335	5,547,770	596,147	-	6,143,917	4,667,417	56.8	9.7
山梨県	15,523,711	4,210,626	226,940	-	4,437,566	11,086,144	28.6	5.1
長野県	34,736,346			-	14,012,168	20,724,177	40.3	
岐阜県	13,798,439	6,002,224	613,130	-	6,615,355	7,183,083	47.9	9.3
静岡県	31,268,719	9,774,273	1,226,000	40,041	10,960,232	20,308,486	35.1	11.2
愛知県	19,487,304	4,850,084	853,467	-	5,703,552	13,783,751	29.3	15.0
三重県	17,902,224	6,619,005	738,029	-	7,357,034	10,545,189	41.1	10.0
滋賀県	9,359,631	1,659,515	203,401	-	1,862,917	7,496,713	19.9	10.9
京都府	28,579,707	7,037,908	1,208,800	-	8,246,708	20,332,998	28.9	14.7
大阪府	35,831,291	6,334,132 (6,304,256)	1,938,533 (1,938,533)	-	8,272,666 (8,242,789)	27,558,624 (27,588,501)	23.1 (23.0)	23.4 (23.5)
兵庫県	23,029,734	8,813,756	570,465	-	9,384,221	13,645,512	40.7	6.1
奈良県	7,556,446	910,261	436,377	-	1,346,639	6,209,806	17.8	32.4
和歌山県	13,275,214	4,838,680	614,798	-	5,453,478	7,821,735	41.1	11.3
鳥取県	8,222,744	3,663,644	227,091	-	3,890,736	4,332,007	47.3	5.8
島根県	9,568,852	3,580,836	191,553	-	3,772,390	5,796,461	39.4	5.1
岡山県	9,451,944	3,396,481	633,354	-	4,029,835	5,422,108	42.6	15.7
広島県	17,065,514	3,049,979	465,117	-	3,515,097	13,550,416	20.6	13.2
山口県	9,274,754	3,277,833	462,979	-	3,740,812	5,533,941	40.3	12.4
徳島県	7,347,476	1,404,924	167,423	-	1,572,347	5,775,128	21.4	10.6
香川県	8,382,777	2,957,233	442,300	-	3,399,534	4,983,242	40.6	13.0
愛媛県	9,240,000	1,384,889	189,506	-	1,574,395	7,665,604	17.0	12.0
高知県	7,321,685	2,414,981	416,516	-	2,831,497	4,490,187	38.7	14.7
福岡県	22,329,918	4,834,888	1,015,323	-	5,850,211	16,479,706	26.2	17.4
佐賀県	9,295,738	4,506,693	420,509	-	4,927,203	4,368,534	53.0	8.5
長崎県	17,316,622	8,484,152	570,485	-	9,054,638	8,261,983	52.3	6.3
熊本県	14,357,059	7,498,517 (7,470,216)	662,225 (662,225)	-	8,160,743 (8,132,442)	6,196,315 (6,224,616)	56.8 (56.6)	8.1 (8.1)
大分県	14,894,294	8,031,543	88	-	8,031,631	6,862,662	53.9	0.0
宮崎県	9,749,866	7,256,688	402,262	-	7,658,951	2,090,915	78.6	5.3
鹿児島県	17,614,526	4,466,772	425,408	-	4,892,180	12,722,345	27.8	8.7
沖縄県	48,743,815	2,521,924	814,452	-	3,336,376	45,407,439	6.8	24.4
計	799,705,051			40,041	274,105,644 (274,044,960)	525,599,407 (525,660,090)	34.3 (34.3)	

注(1) 大阪府、岩手、熊本両県は、県民割支援において、令和2年度第3次補正予算に係る執行額に加えて令和3年度補正予算に係る執行額もあるため、これらを合計した執行額及びその執行額を基に算出した残額等を記載している。（ ）内の金額は、令和2年度第3次補正予算に係る執行額及びその執行額を基に算出した残額等である。なお、観光庁は、令和5年2月10日付けの事務連絡において、特別の事情がある場合に限り、県民割支援の実施に要した経費についても令和3年度補正予算に係る執行額として補助対象とすることが可能であるとしている。

注(2) 群馬、長野両県は、補助金以外の財源を合わせて県民割支援を実施しており、直接経費及び事務経費のそれぞれは、補助金分と補助金以外の財源で負担した分とに区分していないとしていることから、「直接経費(B)」欄、「事務経費(C)」欄及び「執行額に対する事務経費の割合(C)/(E)」欄を斜線としている。

別図表19 都道府県における予算の執行状況（全国旅行支援）

(単位：千円、%)

都道府県	全国旅行支援における交付決定額及び県民割支援における交付決定額の残額の合計額 (A)	全国旅行支援における交付決定額 (令和3年度補正予算)	県民割支援における交付決定額の残額 注(1)	直接経費 (B)	事務経費 注(2) (C)	執行額 (D)=(B)+(C)	残額 注(1) (A)-(D)	県民割支援における交付決定額の残額に係る執行残額 注(3) (E)	全国旅行支援終了時点の残額 (F)	全国旅行支援における交付決定額及び県民割支援における交付決定額の合計額に対する執行額の割合 (D)/(A)	全国旅行支援における交付決定額及び県民割支援における交付決定額の合計額に対する全国旅行支援終了時点の残額の割合 (F)/(A)	執行額に対する事務経費の割合 (C)/(D)
北海道	58,315,242	20,979,265	37,335,977	44,705,004	4,787,402	49,492,406	8,822,835	8,625,235	197,600	84.9	0.3	9.7
青森県	10,866,786	2,941,127	7,925,659	6,181,128	1,372,389	7,553,517	3,313,268	3,251,339	61,929	69.5	0.6	18.2
岩手県	6,557,102	3,873,229	2,683,873	5,252,478	769,075	6,021,553	535,548	18,678	514,365	91.8	7.8	12.8
宮城県	13,711,582	3,691,604	10,019,978	9,639,420	1,577,690	11,217,111	2,494,471	2,183,243	311,227	81.8	2.3	14.1
秋田県	6,697,749	2,238,700	4,459,049	4,640,551	942,688	5,583,240	1,114,508	979,783	134,724	83.4	2.0	16.9
山形県	8,056,125	1,960,948	6,095,177	4,975,285	947,275	5,922,560	2,133,565	1,873,545	260,019	73.5	3.2	16.0
福島県	12,587,182	3,378,533	9,208,649	10,059,127	1,502,952	11,562,079	1,025,102	605,815	419,287	91.9	3.3	13.0
茨城県	8,331,570	2,337,824	5,993,746	5,440,411	782,607	6,223,018	2,108,551	2,108,551	-	74.7	-	12.6
栃木県	13,344,221	3,774,681	9,569,540	11,256,544	1,659,037	12,915,582	428,639	219,285	209,353	96.8	1.6	12.8
群馬県	13,989,774	9,498,614	4,491,160	11,425,069	1,846,347	13,271,417	718,356	10	718,346	94.9	5.1	13.9
埼玉県	7,377,563	2,171,740	5,205,823	4,761,419	923,057	5,684,477	1,693,085	1,614,971	78,113	77.1	1.1	16.2
千葉県	35,641,625	10,377,601	25,264,024	28,123,736	2,762,895	30,886,631	4,754,993	4,754,993	-	86.7	-	8.9
東京都	56,020,047	14,983,338	41,036,709	30,122,045	9,975,709	40,097,754	15,922,292	14,848,837	1,073,455	71.6	1.9	24.9
神奈川県	32,205,688	7,195,788	25,009,900	17,554,538	5,125,889	22,680,428	9,525,259	8,857,786	667,473	70.4	2.1	22.6
福井県	7,563,414	2,895,997	4,667,417	6,346,710	1,046,217	7,392,928	170,486	3	170,483	97.7	2.3	14.2
山梨県	15,233,725	4,593,523	11,086,144	9,575,389	1,451,897	11,027,286	4,206,439	4,008,759	197,680	72.4	1.3	13.2
長野県	29,117,429	8,393,252	20,724,177	21,747,039	2,576,229	24,323,268	4,794,160	2,959,718	1,834,442	83.5	6.3	10.6
岐阜県	10,554,830	3,371,747	7,183,083	7,722,509	1,511,165	9,233,675	1,321,155	1,206,482	114,673	87.5	1.1	16.4
静岡県	28,887,155	8,578,669	20,308,486	24,672,571	3,704,205	28,376,777	510,378	116,624	393,753	98.2	1.4	13.1
愛知県	20,064,790	6,281,039	13,783,751	16,412,605	2,392,468	18,805,073	1,259,717	854,282	405,434	93.7	2.0	12.7
三重県	15,138,712	4,593,523	10,545,189	13,292,229	1,539,347	14,831,576	307,135	144,045	163,090	98.0	1.1	10.4
滋賀県	10,159,180	2,662,467	7,496,713	6,503,318	1,254,617	7,757,935	2,401,245	2,295,438	105,806	76.4	1.0	16.2
京都府	31,883,400	11,550,402	20,332,998	24,560,363	4,003,856	28,564,219	3,319,180	2,478,613	840,566	89.6	2.6	14.0
大阪府	40,250,772	12,662,271	27,588,501	33,376,528	5,549,803	38,926,332	1,324,440	707,790	586,773	96.7	1.5	14.3
兵庫県	21,380,404	7,734,892	13,645,512	17,661,219	2,391,028	20,052,247	1,328,156	751,018	577,138	93.8	2.7	11.9
奈良県	8,935,415	2,725,609	6,209,806	4,375,402	625,389	5,000,791	3,934,623	3,428,403	506,220	56.0	5.7	12.5
和歌山県	11,484,608	3,662,873	7,821,735	7,989,774	1,659,155	9,648,930	1,835,677	1,548,127	287,550	84.0	2.5	17.2
鳥取県	6,897,783	2,565,776	4,332,007	4,974,604	735,946	5,710,550	1,187,233	714,795	472,437	82.8	6.8	12.9
島根県	9,212,503	3,416,042	5,796,461	6,511,990	1,375,808	7,887,798	1,324,705	1,146,624	178,081	85.6	1.9	17.4
岡山県	8,176,928	2,754,820	5,422,108	6,956,594	1,000,987	7,957,581	219,346	112,322	107,024	97.3	1.3	12.6
広島県	17,301,099	3,750,683	13,550,416	9,879,183	2,019,898	11,899,082	5,402,017	5,402,017	-	68.8	-	17.0
山口県	8,205,840	2,671,899	5,533,941	5,876,272	1,414,123	7,290,395	915,444	769,534	145,910	88.8	1.8	19.4
徳島県	7,801,533	2,026,405	5,775,128	3,425,161	461,590	3,886,752	3,914,780	3,649,094	265,686	49.8	3.4	11.9
香川県	7,386,225	2,402,983	4,983,242	5,053,406	1,176,022	6,229,428	1,156,796	1,024,817	131,979	84.3	1.8	18.9
愛媛県	11,220,543	3,554,939	7,665,604	6,901,791	1,461,209	8,363,000	2,857,543	2,595,252	262,290	74.5	2.3	17.5
高知県	7,479,442	2,989,255	4,490,187	5,571,525	920,028	6,491,553	987,888	871,749	116,139	86.8	1.6	14.2
福岡県	23,793,550	7,313,844	16,479,706	16,254,712	2,425,537	18,680,249	5,113,300	4,661,440	451,860	78.5	1.9	13.0
佐賀県	6,965,664	2,597,130	4,368,534	5,201,122	674,576	5,875,698	1,089,966	1,089,966	-	84.4	-	11.5
長崎県	16,154,047	7,892,064	8,261,983	14,746,490	1,347,796	16,094,286	59,760	-	59,760	99.6	0.4	8.4
熊本県	10,445,800	4,221,184	6,224,616	9,042,937	1,185,610	10,228,547	217,252	-	188,951	97.9	1.8	11.6
大分県	13,369,663	6,507,001	6,862,662	11,030,292	1,736,145	12,766,437	603,225	-	603,225	95.5	4.5	13.6
宮崎県	5,690,705	3,599,790	2,090,915	4,445,050	620,243	5,065,294	625,410	-	625,410	89.0	11.0	12.2
鹿児島県	17,419,650	4,697,305	12,722,345	10,089,680	1,881,743	11,971,423	5,448,227	5,381,420	66,806	68.7	0.4	15.7
沖縄県	69,102,830	23,695,391	45,407,439	48,740,087	5,678,153	54,418,240	14,684,589	14,649,674	34,915	78.7	0.1	10.4
計	780,979,915	255,319,825	525,660,090	563,073,324	90,795,822	653,869,147	127,110,768	112,510,095	14,539,989	83.7	1.9	13.9

注(1) 「県民割支援における交付決定額の残額」欄に記載している金額は、県民割支援における交付決定額から令和2年度第3次補正予算に係る同支援の執行額を差し引いた額である。なお、この「計」の額には、令和3年度補正予算に係る3府県の県民割支援の執行額計6068万余円を加味していないため、「残額」欄の「計」に記載している金額計1271億1076万余円と、図表1-8の「残額(A)-(B)」欄に記載している1270億5008万余円とは一致しない。

注(2) 統一窓口へ旅行事業者の参画登録等の業務を再委託するなどしている43都道府県（奈良県を除く）に係る事務経費の合計は、901億7043万余円である。

注(3) 県民割支援における交付決定額の残額のうち令和4年度中に執行できずに不用額として計上された額を記載している。

別図表20 団体旅行枠の執行状況

(単位：千円、%)

都道府県	団体旅行枠 (A)	団体枠執行額 (B)		団体旅行枠 の残額 (A) - (B)	団体旅行枠 に対する団 体枠執行額 の割合 (B) / (A)
北海道	13,689,420	9,723,785		3,965,634	71.0
青森県	2,208,174	944,193	※	1,263,980	42.8
岩手県	3,919,718	854,821	※	3,064,896	21.8
宮城県	3,289,728	1,353,023		1,936,705	41.1
秋田県	990,000	444,737	※	545,262	44.9
山形県	2,036,591	351,131	※	1,685,460	17.2
福島県	3,489,513	1,708,566	※	1,780,947	49.0
茨城県	1,336,631	552,118	※	784,513	41.3
栃木県	4,860,493	508,812	※	4,351,681	10.5
群馬県	3,720,782	3,172,618		548,164	85.3
埼玉県	1,261,386	477,633	※	783,752	37.9
千葉県	7,551,170	6,219,780		1,331,389	82.4
東京都	11,473,592	2,721,903	※	8,751,688	23.7
神奈川県	6,740,082	2,889,680	※	3,850,402	42.9
福井県	1,923,817	1,602,485		321,332	83.3
山梨県	2,942,358	2,900,226		42,131	98.6
長野県	7,911,194	2,656,170	※	5,255,023	33.6
岐阜県	2,413,766	1,699,067		714,699	70.4
静岡県	7,340,643	3,983,534		3,357,108	54.3
愛知県	4,012,958	1,408,931	※	2,604,026	35.1
三重県	3,286,069	2,782,987		503,081	84.7
滋賀県	1,731,898	1,814,643		△ 82,744	104.8
京都府	6,497,731	7,804,974		△ 1,307,242	120.1
大阪府	9,177,903	4,881,810		4,296,093	53.2
兵庫県	7,128,327	3,843,006	※	3,285,321	53.9
奈良県	1,601,654	1,081,549	※	520,104	67.5
和歌山県	2,094,555	1,824,705		269,849	87.1
鳥取県	1,450,825	1,433,072		17,752	98.8
島根県	1,887,906	641,518	※	1,246,387	34.0
岡山県	1,879,987	1,560,276	※	319,711	83.0
広島県	3,219,963	2,750,163		469,799	85.4
山口県	1,629,330	675,221	※	954,108	41.4
徳島県	1,336,043	823,312		512,730	61.6
香川県	1,453,856	1,204,530		249,325	82.9
愛媛県	2,097,620	1,524,322	※	573,298	72.7
高知県	1,343,764	1,276,237		67,527	95.0
福岡県	5,377,462	1,260,925	※	4,116,537	23.4
佐賀県	1,753,964	226,646	※	1,527,318	12.9
長崎県	4,105,259	4,234,395	※	△ 129,136	103.1
熊本県	3,385,866	1,920,079	※	1,465,787	56.7
大分県	4,002,915	1,588,287	※	2,414,627	39.7
宮崎県	2,028,336	764,288	※	1,264,047	37.7
鹿児島県	3,371,499	1,931,925	※	1,439,573	57.3
沖縄県	12,270,389	12,651,145		△ 380,756	103.1
計	177,225,155	106,673,251		70,551,903	60.2
団体枠執行額が団 体旅行枠を下回っ ていた40都道府県	152,619,875	80,168,091		72,451,784	52.5

(注) 「団体枠執行額(B)」欄の金額には、団体旅行に係る直接経費(旅行商品代金の割引額及びクーポンの付与額)及びこれらに要した事務経費を計上しているが、都道府県によっては、団体旅行に係る事務経費等について明確に区分できないなどとして計上していないものがある(同欄の※は、これに該当する都県である。)。特に、山形、栃木両県については、本文図表1-3の②の算定方法により配分した県民割支援における交付限度額の2割に相当する額として設定した団体旅行枠に係る執行額を計上していない。

別図表21 団体旅行枠に残額が生ずる見込みであるとしていた27都道府県の対応状況

都道府県	団体旅行枠から一般枠への振替を行うことを検討していた。	事前に観光庁に対して団体旅行枠から一般枠への振替について相談していた。	団体旅行枠から一般枠への振替を行うことが認められたものの、振替を行って執行する必要がなくなったため、実際には一般枠への振替を行っていない。			団体旅行の需要を引き続き喚起することにしたため、観光庁に対して団体旅行枠から一般枠への振替について相談していなかった。	団体旅行枠から一般枠への振替をそもそも検討しなかった。	Q & Aにおいて団体旅行枠から一般枠への振替を行うことは認められないと示されていたことから一般枠への振替をそもそも検討しなかった。	左記以外の理由により団体旅行枠から一般枠への振替をそもそも検討しなかった。 注(2)
			団体旅行枠から一般枠への振替を行うことが認められたため一般枠への振替を行っていた。	団体旅行枠から一般枠への振替を行うことが認められたものの、振替を行って執行する必要がなくなったため、実際には一般枠への振替を行っていない。	実施期間を延長して団体旅行の需要を引き続き喚起できる状況であることなどにより団体旅行枠から一般枠への振替を行うことは認められなかった。				
北海道	○	○	○						
青森県	○	○	○						
岩手県	○	○		○					
宮城県	○	○	○						
秋田県							○		○
群馬県	○	○	○						
埼玉県	○	○			○				
東京都	○	○	○						
神奈川県							○	○	
長野県							○		○
岐阜県	○	○	○						
静岡県	○	○			○				
愛知県	○	○	○						
三重県	○	○		○					
大阪府	○	○	○						
兵庫県							○	○	
奈良県							○	○	
島根県	○	○			○				
岡山県							○		○
山口県	○					○			
徳島県	○	○		○					
香川県							○	○	
福岡県	○	○	○						
佐賀県	○	○	○						
大分県	○	○	○						
宮崎県	○	○	○						
鹿児島県	○	○	○						
計	20都道府県	19都道府県	13都道府県	3県	3県	1県	7県	4県	3県

注(1) 全国旅行支援における交付限度額の2割に相当する額として設定した団体旅行枠について、44都道府県が令和5年度当初に想定していた全国旅行支援の終了時点で残額が生じない見込みであるとしていた17府県を除く27都道府県の対応状況を記載している。

注(2) 「左記以外の理由」としては、一般枠についても残額が生ずる見込みであったこと、団体旅行枠から一般枠への振替を行うほどの残額が生じないと見込んだことなどが挙げられている。

別図表22 委託型の道県における各事務局への事務経費に係る支払額

(単位：千円)

道県	支払先	支払額			
		県民割支援のみ	全国旅行支援のみ	県民割支援、全国旅行支援の両方	計
北海道	割引事務局1	1,059,211	-	-	1,059,211
	割引事務局2	-	2,538,488	-	2,538,488
	クーポン事務局1	506,161	-	-	506,161
	クーポン事務局2	266,630	1,331,161	-	1,597,791
	計	1,832,003	3,869,649	-	5,701,653
青森県	事務局	491,779	1,372,389	-	1,864,168
岩手県	事務局	31,235	654,423	938,756	1,624,416
秋田県	事務局	468,116	941,682	-	1,409,798
福島県	事務局1	739,000	-	-	739,000
	事務局2	-	294,217	1,703,734	1,997,952
	計	739,000	294,217	1,703,734	2,736,952
茨城県	事務局	-	319,443	1,024,136	1,343,579
栃木県	事務局	338,894	575,474	1,124,498	2,038,868
群馬県	事務局	-	1,846,347	-	1,846,347
埼玉県	事務局	203,672	886,884	-	1,090,557
千葉県	事務局	732,198	2,762,895	-	3,495,094
神奈川県	事務局1	1,840,898	-	-	1,840,898
	事務局2	-	5,109,362	-	5,109,362
	計	1,840,898	5,109,362	-	6,950,261
山梨県	事務局1	226,940	-	-	226,940
	事務局2	-	1,451,897	-	1,451,897
	計	226,940	1,451,897	-	1,678,837
長野県	事務局	(注) 797,963	2,576,229	-	3,374,192
静岡県	事務局	1,217,990	3,681,705	-	4,899,696
愛知県	事務局1	832,329	-	-	832,329
	事務局2	21,138	-	-	21,138
	計	853,467	-	-	853,467
兵庫県	割引事務局1	116,769	-	-	116,769
	割引事務局2	169,285	-	-	169,285
	割引事務局3	24,728	-	-	24,728
	クーポン事務局	210,754	-	-	210,754
	事務局	-	2,358,385	-	2,358,385
	計	521,536	2,358,385	-	2,879,921
奈良県	事務局	382,421	601,499	-	983,921
和歌山県	事務局1	614,798	-	-	614,798
	事務局2	-	1,659,155	-	1,659,155
	計	614,798	1,659,155	-	2,273,954
鳥取県	クーポン事務局	-	-	107,180	107,180
	事務局	-	361,674	469,497	831,171
	計	-	361,674	576,677	938,351
島根県	事務局1	150,497	-	-	150,497
	事務局2	-	1,194,555	-	1,194,555
	計	150,497	1,194,555	-	1,345,052
岡山県	割引事務局	154,167	-	-	154,167
	割引及びクーポン事務局	449,545	-	-	449,545
	事務局	-	1,000,987	-	1,000,987
	計	603,712	1,000,987	-	1,604,700
徳島県	事務局1	135,918	-	-	135,918
	事務局2	4,978	-	-	4,978
	事務局3	19,863	-	-	19,863
	事務局4	-	461,590	-	461,590
	計	160,761	461,590	-	622,351
香川県	事務局	1,980	450,605	1,165,738	1,618,323
高知県	事務局	416,516	920,028	-	1,336,544
福岡県	事務局	1,015,323	2,335,877	-	3,351,200
大分県	事務局	-	1,525,172	-	1,525,172
鹿児島県	割引事務局1	145,421	-	-	145,421
	クーポン事務局	269,499	-	-	269,499
	割引事務局2（県民割支援）/ 事務局（全国旅行支援）	-	820,478	1,060,071	1,880,549
	計	414,921	820,478	1,060,071	2,295,470
	事務局1	814,452	-	-	814,452
沖縄県	事務局2	-	5,667,878	-	5,667,878
	計	814,452	5,667,878	-	6,482,330
28道県の合計		14,871,081	45,700,491	7,593,613	68,165,186

(注) 長野県に係る「県民割支援のみ」欄の支払額については、補助金以外の財源も含む金額である。

別図表23 補助型の都府県における各観光連盟等への事務経費に係る
間接補助金等の交付額

(単位：千円)

都府県	交付先	間接補助金等の交付額		
		県民割支援	全国旅行支援	計
宮城県	観光連盟等	211,701	1,480,179	1,691,881
東京都	観光連盟等		9,975,709	9,975,709
福井県	観光連盟等	596,147	1,046,217	1,642,364
岐阜県	観光連盟等1	127,421		127,421
	観光連盟等2	10,313		10,313
	計	137,735		137,735
愛知県	観光連盟等		2,392,468	2,392,468
三重県	観光連盟等	738,029	1,539,347	2,277,376
滋賀県	観光連盟等	203,401	1,254,617	1,458,019
京都府	観光連盟等	1,208,800	4,003,856	5,212,657
大阪府	観光連盟等	1,938,533	5,549,803	7,488,337
広島県	観光連盟等	465,117	2,019,898	2,485,016
山口県	観光連盟等	462,979	1,414,123	1,877,102
愛媛県	観光連盟等	114,320	1,461,209	1,575,529
佐賀県	観光連盟等	420,507	674,576	1,095,083
長崎県	観光連盟等	570,485	1,347,796	1,918,282
熊本県	観光連盟等	662,225	1,185,610	1,847,836
宮崎県	観光連盟等	402,262	620,243	1,022,505
16都府県の合計		8,132,247	35,965,658	44,097,906

別図表24 補助委託併用型の県における観光連盟等への事務経費に係る
間接補助金の交付額及び県と事務局の委託契約に係る事務
経費の支払額

【観光連盟等への事務経費に係る間接補助金の交付額】

(単位：千円)

県	交付先	間接補助金の交付額		
		県民割支援	全国旅行支援	計
岐阜県	観光連盟等	63,586	222,458	286,045

【県と事務局の委託契約に係る事務経費の支払額】

(単位：千円)

県	支払先	事務局への支払額		
		県民割支援	全国旅行支援	計
岐阜県	割引事務局1	6,012	-	6,012
	割引事務局2	375,838	1,288,690	1,664,529
	計	381,850	1,288,690	1,670,541

別図表25 再委託型の県における観光連盟等への事務経費に係る支払額

(単位：千円)

県	支払先	観光連盟等への支払額			
		県民割支援のみ	全国旅行支援のみ	県民割支援、全国旅行支援の両方	計
山形県	観光連盟等	400,000	467,163	689,207	1,556,371

別図表26 委託型、補助委託併用型又は市町村への補助型の道県における事務局との契約方式等

【道県別】

(単位：者)

道県	契約の相手方	県民制支援のみ		全国旅行支援のみ		県民制支援、全国旅行支援の両方	
		契約方式	応募者数	契約方式	応募者数	契約方式	応募者数
北海道	割引事務局1	企画競争	1	—	—	—	—
	割引事務局2	—	—	企画競争	1	—	—
	クーポン事務局1	企画競争	1	—	—	—	—
	クーポン事務局2	—	—	—	—	企画競争	2
青森県	事務局	公募	1	公募	1	—	—
		公募	1	公募	1	—	—
岩手県	事務局	特命	1	—	—	特命	1
秋田県	事務局	特命	1	特命	1	特命	1
福島県	事務局1	特命	1	—	—	—	—
	事務局2	—	—	—	—	企画競争	1
茨城県	事務局	—	—	—	—	特命	1
栃木県	事務局	特命	1	—	—	企画競争	1
		特命	1	—	—	—	—
群馬県	事務局1	特命	1	—	—	—	—
		特命	1	—	—	—	—
	事務局2	—	—	企画競争	1	—	—
埼玉県	事務局	特命	1	特命	1	—	—
千葉県	事務局	—	—	—	—	特命	1
神奈川県	事務局1	企画競争	1	—	—	—	—
	事務局2	—	—	企画競争	1	—	—
山梨県	事務局1	特命	1	—	—	—	—
	事務局2	—	—	企画競争	1	—	—
長野県	事務局	特命	1	—	—	特命	1
岐阜県	割引事務局1	特命	1	—	—	—	—
	割引事務局2	特命	1	特命	1	—	—
	—	—	—	特命	1	—	—
静岡県	事務局	特命	1	企画競争	2	—	—
愛知県	事務局1	企画競争	1				
		特命	1				
	事務局2	特命	1				
		特命	1				
兵庫県	割引事務局1	企画競争	2	—	—	—	—
	割引事務局2	企画競争	3	—	—	—	—
	割引事務局3	企画競争	2	—	—	—	—
	クーポン事務局	企画競争	2	—	—	—	—
	事務局	—	—	企画競争	1	—	—
		—	—	—	—	—	—
奈良県	事務局	企画競争	3	特命	1	企画競争	2
		企画競争	1	—	—	—	—
和歌山県	事務局1	特命	1	—	—	—	—
		特命	1	—	—	—	—
	事務局2	—	—	企画競争	1	—	—
鳥取県	クーポン事務局	—	—	—	—	特命	1
	事務局	—	—	—	—	特命	1
島根県	事務局1	特命	1	—	—	—	—
	事務局2	—	—	公募	1	—	—
		—	—	公募	1	—	—
岡山県	割引事務局	企画競争	4	—	—	—	—
	割引及びクーポン事務局	公募	1	—	—	—	—
	事務局	—	—	公募	1	—	—
徳島県	事務局1	特命	1	—	—	—	—
		企画競争	1	—	—	—	—
	事務局2	特命	1	—	—	—	—
	事務局3	特命	1	—	—	—	—
	事務局4	企画競争	3	—	—	—	—
香川県	事務局	—	—	企画競争	1	—	—
高知県	事務局	企画競争	2	—	—	企画競争	2
福岡県	事務局	—	—	—	—	企画競争	1
		特命	1	特命	1	—	—
大分県	事務局	—	—	特命	1	—	—
		—	—	特命	1	—	—
鹿児島県	割引事務局1	特命	1	—	—	—	—
	クーポン事務局	特命	1	—	—	—	—
	割引事務局2/事務局	—	—	—	—	企画競争	1
沖縄県	事務局1	企画競争	1	—	—	—	—
	事務局2	—	—	企画競争	1	—	—
		—	—	特命	1	—	—

【合計】

契約方式	県民割支援のみ		全国旅行支援のみ		県民割支援、全国旅行支援の両方		合計	
	道県数	件数 (A)	道県数	件数 (B)	道県数	件数 (C)	道県数	件数 (D) = (A) + (B) + (C)
企画競争 計(a)	9道県	15	9道県	9	7道県	7	(注) 17道県	31
公募 計(b)	2県	3	3県	5	-	-	(注) 3県	8
特命 計(c)	16県	25	7県	9	6県	7	(注) 22県	41
合計 (d) = (a) + (b) + (c)	(注) 24道県	43	(注) 18道県	23	13道県	14	(注) 29道県	80

(注) 道県数の合計欄は純計である。

別図表27 事務局の運営者の状況
【県民割支援】

道府県	事務局	左の運営者							観光連盟等単独
		旅行事業者単独		複数の旅行事業者等による集合体					
		(A)	主要旅行業者 の有無 (B)	(C)	主要旅行業者 の有無 (D)	事業者数		(G) = (E) + (F)	
						主要旅行 業者 (E)	その他の 事業者 (F)		
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G) = (E) + (F)	(H)
北海道	割引事務局	×	-	○	○	3	-	3	×
	クーポン事務局1	×	-	○	×	-	2	2	×
	クーポン事務局2	×	-	-	○	3	-	3	×
青森県	事務局	×	-	○	○	5	5	10	×
岩手県	事務局	×	-	○	○	4	2	6	×
宮城県	事務局	×	-	○	○	5	-	5	×
秋田県	事務局	○	○	×	-	-	-	-	×
山形県	事務局	×	-	○	○	4	2	6	×
福島県	事務局1	×	-	×	-	-	-	-	○
	事務局2	○	○	×	-	-	-	-	×
茨城県	事務局	○	○	×	-	-	-	-	×
栃木県	事務局	○	○	×	-	-	-	-	×
群馬県	事務局	×	-	×	-	-	-	-	○
埼玉県	事務局	○	○	×	-	-	-	-	×
千葉県	事務局	○	○	×	-	-	-	-	×
神奈川県	事務局	×	-	○	○	4	-	4	×
福井県	事務局	×	-	○	○	1	2	3	×
山梨県	事務局	○	○	×	-	-	-	-	×
長野県	事務局	×	-	○	○	7	1	8	×
岐阜県	割引事務局1	×	-	×	-	-	-	-	○
	割引事務局2	×	-	×	-	-	-	-	○
	割引事務局3	○	○	×	-	-	-	-	×
	割引事務局4	×	-	○	○	5	-	5	×
	クーポン事務局	×	-	○	○	5	-	5	×
静岡県	事務局	×	-	○	○	4	-	4	×
愛知県	事務局1	×	-	○	○	5	-	5	×
	事務局2	○	○	×	-	-	-	-	×
三重県	割引事務局1	○	○	×	-	-	-	-	×
	割引事務局2	×	-	×	-	-	-	-	○
	割引及びクーポン事務局	×	-	○	○	1	2	3	×
滋賀県	事務局	○	○	×	-	-	-	-	×
京都府	事務局1	×	-	○	○	4	-	4	×
	事務局2	×	-	×	-	-	-	-	○
大阪府	事務局	○	○	×	-	-	-	-	×
兵庫県	割引事務局1	×	-	×	-	-	-	-	○
	割引事務局2	×	-	○	○	2	1	3	×
	割引事務局3	×	-	○	○	1	4	5	×
	クーポン事務局	×	-	×	-	-	-	-	○
奈良県	事務局	○	○	×	-	-	-	-	×
和歌山県	事務局	○	○	×	-	-	-	-	×
鳥取県	クーポン事務局	×	×	○	○	1	2	3	×
	事務局	×	-	○	○	1	1	2	×
島根県	事務局	○	○	×	-	-	-	-	×
岡山県	割引事務局	○	○	×	-	-	-	-	×
	割引及びクーポン事務局	×	-	○	○	4	-	4	×
広島県	事務局	×	-	○	○	6	1	7	×
山口県	事務局	○	○	×	-	-	-	-	×
徳島県	事務局1	×	-	×	-	-	-	-	○
	事務局2	○	○	×	-	-	-	-	×
	事務局3	×	-	○	○	1	1	2	×
香川県	事務局	○	○	×	-	-	-	-	×
愛媛県	割引事務局1	×	×	×	-	-	-	-	○
	割引事務局2	○	○	×	-	-	-	-	×
	クーポン事務局	×	-	○	○	4	-	4	×
高知県	事務局	×	-	○	○	4	-	4	×
福岡県	事務局	×	-	○	○	4	-	4	×
佐賀県	割引事務局1	×	-	×	-	-	-	-	○
	割引事務局2	○	○	×	-	-	-	-	×
	割引事務局3	○	○	×	-	-	-	-	×
	クーポン事務局	○	○	×	-	-	-	-	×
長崎県	割引事務局1	×	-	×	-	-	-	-	○
	割引事務局2	○	○	×	-	-	-	-	×
	クーポン事務局	○	○	×	-	-	-	-	×
熊本県	事務局	○	○	×	-	-	-	-	×
大分県	事務局	○	○	×	-	-	-	-	×
宮崎県	割引事務局1	×	-	×	-	-	-	-	○
	割引事務局2	×	-	×	-	-	-	-	○
	クーポン事務局	×	-	○	○	2	1	3	×
鹿児島県	割引事務局1	×	-	×	-	-	-	-	○
	クーポン事務局	×	-	○	○	4	-	4	×
	割引事務局2	×	-	○	○	4	1	5	×
沖縄県	事務局	×	-	○	○	2	-	2	×
県民割支援 計(a)		27	27	30	29	100	28	128	15

注(1) 「旅行事業者単独(A)」欄、「複数の旅行事業者等による集合体(C)」欄、「観光連盟等単独(H)」欄の○は当該事務局であること、×は当該事務局ではないことを示す。

注(2) 「主要旅行業者の有無(B)」欄、「主要旅行業者の有無(D)」欄の○はこれらの業者があること、×はこれらの業者がないこと、一は「旅行事業者単独(A)」及び「複数の旅行事業者等による集合体(C)」の事務局に該当しないことを示す。

【全国旅行支援】

都道府県	事務局	左の運営者							
		旅行事業者単独		複数の旅行事業者等による集合体					観光連盟等 単独
			主要旅行業 者の有無		主要旅行業 者の有無	事業者数			
						主要旅行 業者	その他の 事業者	計 (G) = (E) + (F)	
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)		
北海道	割引事務局	×	-	○	○	3	-	3	×
	クーポン事務局	×	-	○	○	3	-	3	×
青森県	事務局	×	-	○	○	5	5	10	×
岩手県	事務局	×	-	○	○	4	2	6	×
宮城県	事務局	×	-	○	○	5	-	5	×
秋田県	事務局	○	○	×	-	-	-	-	×
山形県	事務局	×	-	○	○	4	2	6	×
福島県	事務局	○	○	×	-	-	-	-	×
茨城県	事務局	○	○	×	-	-	-	-	×
栃木県	事務局	○	○	×	-	-	-	-	×
群馬県	事務局	×	-	○	○	4	-	4	×
埼玉県	事務局	○	○	×	-	-	-	-	×
千葉県	事務局	○	○	×	-	-	-	-	×
東京都	事務局	×	-	○	○	4	-	4	×
神奈川県	事務局	×	-	○	○	4	1	5	×
福井県	事務局	×	-	○	○	1	2	3	×
山梨県	事務局	×	-	○	○	4	-	4	×
長野県	事務局	×	-	○	○	7	1	8	×
岐阜県	割引事務局1	×	-	○	○	5	-	5	×
	割引事務局2	×	-	×	-	-	-	-	○
	クーポン事務局	×	-	○	○	5	-	5	×
静岡県	事務局	×	-	○	○	4	-	4	×
愛知県	事務局	○	○	×	-	-	-	-	×
三重県	事務局	×	-	○	○	4	1	5	×
滋賀県	事務局	×	-	○	○	4	1	5	×
京都府	事務局	×	-	○	○	4	-	4	×
大阪府	事務局	○	○	×	-	-	-	-	×
兵庫県	事務局	×	-	×	-	-	-	-	○
奈良県	事務局	○	○	×	-	-	-	-	×
和歌山県	事務局	×	-	○	○	4	-	4	×
鳥取県	クーポン事務局	×	-	○	○	1	2	3	×
	事務局	×	-	○	○	1	1	2	×
島根県	事務局	×	-	○	○	4	1	5	×
岡山県	事務局	×	-	○	○	4	-	4	×
広島県	事務局	×	-	○	○	4	-	4	×
山口県	事務局	×	-	○	○	4	-	4	×
徳島県	事務局	×	-	○	○	1	1	2	×
香川県	事務局	○	○	×	-	-	-	-	×
愛媛県	事務局	×	-	○	○	4	-	4	×
高知県	事務局	×	-	○	○	4	-	4	×
福岡県	事務局	×	-	○	○	4	-	4	×
佐賀県	事務局	×	-	○	○	4	-	4	×
長崎県	事務局	×	-	○	○	3	-	3	×
熊本県	事務局	○	○	×	-	-	-	-	×
大分県	事務局	○	○	×	-	-	-	-	×
宮崎県	割引事務局1	×	-	×	-	-	-	-	○
	割引事務局2	×	-	○	○	2	1	3	×
	クーポン事務局	×	-	○	○	2	1	3	×
鹿児島県	事務局	×	-	○	○	4	1	5	×
沖縄県	事務局	×	-	○	○	4	1	5	×
全国旅行支援 計 (b)		12	12	35	35	128	24	152	3

注(1) 「旅行事業者単独(A)」欄、「複数の旅行事業者等による集合体(C)」欄、「観光連盟等単独(H)」欄の○は当該事務局であること、×は当該事務局ではないことを示す。

注(2) 「主要旅行業者の有無(B)」欄、「主要旅行業者の有無(D)」欄の○はこれらの業者があること、×はこれらの業者がないこと、－は「旅行事業者単独(A)」及び「複数の旅行事業者等による集合体(C)」の事務局に該当しないことを示す。

【両旅行支援の集計】

需要創出支援	旅行事業者単独 の事務局数		複数の旅行事業者等による集合体の事務局数					観光連盟 等単独の 事務局数
	(A)	主要旅行 業者単独 の事務局 数	(C)	主要旅行 業者を含 む事務局 数	事業者数			
					主要旅行 業者	その他の 事業者	計 (G) = (E) + (F)	
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G) = (E) + (F)	(H)
県民割支援 計 (a)	27	27	30	29	100	28	128	15
全国旅行支援 計 (b)	12	12	35	35	128	24	152	3
合計 (c) = (a) + (b)	39	39	65	64	228	52	280	18

需要創出支援	事務局数			事業者数		
	合計(I)=(A)+(C)+(H)			合計(L)=(A)+(G)+(H)		
	主要旅行事業者を含む事務局 (J) = (B) + (D)	主要旅行事業者を含む事務局が占める割合 (K) = (J) / (I)		主要旅行事業者 (M) = (B) + (E)	主要旅行事業者が占める割合 (N) = (M) / (L)	
県民割支援 計(a)	72	56	77.8%	170	127	74.7%
全国旅行支援 計(b)	50	47	94.0%	167	140	83.8%
合計 (c)=(a)+(b)	122	103	84.4%	337	267	79.2%

(注) 両旅行支援において、同じ事業者で運営されている事務局がある。

別図表28 委託型、補助委託併用型、再委託型又は市町村への補助型の道県における再委託等の状況の把握状況

道県	県民制支援				全国旅行支援			
	事前承認条項の規定状況 注(1)		再委託先等又は再々委託先等に係る名称、支払金額等の報告状況 注(2)		事前承認条項の規定状況 注(1)		再委託先等又は再々委託先等に係る名称、支払金額等の報告状況 注(2)	
	再委託等	再々委託等	再委託等	再々委託等	再委託等	再々委託等	再委託等	再々委託等
北海道	○	×	○	×	○	×	○	×
青森県	○	×	○	×	○	×	○	×
岩手県	○	×	○	×	○	×	○	×
秋田県	○	×	○	×	○	×	○	×
山形県	○	×	○	×	○	×	○	×
福島県	○	×	○	×	○	×	○	×
茨城県	○	×	○	×	○	×	○	×
栃木県	○	×	○	×	○	×	○	×
群馬県	×	×	—	—	×	×	○	×
埼玉県	○	×	○	×	○	×	○	×
千葉県	○	×	○	—	○	×	○	—
神奈川県	○	×	—	—	▲	×	▲	×
山梨県	○	×	○	×	○	×	○	×
長野県	○	×	○	×	○	×	○	×
岐阜県	×	×	○	×	×	×	○	×
静岡県	○	×	○	×	○	×	○	×
愛知県	○	×	○	×	／	／	／	／
兵庫県	○	×	○	×	○	×	○	×
奈良県	○	×	×	×	○	×	×	×
和歌山県	○	×	○	×	○	×	○	×
鳥取県	○	×	○	×	○	×	○	×
島根県	○	×	○	○	○	×	○	○
岡山県	○	×	○	×	○	×	○	×
徳島県	○	×	—	—	○	×	○	×
香川県	○	×	○	×	○	×	○	×
高知県	○	×	○	×	○	×	○	×
福岡県	○	×	○	×	○	×	○	×
大分県	▲	×	▲	×	▲	×	▲	×
鹿児島県	▲	×	▲	×	▲	×	▲	×
沖縄県	▲	×	▲	×	▲	×	○	×
○の計(a)	25道県	—	23道県	1県	23道県	—	25道県	1県
▲の計(b)	3県	—	3県	—	4県	—	3県	—
○及び▲の計 (c)=(a)+(b)	28道県	—	26道県	1県	27道県	—	28道県	1県
×の計(d)	2県	30道県	1県	25道県	2県	29道県	1県	27道県
—の計(e)	／	／	3県	4県	／	／	—	1県
合計 (f)=(c)+(d)+(e)	30道県	30道県	30道県	30道県	29道県	29道県	29道県	29道県

注(1) 「事前承認条項の規定状況」欄の○は全ての、▲は一部の再委託等又は再々委託等について規定していたこと、×は全ての再委託等又は再々委託等について規定していなかったことを示す。

注(2) 「再委託先等又は再々委託先等に係る名称、支払金額等の報告状況」欄の○は全ての、▲は一部の再委託等又は再々委託等について報告させていたこと、×は全ての再委託等又は再々委託等について報告させていなかったこと、—は再委託等又は再々委託等がなかったことを示す。

別図表29 補助型又は補助委託併用型の都府県における再委託等の状況の把握状況

都府県	県民制支援					全国旅行支援				
	事前承認条項の規定状況 注(1)		再委託先等又は再々委託先等に係る名称、支払金額等の報告状況 注(2)			事前承認条項の規定状況 注(1)		再委託先等又は再々委託先等に係る名称、支払金額等の報告状況 注(2)		
	再委託等	再々委託等	再委託等	再々委託等		再委託等	再々委託等	再委託等	再々委託等	
宮城県	○	×	○	×	○	○	×	○	×	○
東京都						○	×	○	×	×
福井県	○	×	○	×	×	○	×	○	×	×
岐阜県	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×
愛知県						○	×	○	×	○
三重県	○	▲	▲	▲	▲	○	▲	▲	▲	▲
滋賀県	○	×	—	—	—	○	×	○	—	○
京都府	▲	×	▲	×	▲	▲	×	▲	×	▲
大阪府	○	×	○	×	○	○	×	○	×	○
広島県	○	×	○	×	×	○	×	○	×	×
山口県	○	×	▲	×	×	○	×	▲	×	×
愛媛県	○	×	○	×	×	○	×	○	×	×
佐賀県	▲	×	×	×	×	▲	×	▲	×	×
長崎県	○	×	○	×	○	○	×	○	×	○
熊本県	○	○	○	○	×	○	×	○	○	×
宮崎県	○	×	○	×	×	○	×	○	×	×
○の計(a)	11府県	1県	9府県	1県	3府県	13都府県	—	12都府県	1県	5府県
▲の計(b)	2府県	1県	3府県	1県	2府県	2府県	1県	4府県	1県	2府県
○及び▲の計 (c)=(a)+(b)	13府県	2県	12府県	2県	5府県	15都府県	1県	16都府県	2県	7府県
×の計(d)	1県	12府県	1県	11府県	8県	1県	15都府県	—	13都府県	9都県
—の計(e)			1県	1県	1県			—	1県	—
合計 (f)=(c)+(d)+(e)	14府県	14府県	14府県	14府県	14府県	16都府県	16都府県	16都府県	16都府県	16都府県

注(1) 「事前承認条項の規定状況」欄の○は全ての、▲は一部の再委託等又は再々委託等について規定していたこと、×は全ての再委託等又は再々委託等について規定していなかったことを示す。

注(2) 「再委託先等又は再々委託先等に係る名称、支払金額等の報告状況」欄の○は全ての、▲は一部の再委託等又は再々委託等について報告させていたこと、×は全ての再委託等又は再々委託等について報告させていなかったこと、—は再委託等又は再々委託等がなかったことを示す。

別図表30 事務局等から統一窓口への事務経費に係る支払額

(単位：千円)

都道府県	支払額	都道府県	支払額	都道府県	支払額
北海道	1,882,429	山梨県	451,099	山口県	289,154
青森県	273,057	長野県	1,017,620	徳島県	185,465
岩手県	221,319	岐阜県	389,232	香川県	237,176
宮城県	472,707	静岡県	1,059,814	愛媛県	293,697
秋田県	240,810	愛知県	607,075	高知県	255,292
山形県	310,846	三重県	494,890	福岡県	784,834
福島県	489,269	滋賀県	276,815	佐賀県	246,781
茨城県	232,719	京都府	864,676	長崎県	529,396
栃木県	477,861	大阪府	984,817	熊本県	442,039
群馬県	435,636	兵庫県	665,247	大分県	486,439
埼玉県	240,395	和歌山県	342,024	宮崎県	233,025
千葉県	976,620	鳥取県	262,189	鹿児島県	544,091
東京都	1,666,069	島根県	340,289	沖縄県	1,679,340
神奈川県	1,005,965	岡山県	282,092	43都道府 県の計	23,926,648
福井県	260,641	広島県	495,677		

(注) 補助金以外の財源を合わせて支払っているものがある。

別図表31 各都道府県の事業の実施期間等

都道府県	県民割支援						全国旅行支援	
	同一都道府県内の 旅行の開始日	隣接都道府県内の 旅行の開始日	同一地域ブロック 都道府県内の 旅行の開始日	一時停止期間			開始日	終了日
				開始日	終了日	停止 日数		
北海道	令和3年12月6日	4年1月4日	4年4月1日	4年1月21日	4年3月21日	60	4年10月11日	5年12月14日
青森県	3年7月18日	3年12月11日	4年4月11日	3年8月6日 4年1月15日	3年10月8日 4年3月10日	119	4年10月11日	5年7月21日
岩手県	3年4月16日	3年12月11日	4年4月1日	3年8月15日	3年9月30日	47	4年10月11日	5年7月21日
宮城県	3年10月15日	3年12月13日	4年4月1日	なし			4年10月11日	5年9月29日
秋田県	3年4月3日	4年4月1日		4年1月1日	4年2月28日	59	4年10月11日	5年10月31日
山形県	3年4月16日	4年1月4日	4年4月1日	なし			4年10月11日	5年6月30日
福島県	3年10月4日	4年4月1日		4年1月25日	4年3月27日	62	4年10月11日	5年6月30日
茨城県	3年6月19日	4年1月14日	4年4月1日	3年7月30日 4年1月22日	3年9月30日 4年3月21日	122	4年10月11日	5年12月27日
栃木県	3年10月16日	4年1月5日	4年4月11日	4年1月18日	4年2月28日	42	4年10月11日	5年12月15日
群馬県	3年4月1日	4年1月4日	4年4月1日	3年4月29日	3年10月14日	169	4年10月11日	5年12月22日
埼玉県	4年4月2日			なし			4年10月11日	5年11月30日
千葉県	4年1月6日		4年4月1日	4年1月15日	4年3月23日	68	4年10月11日	5年6月30日
東京都	未実施						4年10月20日	5年6月30日
神奈川県	4年4月6日			なし			4年10月11日	5年8月31日
福井県	3年4月1日	3年12月1日	4年4月11日	3年4月17日 3年6月28日 3年8月4日	3年5月20日 3年7月21日 3年9月30日	116	4年10月11日	5年7月20日
山梨県	3年4月15日	3年12月10日	4年4月1日	3年6月10日 3年8月6日 4年1月7日	3年6月20日 3年9月30日 4年3月13日	133	4年10月11日	5年7月21日
長野県	3年6月18日	4年12月10日	4年4月11日	なし			4年10月11日	5年6月30日
岐阜県	3年7月12日	4年5月9日		3年8月1日 4年1月1日	3年10月14日 4年4月4日	169	4年10月11日	5年6月30日
静岡県	3年4月1日	4年1月11日	4年5月9日	3年5月14日 3年7月29日	3年7月12日 3年10月17日	141	4年10月11日	5年9月30日
愛知県	3年10月8日	4年1月11日	4年5月9日	4年1月11日	4年2月28日	49	4年10月11日	5年6月30日
三重県	3年7月8日	4年5月13日		3年8月12日 4年1月1日	3年10月14日 4年4月4日	158	4年10月11日	5年7月21日
滋賀県	3年7月9日	3年12月3日	4年4月15日	3年8月2日	3年10月6日	66	4年10月11日	5年12月26日
京都府	3年10月22日	4年1月4日	4年6月1日	4年1月21日	4年3月21日	60	4年10月11日	5年12月27日
大阪府	3年11月24日	4年1月4日	4年6月1日	4年1月12日	4年2月28日	48	4年10月11日	5年6月30日
兵庫県	3年10月22日	4年1月4日	4年6月1日	4年1月24日	4年3月21日	57	4年10月11日	5年6月30日
奈良県	3年12月1日	4年7月1日		4年3月1日	4年4月14日	45	4年10月11日	5年11月30日
和歌山県	3年6月22日	4年5月9日		なし			4年10月11日	5年6月30日
鳥取県	3年4月1日	3年12月15日	4年5月11日	3年7月26日	3年9月21日	58	4年10月11日	5年9月30日
島根県	3年4月1日	3年12月15日	4年5月25日	3年8月23日 4年1月20日	3年9月30日 4年2月20日	71	4年10月11日	5年12月20日
岡山県	3年7月5日	3年12月22日	4年5月19日	3年8月6日 4年2月2日	3年9月30日 4年3月21日	104	4年10月11日	5年9月30日
広島県	3年10月15日	3年12月15日	4年6月1日	4年1月7日 4年8月1日	4年3月31日 4年9月14日	129	4年10月11日	5年6月30日
山口県	3年7月30日	3年12月22日	4年3月25日	3年8月17日	3年9月30日	45	4年10月11日	5年10月30日
徳島県	3年6月12日	3年12月22日	4年4月8日	3年8月22日	3年9月30日	40	4年10月11日	5年7月31日
香川県	3年4月1日	3年12月22日	4年4月8日	3年5月17日 3年8月19日 3年9月21日	3年5月31日 3年9月12日 3年9月30日	68	4年10月11日	5年10月31日
愛媛県	3年7月1日	4年1月4日	4年4月11日	4年1月27日 3年8月11日	4年2月13日 3年8月31日	99	4年10月11日	5年6月30日
高知県	3年4月29日	3年12月23日	4年4月1日	4年1月13日 4年8月24日	4年3月10日 4年9月13日	170	4年10月11日	5年10月31日
福岡県	3年7月12日	3年12月10日	4年4月8日	3年5月25日 3年8月17日 4年1月21日	3年7月25日 3年9月30日 4年3月24日	157	4年10月11日	5年10月21日
佐賀県	3年4月15日	3年12月16日	4年4月1日	3年8月1日 4年1月16日	3年10月14日 4年4月7日	96	4年10月11日	5年11月30日
長崎県	3年4月15日	3年12月15日	4年4月4日	3年5月10日 3年8月20日 4年1月25日	3年6月6日 3年9月15日 4年3月6日	164	4年10月11日	5年9月30日
熊本県	3年4月1日	3年12月13日	4年4月1日	3年4月23日 3年8月10日 4年1月24日	3年6月30日 3年9月24日 4年3月13日	229	4年10月11日	5年10月30日
大分県	3年4月1日	3年12月6日	4年4月1日	3年4月26日 4年1月24日	3年10月14日 4年3月21日	109	4年10月11日	5年10月31日
宮崎県	3年6月21日	3年12月13日	4年4月1日	3年5月7日 3年8月18日 4年1月21日	3年6月13日 3年9月26日 4年2月20日	118	4年10月11日	5年8月30日
鹿児島県	3年4月24日	3年12月13日	4年4月1日	3年8月4日 4年1月13日 3年5月15日	3年9月30日 4年3月13日 3年7月4日	129	4年10月11日	5年11月30日
沖縄県	3年11月15日	3年12月20日	未実施	4年1月27日 4年1月9日	4年2月20日 4年3月2日	53	4年10月11日	5年11月30日

注(1) 新規予約を停止した場合は、既存予約の割引は継続していても一時停止期間に含めている。

注(2) 一部の居住地からの旅行者のみを割引の対象外にした期間がある場合は、その期間は一時停止期間には含めていない。

別図表32 事業の一時停止に伴うキャンセル料の補填状況（県民割支援のみ）

道府県	事務経費（千円）（A）			直接経費 （千円）（B）	執行額（千円）	
		キャンセル 料の補填額 （千円）（C）	（C）の（A）に 占める割合 （％）		（D）＝（A）＋（B）	（C）の（D）に 占める割合 （％）
北海道	1,920,810	441,505	23.0	19,134,407	21,055,218	2.1
青森県	491,779	3,881	0.8	4,005,570	4,497,349	0.1
岩手県	855,340	27,839	3.3	10,378,046	11,233,386	0.2
茨城県	560,972	5,082	0.9	2,691,081	3,252,053	0.2
千葉県	732,198	2,929	0.4	5,671,268	6,403,467	0.0
福井県	596,147	50,738	8.5	5,547,770	6,143,917	0.8
静岡県	1,226,000	509	0.0	9,774,273	11,000,274	0.0
大阪府	1,938,533	238,654	12.3	6,334,132	8,272,666	2.9
鳥取県	227,091	6,999	3.1	3,663,644	3,890,736	0.2
岡山県	633,354	1,460	0.2	3,396,481	4,029,835	0.0
広島県	465,117	18,989	4.1	3,049,979	3,515,097	0.5
徳島県	167,423	1,812	1.1	1,404,924	1,572,347	0.1
香川県	442,300	3,587	0.8	2,957,233	3,399,534	0.1
福岡県	1,015,323	33,414	3.3	4,834,888	5,850,211	0.6
佐賀県	420,509	2,821	0.7	4,506,693	4,927,203	0.1
長崎県	570,485	16,791	2.9	8,484,152	9,054,638	0.2
熊本県	662,225	11,280	1.7	7,498,517	8,160,743	0.1
宮崎県	402,262	37,901	9.4	7,256,688	7,658,951	0.5
沖縄県	814,452	8,235	1.0	2,521,924	3,336,376	0.2
計	14,142,329	914,434	6.5	113,111,678	127,254,008	0.7

別図表33 割引の対象となる旅行の種類

都道府県	県民割支援						全国旅行支援	
	同一都道府県内の旅行		隣接都道府県内の旅行		同一地域ブロック都道府県内の旅行			
	日帰り旅行	ビジネス利用	日帰り旅行	ビジネス利用	日帰り旅行	ビジネス利用	日帰り旅行	ビジネス利用
北海道	○	×	○	×	○	×	○	○
青森県	×	○	×	○	×	○	○	○
岩手県	○	○	○	○	○	○	○	○
宮城県	×	○	×	○	×	○	○	○
秋田県	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	×	×	×	×	×	×	○	○
茨城県	注(2)○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	○	×	○	×	○	×	○	○
群馬県	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	○	×	○	×	○	×	○	○
千葉県	注(3)○	○	注(3)○	○	注(3)○	○	○	○
東京都	／	／	／	／	／	／	○	○
神奈川県	○	○	○	○	○	○	○	○
福井県	○	○	○	○	○	○	○	○
山梨県	×	○	×	○	×	○	○	○
長野県	○	×	○	×	○	×	○	×
岐阜県	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	○	○	○	○	○	○	○	○
愛知県	○	○	○	○	○	○	○	○
三重県	○	○	○	○	○	○	○	○
滋賀県	×	○	×	○	×	○	○	○
京都府	○	×	○	×	○	×	○	○
大阪府	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良県	○	×	○	×	○	×	○	○
和歌山県	○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	○	○	○	○	○	○	○	○
島根県	○	○	○	○	○	○	○	○
岡山県	○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	○	○	○	○	○	○	○	○
山口県	○	○	○	○	○	○	○	○
徳島県	○	×	○	×	○	×	○	○
香川県	○	○	○	○	○	○	○	○
愛媛県	×	○	×	○	×	○	○	○
高知県	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡県	○	○	○	○	○	○	○	○
佐賀県	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県	○	×	○	×	○	×	○	○
熊本県	○	○	○	○	○	○	○	○
大分県	○	○	○	○	○	○	○	○
宮崎県	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	○	○	○	○	／	／	○	○
○ の計	37	34	37	34	36	33	44	43
× の計	6	9	6	9	6	9	0	1

注(1) ○は割引の対象としていたもの、×は割引の対象としていなかったものを示す。

注(2) 茨城県は、当初、日帰り旅行を割引の対象としていなかったが、隣接都道府県内の旅行が開始した際に、各都道府県内の旅行についても割引の対象としていた。

注(3) 千葉県は、当初、日帰り旅行を割引の対象としていなかったが、令和4年5月8日から割引の対象としていた。

別図表34 各道府県における旅行商品代金等の割引額及び対象商品の利用者数（県民割支援）

（単位：千円、人）

道府県	旅行事業者		宿泊事業者		計	
	旅行商品代金の割引額	左記に係る利用者の延べ人数 注(1)	宿泊代金の割引額	左記に係る利用者の延べ人数 注(1)	旅行商品代金等の割引額	左記に係る利用者の延べ人数 注(1)
北海道	3,053,853	661,349	9,940,686	1,996,675	12,994,540	2,658,024
青森県	83,886	15,542	2,652,503	570,529	2,736,390	586,071
岩手県	511,155	注(2) 122,726	6,435,221	注(2) 1,601,617	6,946,376	注(2) 1,724,343
宮城県	568,234	116,121	3,734,205	800,007	4,302,439	916,128
秋田県	258,354	注(2) 54,461	3,562,568	注(2) 909,400	3,820,922	注(2) 963,861
山形県	1,401,044	注(3) 289,253	3,232,973	注(3) 732,932	4,634,017	注(3) 1,022,185
福島県	578,798	120,169	4,495,480	1,014,036	5,074,278	1,134,205
茨城県	576,299	143,055	1,257,820	269,145	1,834,120	412,200
栃木県	3,213,211	745,934	2,017,157	385,654	5,230,368	1,131,588
群馬県 注(4)	85,375	17,099	8,227,392	1,692,655	8,312,767	1,709,754
埼玉県	766,015	173,884	711,977	136,475	1,477,993	310,359
千葉県	2,955,040	664,551	1,017,475	212,955	3,972,515	877,506
神奈川県	2,087,537	618,853	2,406,553	488,493	4,494,091	1,107,346
福井県	2,073,158	639,806	1,971,277	404,226	4,044,436	1,044,032
山梨県	871,545	212,039	2,050,300	399,909	2,921,845	611,948
長野県 注(4)	1,425,253	注(2) 303,267	8,373,668	注(2) 1,904,753	9,798,921	注(2) 2,208,020
岐阜県	3,228,090	685,962	1,103,543	225,017	4,331,633	910,979
静岡県	957,276	注(2) 233,148	5,996,089	注(2) 1,387,623	6,953,365	注(2) 1,620,771
愛知県	896,854	注(4) 223,917	2,805,774	689,269	3,702,628	注(4) 913,186
三重県	3,811,816	940,514	860,372	199,509	4,672,188	1,140,023
滋賀県	49,436	注(2) 10,677	1,119,113	注(2) 247,650	1,168,549	注(2) 258,327
京都府	1,126,484	234,829	3,621,856	824,909	4,748,340	1,059,738
大阪府	845,089	178,574	3,508,487	826,595	4,353,576	1,005,169
兵庫県	2,386,909	注(2) 500,224	4,714,192	注(2) 971,407	7,101,101	注(2) 1,471,631
奈良県	508,672	127,341	203,713	40,297	712,385	167,638
和歌山県	1,077,917	279,888	2,194,437	509,786	3,272,355	789,674
鳥取県	421,726	100,725	2,357,702	744,970	2,779,428	845,695
島根県	309,540	73,135	2,477,327	656,745	2,786,867	729,880
岡山県	1,036,322	235,182	1,382,940	296,798	2,419,262	531,980
広島県	1,318,509	323,067	968,324	226,951	2,286,833	550,018
山口県	1,149,838	273,146	1,142,016	239,827	2,291,855	512,973
徳島県	294,422	98,494	619,958	139,972	914,380	238,466
香川県	1,307,436	390,172	640,286	148,189	1,947,723	538,361
愛媛県	867,872	237,731	27,014	3,859	894,887	241,590
高知県	229,098	52,397	1,335,163	341,743	1,564,262	394,140
福岡県	1,956,233	531,281	1,482,965	338,149	3,439,199	869,430
佐賀県	2,156,721	注(2) 518,765	1,008,356	注(2) 223,662	3,165,078	注(2) 742,427
長崎県	1,432,123	294,535	4,366,533	948,026	5,798,657	1,242,561
熊本県	1,359,037	303,760	3,880,120	735,600	5,239,157	1,039,360
大分県	2,487,216	609,948	2,869,286	614,617	5,356,502	1,224,565
宮崎県	2,853,140	649,163	2,326,730	617,019	5,179,871	1,266,182
鹿児島県	2,912,876	586,943	219,686	42,482	3,132,563	629,425
沖縄県	592,096	123,006	1,142,442	285,015	1,734,538	408,021
計	58,081,519	13,714,633	116,461,697	26,045,147	174,543,216	39,759,780

注(1) 旅行単位で利用者の人数を数えており、同一人物が複数回の旅行で利用した場合は別々に数えている。

注(2) 7県は、宿泊を伴う旅行を人泊数で算出している。

注(3) 山形県は、県民割支援の初期において、利用者数の管理を行っていなかったため、補助金の交付額を一人泊当たりの補助上限額である5,000円で除すなどして算出している。

注(4) 群馬、長野、愛知各県は、補助金以外の財源を合わせて県民割支援を実施しており、旅行商品代金等の割引額又はそれに係る利用者の人数若しくはその両方については、補助金分と補助金以外の財源で負担した分とに区分していないとしていることから、補助金以外の財源で負担した分を含めて計上している。

別図表35 各都道府県における旅行商品代金等の割引額及び対象商品の利用者数（全国旅行支援）

（単位：千円、人）

都道府県	旅行事業者		宿泊事業者		計	
	旅行商品代金の割引額	左記に係る利用者の延べ人数 注(1)	宿泊代金の割引額	左記に係る利用者の延べ人数 注(1)	旅行商品代金等の割引額	左記に係る利用者の延べ人数 注(1)
北海道	22,282,374	4,403,568	5,482,429	1,483,748	27,764,804	5,887,316
青森県	2,689,937	663,909	1,035,779	294,966	3,725,716	958,875
岩手県	1,976,031	544,814	1,161,142	372,535	3,137,174	917,349
宮城県	3,439,545	762,499	2,509,642	721,446	5,949,188	1,483,945
秋田県	1,634,076	381,428	1,140,793	321,184	2,774,869	702,612
山形県	1,333,449	283,393	1,709,079	518,584	3,042,529	801,977
福島県	3,419,585	889,298	2,677,803	711,780	6,097,388	1,601,078
茨城県	1,687,189	506,732	1,518,894	466,549	3,206,083	973,281
栃木県	3,727,630	942,352	3,201,944	857,397	6,929,575	1,799,749
群馬県	4,119,230	1,086,043	3,027,427	825,209	7,146,658	1,911,252
埼玉県	1,924,117	647,174	770,069	219,789	2,694,187	866,963
千葉県	14,699,990	注(2) 3,375,986	2,562,294	注(2) 764,324	17,262,284	注(2) 4,140,310
東京都	16,895,670	3,725,141	2,062,835	533,097	18,958,505	4,258,238
神奈川県	7,980,429	1,982,683	2,916,563	776,978	10,896,993	2,759,661
福井県	2,651,040	739,049	1,292,591	368,314	3,943,632	1,107,363
山梨県	4,343,644	1,156,070	1,632,453	443,001	5,976,097	1,599,071
長野県	8,205,413	1,846,224	5,307,325	注(3) 1,632,136	13,512,738	注(3) 3,478,360
岐阜県	3,512,149	939,487	1,306,562	379,490	4,818,711	1,318,977
静岡県	9,320,899	注(3) 2,692,270	6,058,992	注(3) 1,977,664	15,379,891	注(3) 4,669,934
愛知県	6,957,051	2,068,659	2,719,366	1,091,525	9,676,418	3,160,184
三重県	5,637,449	1,469,061	2,546,258	712,664	8,183,707	2,181,725
滋賀県	2,684,115	681,947	1,367,433	389,489	4,051,549	1,071,436
京都府	11,182,931	2,000,096	4,578,344	1,166,956	15,761,275	3,167,052
大阪府	16,658,430	3,481,757	4,222,571	1,204,873	20,881,002	4,686,630
兵庫県	5,962,661	注(3) 1,428,814	5,100,964	注(3) 1,397,510	11,063,626	注(3) 2,826,324
奈良県	1,953,801	502,147	900,589	248,929	2,854,391	751,076
和歌山県	3,273,552	826,030	1,698,441	450,188	4,971,993	1,276,218
鳥取県	2,443,599	668,718	989,616	365,383	3,433,216	1,034,101
島根県	2,708,874	676,705	1,229,192	389,990	3,938,066	1,066,695
岡山県	2,994,035	859,832	1,097,069	323,237	4,091,105	1,183,069
広島県	5,089,171	1,275,200	1,214,661	346,270	6,303,833	1,621,470
山口県	2,547,639	739,062	933,064	265,001	3,480,703	1,004,063
徳島県	1,506,730	428,454	525,169	161,358	2,031,899	589,812
香川県	2,253,282	633,199	729,627	212,311	2,982,909	845,510
愛媛県	3,463,842	923,030	620,504	191,930	4,084,346	1,114,960
高知県	2,548,981	652,812	769,590	264,753	3,318,572	917,565
福岡県	7,509,117	1,631,014	2,494,609	753,680	10,003,727	2,384,694
佐賀県	2,381,356	707,325	739,651	注(3) 244,372	3,121,007	注(3) 951,697
長崎県	7,364,673	1,408,171	1,998,968	562,357	9,363,641	1,970,528
熊本県	3,597,753	875,021	1,972,931	564,704	5,570,685	1,439,725
大分県	4,568,458	1,202,089	2,179,353	607,863	6,747,812	1,809,952
宮崎県	1,862,071	495,895	732,298	226,989	2,594,370	722,884
鹿児島県	4,818,367	879,327	1,531,631	413,379	6,349,998	1,292,706
沖縄県	29,033,986	3,540,050	2,894,689	660,885	31,928,675	4,200,935
計	256,844,340	57,622,535	93,161,226	26,884,787	350,005,566	84,507,322

注(1) 旅行単位で利用者の人数を数えており、同一人物が複数回の旅行で利用した場合は別々に数えている。

注(2) 千葉県は、補助金以外の財源を合わせて全国旅行支援を実施しており、旅行商品代金等の割引額に係る利用者の人数は、補助金分と補助金以外の財源で負担した分とに区分していないとしていることから、補助金以外の財源で負担した分を含めて計上している。

注(3) 長野、静岡、兵庫、佐賀各県は、宿泊を伴う旅行を人泊数で算出している。

別図表36 割引の実績があった旅行事業者等の数

(単位：者)

都道府県	県民割支援		全国旅行支援	
	旅行事業者	宿泊事業者	旅行事業者	宿泊事業者
北海道	197	1,133	2,357	1,211
青森県	108	291	1,082	273
岩手県	78	423	992	414
宮城県	123	357	1,760	397
秋田県	85	380	976	311
山形県	134	452	1,107	429
福島県	213	735	1,650	718
茨城県	267	312	1,224	394
栃木県	515	343	1,619	448
群馬県	73	907	2,051	775
埼玉県	157	167	1,224	245
千葉県	306	279	2,428	505
東京都			2,811	643
神奈川県	194	507	2,344	636
福井県	101	352	1,481	379
山梨県	133	738	1,694	883
長野県	234	2,260	2,176	2,459
岐阜県	135	443	1,546	554
静岡県	202	1,406	2,481	1,418
愛知県	158	607	2,086	630
三重県	93	422	2,124	518
滋賀県	66	226	1,424	237
京都府	334	1,720	2,430	1,743
大阪府	450	737	2,306	782
兵庫県	983	876	2,254	968
奈良県	134	243	844	276
和歌山県	255	396	1,413	400
鳥取県	225	260	1,349	254
島根県	195	355	1,560	363
岡山県	366	307	1,510	321
広島県	188	440	1,945	525
山口県	87	228	1,269	214
徳島県	96	229	1,077	222
香川県	245	261	1,452	298
愛媛県	175	83	1,626	202
高知県	116	285	1,400	304
福岡県	164	642	2,266	525
佐賀県	59	180	1,074	174
長崎県	68	567	1,782	533
熊本県	93	653	1,779	650
大分県	156	667	1,766	682
宮崎県	110	354	1,242	292
鹿児島県	103	173	1,820	461
沖縄県	92	824	2,372	1,109
計 (注)	8,266	23,220	75,173	25,775

(注) 複数の都道府県で事業者となっている者については重複して計上しているなどのため、延べ数となっている。

別図表37 各道府県の割引実績額上位10者の旅行事業者が全体に占める割合（県民割支援）

道府県	割引の実績があった旅行事業者数(者) (A)	割引に係る実績額(千円) (B)	(A)の上位10者の合計額等	
			合計額(千円)	(B)に占める割合(%)
北海道	197	3,053,853	2,414,235	79.1
青森県	108	83,886	51,134	61.0
岩手県	78	511,155	256,531	50.2
宮城県	123	568,234	393,856	69.3
秋田県	85	258,354	174,467	67.5
山形県	134	1,401,044	784,421	56.0
福島県	213	578,798	186,515	32.2
茨城県	267	576,299	452,504	78.5
栃木県	515	3,213,211	2,578,178	80.2
群馬県 注(1)	73	85,375	67,921	79.6
埼玉県	157	766,015	723,365	94.4
千葉県	306	2,955,040	2,725,927	92.2
神奈川県	194	2,087,537	1,850,760	88.7
福井県	101	2,073,158	617,549	29.8
山梨県	133	871,545	832,115	95.5
長野県 注(1)	234	1,425,253	439,111	30.8
岐阜県	135	3,228,090	2,817,723	87.3
静岡県	202	957,276	448,197	46.8
愛知県 注(2)	158	1,060,523	627,995	59.2
三重県	93	(3,811,816)	注(3)	—
滋賀県	66	(49,436)	注(3)	—
京都府	334	1,126,484	816,154	72.5
大阪府	450	845,089	668,345	79.1
兵庫県	983	2,386,909	1,571,905	65.9
奈良県	134	508,672	393,103	77.3
和歌山県	255	1,077,917	659,300	61.2
鳥取県	225	421,726	272,261	64.6
島根県	195	309,540	203,729	65.8
岡山県	366	1,036,322	703,885	67.9
広島県	188	1,318,509	551,985	41.9
山口県	87	1,149,838	1,010,074	87.8
徳島県	96	294,422	229,743	78.0
香川県	245	1,307,436	955,571	73.1
愛媛県	175	867,872	720,761	83.0
高知県	116	229,098	164,301	71.7
福岡県	164	1,956,233	1,816,518	92.9
佐賀県	59	2,156,721	1,919,502	89.0
長崎県	68	1,432,123	1,115,651	77.9
熊本県	93	1,359,037	1,044,915	76.9
大分県	156	2,487,216	1,982,894	79.7
宮崎県	110	2,853,140	2,457,056	86.1
鹿児島県	103	2,912,876	2,026,249	69.6
沖縄県	92	592,096	343,788	58.1
計	注(4) 8,266	注(3) 54,383,935	40,070,205	73.7

注(1) 群馬、長野両県は、補助金以外の財源を合わせて県民割支援を実施しており、割引に係る実績額及び旅行事業者ごとの実績額については、補助金分と補助金以外の財源で負担した分とに区分していないとしていることから、補助金以外の財源で負担した分を含めて計上している。

注(2) 愛知県は、割引に係る実績額は補助金と補助金以外の財源で負担した分とに区分していたが、旅行事業者ごとの実績額については区分していないとしていることから、本別図表においては、「割引に係る実績額(千円)(B)」欄について、補助金以外の財源で負担した分を含めて計上している。

注(3) 三重、滋賀両県において、旅行事業者ごとの実績額を把握していなかったため計上していない。また、「割引に係る実績額(千円)(B)」欄の「計」には、両県に係る金額を含めていない。

注(4) 複数の道府県で旅行事業者となっている者については重複して計上しているなどのため、延べ数となっている。

別図表38 各都道府県の割引実績額上位10者の旅行事業者が全体に占める割合（全国旅行支援）

都道府県	割引の実績があつた旅行事業者数（者） (A)	割引に係る実績額（千円） (B)	(A) の上位10者の合計額等	
			合計額（千円）	(B) に占める割合（％）
北海道	2,357	22,282,374	17,718,419	79.5
青森県	1,082	2,689,937	2,328,421	86.6
岩手県	992	1,976,031	1,649,726	83.5
宮城県	1,760	3,439,545	2,614,466	76.0
秋田県	976	1,634,076	1,373,879	84.1
山形県	1,107	1,333,449	995,158	74.6
福島県	1,650	3,419,585	2,689,800	78.7
茨城県	1,224	1,687,189	1,202,335	71.3
栃木県	1,619	3,727,630	2,588,883	69.5
群馬県	2,051	4,119,230	2,779,811	67.5
埼玉県	1,224	1,924,117	1,537,775	79.9
千葉県 注(1)	2,428	15,300,601	12,126,752	79.3
東京都	2,811	16,895,670	12,906,485	76.4
神奈川県	2,344	7,980,429	6,300,334	78.9
福井県	1,481	2,651,040	1,839,550	69.4
山梨県	1,694	4,343,644	3,317,244	76.4
長野県	2,176	8,205,413	6,100,372	74.3
岐阜県	1,546	3,512,149	2,830,669	80.6
静岡県	2,481	9,320,899	7,104,023	76.2
愛知県	2,086	6,957,051	5,716,658	82.2
三重県	2,124	5,637,449	4,213,775	74.7
滋賀県	1,424	2,684,115	2,005,708	74.7
京都府	2,430	11,182,931	8,997,599	80.5
大阪府	2,306	16,658,430	13,440,487	80.7
兵庫県	2,254	5,962,661	4,425,788	74.2
奈良県	844	1,953,801	1,451,177	74.3
和歌山県	1,413	3,273,552	2,609,017	79.7
鳥取県	1,349	2,443,599	1,939,222	79.4
島根県	1,560	2,708,874	2,199,677	81.2
岡山県	1,510	2,994,035	2,285,132	76.3
広島県	1,945	5,089,171	3,652,384	71.8
山口県	1,269	2,547,639	2,007,243	78.8
徳島県	1,077	1,506,730	1,196,881	79.4
香川県	1,452	2,253,282	1,657,189	73.5
愛媛県	1,626	3,463,842	2,865,145	82.7
高知県	1,400	2,548,981	2,063,740	81.0
福岡県	2,266	7,509,117	5,330,796	71.0
佐賀県	1,074	2,381,356	1,922,406	80.7
長崎県	1,782	7,364,673	5,691,171	77.3
熊本県	1,779	3,597,753	2,526,390	70.2
大分県	1,766	4,568,458	3,661,951	80.2
宮崎県	1,242	1,862,071	1,405,393	75.5
鹿児島県	1,820	4,818,367	3,329,351	69.1
沖縄県	2,372	29,033,986	21,408,502	73.7
計	注(2) 75,173	257,444,951	198,006,907	76.9

注(1) 千葉県は、補助金以外の財源を合わせて全国旅行支援を実施しており、割引に係る実績額は、補助金分と補助金以外の財源で負担した分とに区分しているが、旅行事業者ごとの実績額については区分していないとしていることから、本表においては、「割引に係る実績額(千円)(B)」欄について、補助金以外の財源で負担した分を含めて計上している。

注(2) 複数の都道府県で旅行事業者となっている者については重複して計上しているなどのため、延べ数となっている。

別図表39 各道府県の割引実績額上位10者の宿泊事業者が全体に占める割合（県民割支援）

道府県	割引の実績があつた宿泊事業者数(者) (A)	割引に係る実績額（千円） (B)	(A) の上位10者の合計額等	
			合計額（千円）	(B)に占める割合（％）
北海道	1,133	9,940,686	2,985,635	30.0
青森県	291	2,652,503	590,913	22.3
岩手県	423	6,435,221	2,045,880	31.8
宮城県	357	3,734,205	1,111,734	29.8
秋田県	380	3,562,568	703,116	19.7
山形県	452	3,232,973	641,023	19.8
福島県	735	4,495,480	740,140	16.5
茨城県	312	1,257,820	537,046	42.7
栃木県	343	2,017,157	685,991	34.0
群馬県 注(1)	907	8,227,392	1,684,265	20.5
埼玉県	167	711,977	397,782	55.9
千葉県	279	1,017,475	376,372	37.0
神奈川県	507	2,406,553	551,320	22.9
福井県	352	1,971,277	607,559	30.8
山梨県	738	2,050,300	559,802	27.3
長野県 注(1)	2,260	8,373,668	531,334	6.3
岐阜県	443	1,103,543	336,212	30.5
静岡県	1,406	5,996,089	943,358	15.7
愛知県	607	2,805,774	553,850	19.7
三重県	422	(860,372)	注(3) -	
滋賀県	226	1,119,113	453,720	40.5
京都府	1,720	3,621,856	701,034	19.4
大阪府	737	3,508,487	750,677	21.4
兵庫県	876	4,714,192	958,992	20.3
奈良県	243	203,713	71,548	35.1
和歌山県	396	2,194,437	673,347	30.7
鳥取県	260	2,357,702	690,193	29.3
島根県	355	2,477,327	633,100	25.6
岡山県	307	1,382,940	451,604	32.7
広島県	440	968,324	163,380	16.9
山口県	228	1,142,016	464,062	40.6
徳島県	229	619,958	259,623	41.9
香川県	261	640,286	294,872	46.1
愛媛県	83	27,014	12,322	45.6
高知県	285	1,335,163	314,543	23.6
福岡県	642	1,482,965	342,840	23.1
佐賀県 注(2)	180	1,047,659	340,447	32.5
長崎県	567	4,366,533	1,326,343	30.4
熊本県	653	3,880,120	722,677	18.6
大分県	667	2,869,286	751,593	26.2
宮崎県	354	2,326,730	730,489	31.4
鹿児島県	173	219,686	112,199	51.1
沖縄県	824	1,142,442	355,075	31.1
計	注(4) 23,220	注(3) 115,640,627	28,158,026	24.3

注(1) 群馬、長野両県は、補助金以外の財源を合わせて県民割支援を実施しており、割引に係る実績額及び宿泊事業者ごとの実績額については、補助金分と補助金以外の財源で負担した分とに区分していないとしていることから、補助金以外の財源で負担した分を含めて計上している。

注(2) 佐賀県は、割引に係る実績額は補助金と補助金以外の財源で負担した分とに区分しているが、宿泊事業者ごとの実績額については区分していないとしていることから、本表においては、「割引に係る実績額(千円)(B)」欄について、補助金以外の財源で負担した分を含めて計上している。

注(3) 三重県は、宿泊事業者ごとの実績額を把握していなかったため計上していない。また、「割引に係る実績額(千円)(B)」欄の「計」には、三重県に係る金額を含めていない。

注(4) 複数の道府県で宿泊事業者となっている者については重複して計上しているなどのため、延べ数となっている。

別図表40 各都道府県の割引実績額上位10者の宿泊事業者が全体に占める割合（全国旅行支援）

都道府県	割引の実績があつた宿泊事業者数(者) (A)	割引に係る実績額（千円） (B)	(A)の上位10者の合計額等	
			合計額（千円）	(B)に占める割合（％）
北海道	1,211	5,482,429	1,507,615	27.5
青森県	273	1,035,779	282,289	27.3
岩手県	414	1,161,142	332,653	28.6
宮城県	397	2,509,642	703,317	28.0
秋田県	311	1,140,793	255,452	22.4
山形県	429	1,709,079	275,122	16.1
福島県	718	2,677,803	643,553	24.0
茨城県	394	1,518,894	481,425	31.7
栃木県	448	3,201,944	904,783	28.3
群馬県	775	3,027,427	595,927	19.7
埼玉県	245	770,069	245,490	31.9
千葉県 注(1)	505	2,707,703	764,844	28.2
東京都	643	2,062,835	445,710	21.6
神奈川県	636	2,916,563	496,670	17.0
福井県	379	1,292,591	364,465	28.2
山梨県	883	1,632,453	435,035	26.6
長野県	2,459	5,307,325	538,379	10.1
岐阜県	554	1,306,562	380,545	29.1
静岡県	1,418	6,058,992	898,608	14.8
愛知県	630	2,719,366	565,894	20.8
三重県	518	2,546,258	831,147	32.6
滋賀県	237	1,367,433	667,613	48.8
京都府	1,743	4,578,344	880,782	19.2
大阪府	782	4,222,571	969,226	23.0
兵庫県	968	5,100,964	1,036,367	20.3
奈良県	276	900,589	318,245	35.3
和歌山県	400	1,698,441	648,072	38.2
鳥取県	254	989,616	263,925	26.7
島根県	363	1,229,192	267,134	21.7
岡山県	321	1,097,069	279,831	25.5
広島県	525	1,214,661	169,054	13.9
山口県	214	933,064	288,841	31.0
徳島県	222	525,169	272,336	51.9
香川県	298	729,627	301,467	41.3
愛媛県	202	620,504	201,479	32.5
高知県	304	769,590	184,801	24.0
福岡県	525	2,494,609	443,623	17.8
佐賀県	174	739,651	257,951	34.9
長崎県	533	1,998,968	535,388	26.8
熊本県	650	1,972,931	346,112	17.5
大分県	682	2,179,353	400,839	18.4
宮崎県	292	732,298	268,124	36.6
鹿児島県	461	1,531,631	457,241	29.9
沖縄県	1,109	2,894,689	697,763	24.1
計	注(2) 25,775	93,306,635	22,105,157	23.7

注(1) 千葉県は、補助金以外の財源を合わせて全国旅行支援を実施しており、割引に係る実績額を、補助金分と補助金以外の財源で負担した分とに区分しているが、宿泊事業者ごとの実績額については区分していないとしていることから、本別図表においては、「割引に係る実績額(千円)(B)」欄について、補助金以外の財源で負担した分を含めて計上している。

注(2) 複数の都道府県で宿泊事業者となっている者については重複して計上しているなどのため、延べ数となっている。

別図表41 令和4年12月までに印刷を行った紙クーポンの配布状況等（全国旅行支援）

道 県	印刷を行った 紙クーポンの 枚数（枚） (A)	旅行者へ配布 した紙クーポンの 枚数（枚） (B)	余剰となった 紙クーポンの 枚数（枚） (A)－(B)	配布率 (%) (B/A)
北海道	13,400,000	8,105,314	5,294,686	60.5
岩手県	2,000,000	1,100,744	899,256	55.0
宮城県	3,000,000	2,207,906	792,094	73.6
山形県	2,250,000	1,988,414	261,586	88.4
福島県	11,206,113	9,454,678	1,751,435	84.4
栃木県	6,000,000	2,605,463	3,394,537	43.4
埼玉県	1,335,825	1,081,324	254,501	80.9
千葉県	10,000,000	6,318,356	3,681,644	63.2
山梨県	4,000,000	1,983,790	2,016,210	49.6
三重県	3,000,000	2,818,724	181,276	94.0
滋賀県	3,780,000	1,265,083	2,514,917	33.5
兵庫県	4,000,000	3,932,122	67,878	98.3
和歌山県	2,902,300	1,643,057	1,259,243	56.6
鳥取県	1,400,000	1,083,668	316,332	77.4
岡山県	2,700,000	1,533,683	1,166,317	56.8
広島県	3,100,000	1,954,589	1,145,411	63.1
山口県	2,800,000	1,871,000	929,000	66.8
愛媛県	2,350,000	1,472,967	877,033	62.7
長崎県	3,300,000	2,739,165	560,835	83.0
宮崎県	1,580,000	774,763	805,237	49.0
沖縄県	12,000,000	7,472,060	4,527,940	62.3
計（21道県） （注）	96,104,238	63,406,870	32,697,368	66.0

（注） 県民割支援から全国旅行支援まで一貫して同じ紙クーポンを使用していたなどのため、全国旅行支援に係る紙クーポンの印刷等の枚数を把握することができない府県は、本件集計対象から除いている。

別図表42 各都道府県におけるクーポンの使用状況

(単位：千円)

都道府県	県民割支援	全国旅行支援	計
北海道	6,139,867	16,940,199	23,080,067
青森県	1,269,180	2,455,411	3,724,591
岩手県	3,431,670	2,115,303	5,546,973
宮城県	1,605,413	3,690,232	5,295,645
秋田県	1,713,429	1,865,681	3,579,110
山形県	2,230,253	1,932,756	4,163,009
福島県	2,234,714	3,961,738	6,196,453
茨城県	856,961	2,234,327	3,091,288
栃木県	2,277,384	4,326,969	6,604,353
群馬県	(注) 2,808,706	4,278,410	7,087,117
埼玉県	661,518	2,067,232	2,728,750
千葉県	1,698,753	10,861,451	12,560,204
東京都	未実施	11,163,539	11,163,539
神奈川県	2,023,522	6,657,545	8,681,067
福井県	1,503,334	2,403,078	3,906,412
山梨県	1,288,781	3,599,291	4,888,072
長野県	(注) 4,344,535	8,234,300	12,578,835
岐阜県	1,670,591	2,903,797	4,574,388
静岡県	2,820,908	9,292,680	12,113,588
愛知県	1,147,456	6,736,186	7,883,643
三重県	1,946,816	5,108,521	7,055,338
滋賀県	490,966	2,451,769	2,942,735
京都府	2,289,568	8,799,087	11,088,655
大阪府	1,980,556	12,495,526	14,476,082
兵庫県	1,712,655	6,597,593	8,310,248
奈良県	197,876	1,521,010	1,718,886
和歌山県	1,566,325	3,017,781	4,584,106
鳥取県	884,216	1,541,387	2,425,603
島根県	793,969	2,573,924	3,367,893
岡山県	977,219	2,865,488	3,842,707
広島県	763,146	3,575,350	4,338,496
山口県	985,978	2,395,568	3,381,546
徳島県	490,544	1,393,261	1,883,805
香川県	1,009,510	2,070,496	3,080,006
愛媛県	490,002	2,817,445	3,307,447
高知県	850,719	2,252,953	3,103,672
福岡県	1,395,689	6,250,985	7,646,674
佐賀県	1,341,615	2,080,114	3,421,730
長崎県	2,685,495	5,382,848	8,068,343
熊本県	2,259,360	3,472,252	5,731,612
大分県	2,675,041	4,282,480	6,957,521
宮崎県	2,076,817	1,850,680	3,927,498
鹿児島県	1,334,209	3,739,681	5,073,890
沖縄県	787,386	16,811,411	17,598,797
計	73,712,656	213,067,758	286,780,415

(注) 群馬、長野両県は、補助金以外の財源を合わせて県民割支援を実施しており、クーポンの使用実績額は、補助金分と補助金以外の財源で負担した分とに区分していないとしていることから、補助金以外の財源で負担した分を含めて計上している。

別図表43 各道府県におけるクーポンの使用実績上位10店舗の業種（県民割支援）

道府県	クーポン使用実績上位10店舗の業種									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
北海道	総合スーパーマーケット	ドラッグストア	コンビニエンスストア	総合スーパーマーケット	旅館、ホテル	ドラッグストア	旅館、ホテル	事業協同組合（他に分類されないもの）	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル
青森県	百貨店	百貨店	菓子・パン小売業	その他の各種商品小売業	鮮魚小売業	ドラッグストア	ドラッグストア	百貨店	総合スーパーマーケット	百貨店
岩手県	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	百貨店	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	総合スーパーマーケット
宮城県	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	旅館、ホテル	菓子・パン小売業	各種食料品小売業	旅館、ホテル	旅館、ホテル	ドラッグストア	旅館、ホテル	事業協同組合（他に分類されないもの）
秋田県	総合スーパーマーケット	その他の各種商品小売業	総合スーパーマーケット	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	その他の飲食料品小売業	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業
山形県	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	総合スーパーマーケット	総合スーパーマーケット	総合スーパーマーケット	その他の各種商品小売業
福島県	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	総合スーパーマーケット	総合スーパーマーケット	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業
茨城県	ドラッグストア	ドラッグストア	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	注(4) 社会教育	その他の飲食料品小売業	旅館、ホテル	機械器具小売業（自動車、自転車を除く）	鮮魚小売業	旅館、ホテル
栃木県	旅館、ホテル	その他の織物・衣服・身の回り品小売業	菓子・パン小売業	菓子・パン小売業	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	旅館、ホテル
群馬県 注(1)										
埼玉県	旅館、ホテル	総合スーパーマーケット	その他の各種商品小売業	機械器具小売業（自動車、自転車を除く）	菓子・パン小売業	旅館、ホテル	その他の公衆浴場業	旅館、ホテル	旅館、ホテル	食堂、レストラン（専門料理店を除く）
千葉県	ドラッグストア	注(4) 社会教育	各種食料品小売業	旅館、ホテル	各種食料品小売業	旅館、ホテル	ドラッグストア	その他の娯楽業	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル
神奈川県	その他の公衆浴場業	その他の飲食料品小売業	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	その他の飲食料品小売業	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	その他の飲食料品小売業	その他の各種商品小売業
福井県	ドラッグストア	各種食料品小売業	各種食料品小売業	各種食料品小売業	総合スーパーマーケット	各種食料品小売業	各種食料品小売業	各種食料品小売業	総合スーパーマーケット	百貨店
山梨県	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	旅館、ホテル	菓子・パン小売業	総合スーパーマーケット	旅館、ホテル	菓子・パン小売業
長野県 注(2)	旅館、ホテル	野菜・果実小売業	旅館、ホテル	旅館、ホテル	百貨店	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業
岐阜県	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業	その他の飲食店	総合スーパーマーケット	旅館、ホテル	各種食料品小売業
静岡県	ドラッグストア	ドラッグストア	総合スーパーマーケット	注(4) 社会教育	旅館、ホテル	鮮魚小売業	各種食料品小売業	旅館、ホテル	その他の飲食料品小売業	旅館、ホテル
愛知県	その他の各種商品小売業	百貨店	鮮魚小売業	百貨店	百貨店	公園、遊園地	その他の各種商品小売業	食堂、レストラン（専門料理店を除く）	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル
三重県	各種食料品小売業	各種食料品小売業	各種食料品小売業	管理、補助的経済活動を行う事業所（宿泊業）	公園、遊園地	注(4) 社会教育	公園、遊園地	各種食料品小売業	菓子・パン小売業	管理、補助的経済活動を行う事業所（飲食店）
滋賀県	百貨店	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	内陸水運業	各種食料品小売業	食堂、レストラン（専門料理店を除く）	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル
京都府	百貨店	百貨店	総合スーパーマーケット	各種食料品小売業	各種食料品小売業	菓子・パン小売業	その他の各種商品小売業	ドラッグストア	総合スーパーマーケット	ドラッグストア
大阪府	公園、遊園地	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	その他の公衆浴場業	専門料理店	旅館、ホテル	旅館、ホテル

道府県	クーポン使用実績上位10店舗の業種									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
兵庫県	注(4) 社会教育	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	旅館、ホテル
奈良県	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業	その他の公衆浴場業	旅館、ホテル	各種食料品小売業	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	その他の飲食物品小売業
和歌山県	旅館、ホテル	ドラッグストア	ドラッグストア	旅館、ホテル	旅館、ホテル	総合スーパーマーケット	百貨店	各種食料品小売業	鮮魚小売業	公園、遊園地
鳥取県	菓子・パン小売業	すし店	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	すし店	すし店	旅館、ホテル	食堂、レストラン(専門料理店を除く)	専門料理店
島根県	旅館、ホテル	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業	総合スーパーマーケット	ドラッグストア	旅館、ホテル	旅館、ホテル	鉄道業	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル
岡山県	公園、遊園地	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	専門料理店	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル
広島県	ドラッグストア	各種食料品小売業	その他の各種商品小売業	総合スーパーマーケット	百貨店	百貨店	旅館、ホテル	総合スーパーマーケット	酒小売業	各種食料品小売業
山口県	旅館、ホテル	食堂、レストラン(専門料理店を除く)	食堂、レストラン(専門料理店を除く)	旅館、ホテル	旅館、ホテル	ドラッグストア	その他の飲食物品小売業	旅館、ホテル	食堂、レストラン(専門料理店を除く)	注(4) 社会教育
徳島県	酒小売業	各種食料品小売業	総合スーパーマーケット	その他の娯楽業	農林水産業協同組合(他に分類されないもの)	総合スーパーマーケット	食堂、レストラン(専門料理店を除く)	総合スーパーマーケット	その他の織物・衣服・身の回り品小売業	その他の各種商品小売業
香川県	公園、遊園地	旅館、ホテル	ドラッグストア	各種食料品小売業	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	注(4) 社会教育	燃料小売業	各種食料品小売業
愛媛県	総合スーパーマーケット	ドラッグストア	百貨店	事業協同組合(他に分類されないもの)	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業	各種食料品小売業	旅館、ホテル	その他の公衆浴場業	食堂、レストラン(専門料理店を除く)
高知県	コンビニエンスストア	各種食料品小売業	総合スーパーマーケット	各種食料品小売業	専門料理店	ドラッグストア	ドラッグストア	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	各種食料品小売業
福岡県	総合スーパーマーケット	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	各種食料品小売業	旅館、ホテル	百貨店	総合スーパーマーケット	各種食料品小売業	各種食料品小売業	百貨店
佐賀県 注(2)	ドラッグストア	総合スーパーマーケット	総合スーパーマーケット	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	ドラッグストア	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	菓子・パン小売業
長崎県	総合スーパーマーケット	公園、遊園地	旅館、ホテル	喫茶店	鮮魚小売業	総合スーパーマーケット	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業
熊本県	総合スーパーマーケット	百貨店	その他の各種商品小売業	各種食料品小売業	その他の各種商品小売業	公園、遊園地	旅館、ホテル	総合スーパーマーケット	その他の各種商品小売業	各種食料品小売業
大分県	旅館、ホテル	総合スーパーマーケット	その他の各種商品小売業	総合スーパーマーケット	旅館、ホテル	注(4) 社会教育	総合スーパーマーケット	各種食料品小売業	旅館、ホテル	総合スーパーマーケット
宮崎県	総合スーパーマーケット	総合スーパーマーケット	酒場、ビヤホール	旅館、ホテル	事業協同組合(他に分類されないもの)	その他の各種商品小売業	コンビニエンスストア	百貨店	旅館、ホテル	総合スーパーマーケット
鹿児島県	総合スーパーマーケット	その他の各種商品小売業	事業協同組合(他に分類されないもの)	百貨店	事業協同組合(他に分類されないもの)	菓子・パン小売業	総合スーパーマーケット	総合スーパーマーケット	旅館、ホテル	旅館、ホテル
沖縄県	注(4) 社会教育	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	菓子・パン小売業

- 注(1) 群馬県は、クーポンの発行業務について、管内の16市町村にそれぞれ間接補助金を交付することで実施しており、市町村別の使用実績は集計しているが、クーポンの取扱店舗ごとの使用実績については集計していなかった。
- 注(2) 長野、佐賀両県は、補助金以外の財源を合わせて県民割支援を実施しており、クーポンの取扱店舗ごとの実績については、補助金分と補助金以外の財源で負担した分とに区分していないとしていることから、補助金以外の財源で負担した分を含めて上位10店舗を算出している。
- 注(3) クーポン使用実績上位10店舗の業種は、日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）の分類項目表のうちの「小分類」を参考に取りまとめている。
- 注(4) 社会教育には、美術館、動物園、植物園、水族館等の事業所が分類されている。
- 注(5) クーポン使用実績は、複数の支店をまとめて1店舗として集計している場合や支店ごとに集計する場合があるなど、道府県により集計方法が異なっている。

別図表44 各都道府県におけるクーポンの使用実績上位10店舗の業種(全国旅行支援)

都道府県	クーポン使用実績上位10店舗の業種									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
北海道	総合スーパーマーケット	ドラッグストア	コンビニエンスストア	その他の各種商品小売業	ドラッグストア	旅館、ホテル	総合スーパーマーケット	すし店	事業協同組合(他に分類されないもの)	その他の各種商品小売業
青森県	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業	ドラッグストア	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル
岩手県	旅館、ホテル	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	専門料理店
宮城県	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	専門料理店	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	食堂、レストラン(専門料理店を除く)	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業
秋田県	総合スーパーマーケット	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	総合スーパーマーケット	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業
山形県	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業	スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業
福島県	旅館、ホテル	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業	菓子・パン小売業	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業
茨城県	ドラッグストア	その他の飲食料品小売業	旅館、ホテル	ドラッグストア	注(3) 社会教育	その他の各種商品小売業	鮮魚小売業	旅館、ホテル	機械器具小売業(自動車、自転車を除く)	旅館、ホテル
栃木県	旅館、ホテル	菓子・パン小売業	菓子・パン小売業	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	食堂、レストラン(専門料理店を除く)	旅館、ホテル	菓子・パン小売業
群馬県	野菜・果実小売業	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	その他の飲食料品小売業	その他の各種商品小売業	総合スーパーマーケット
埼玉県	菓子・パン小売業	総合スーパーマーケット	ドラッグストア	その他の公衆浴場業	機械器具小売業(自動車、自転車を除く)	旅館、ホテル	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業
千葉県 注(1)	公園、遊園地	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	ドラッグストア	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	ドラッグストア	総合スーパーマーケット	旅館、ホテル	旅館、ホテル
東京都	菓子・パン小売業	菓子・パン小売業	菓子・パン小売業	その他の各種商品小売業	その他の飲食料品小売業	機械器具小売業(自動車、自転車を除く)	菓子・パン小売業	菓子・パン小売業	その他の娯楽業	通信機械器具・関連機械器具製造業
神奈川県	その他の飲食料品小売業	その他の各種商品小売業	菓子・パン小売業	公園、遊園地	その他の飲食料品小売業	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	その他の公衆浴場業	コンビニエンスストア	鉄道業
福井県	その他の各種商品小売業	ドラッグストア	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	その他の飲食料品小売業	その他の各種商品小売業	そば・うどん店	ドラッグストア	旅館、ホテル
山梨県	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	菓子・パン小売業	その他の各種商品小売業	酒小売業	野菜・果実小売業	旅館、ホテル	旅館、ホテル	その他の飲食料品小売業	旅館、ホテル
長野県	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	野菜・果実小売業	総合スーパーマーケット	野菜・果実小売業	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	ドラッグストア
岐阜県	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業	専門料理店	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル
静岡県	野菜・果実小売業	その他の飲食料品小売業	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業	鮮魚小売業	その他の各種商品小売業	食堂、レストラン(専門料理店を除く)	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	その他の娯楽業
愛知県	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	百貨店	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	百貨店	各種食料品小売業	その他の飲食料品小売業
三重県	公園、遊園地	公園、遊園地	菓子・パン小売業	注(3) 社会教育	管理、補助的経済活動を行う事業所(宿泊業)	各種食料品小売業	管理、補助的経済活動を行う事業所(飲食店)	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	各種食料品小売業
滋賀県	旅館、ホテル	内陸水運業	総合スーパーマーケット	旅館、ホテル	旅館、ホテル	百貨店	旅館、ホテル	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル
京都府	その他の各種商品小売業	百貨店	百貨店	菓子・パン小売業	菓子・パン小売業	その他の各種商品小売業	菓子・パン小売業	その他の各種商品小売業	専門料理店	その他の各種商品小売業

都道府県	クーポン使用実績上位10店舗の業種									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
大阪府	公園、遊園地	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	注(3) 社会教育	その他の飲食料品小売業	食堂、レストラン(専門料理店を除く)	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	その他の飲食料品小売業
兵庫県	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	注(3) 社会教育	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	そば・うどん店	旅館、ホテル	菓子・パン小売業
奈良県	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	その他の公衆浴場業	その他の各種商品小売業	専門料理店	旅館、ホテル	食堂、レストラン(専門料理店を除く)	旅館、ホテル
和歌山県	農林水産業協同組合(他に分類されないもの)	鮮魚小売業	公園、遊園地	旅館、ホテル	公園、遊園地	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル
鳥取県	旅館、ホテル	菓子・パン小売業	その他の各種商品小売業	鮮魚小売業	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル
島根県	その他の各種商品小売業	食堂、レストラン(専門料理店を除く)	その他の各種商品小売業	ドラッグストア	総合スーパーマーケット	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル
岡山県	その他の各種商品小売業	食堂、レストラン(専門料理店を除く)	百貨店	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	専門料理店	百貨店	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業
広島県	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	その他の飲食店	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	ドラッグストア	総合スーパーマーケット	百貨店	旅館、ホテル
山口県	コンビニエンスストア	旅館、ホテル	食堂、レストラン(専門料理店を除く)	その他の飲食料品小売業	旅館、ホテル	旅館、ホテル	その他の飲食料品小売業	すし店	旅館、ホテル	旅館、ホテル
徳島県	食堂、レストラン(専門料理店を除く)	その他の各種商品小売業	その他の娯楽業	その他の織物・衣服・身の回り品小売業	注(3) 社会教育	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	総合スーパーマーケット	スポーツ施設提供業	その他の各種商品小売業
香川県	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	公園、遊園地	旅館、ホテル	コンビニエンスストア	その他の各種商品小売業	注(3) 社会教育	食堂、レストラン(専門料理店を除く)	その他の各種商品小売業	その他の飲食料品小売業
愛媛県	その他の各種商品小売業	総合スーパーマーケット	その他の各種商品小売業	ドラッグストア	旅館、ホテル	食堂、レストラン(専門料理店を除く)	総合スーパーマーケット	百貨店	食堂、レストラン(専門料理店を除く)	旅館、ホテル
高知県	その他の各種商品小売業	コンビニエンスストア	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	専門料理店	その他の各種商品小売業	酒場、ビヤホール	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業
福岡県	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	その他の飲食料品小売業	総合スーパーマーケット	百貨店	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業
佐賀県	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	総合スーパーマーケット	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	コンビニエンスストア
長崎県	公園、遊園地	喫茶店	菓子・パン小売業	その他の各種商品小売業	総合スーパーマーケット	菓子・パン小売業	菓子・パン小売業	鮮魚小売業	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業
熊本県	その他の各種商品小売業	公園、遊園地	菓子・パン小売業	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	総合スーパーマーケット	百貨店	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業
大分県	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業	注(3) 社会教育	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	総合スーパーマーケット	総合スーパーマーケット	その他の各種商品小売業	旅館、ホテル
宮崎県	ドラッグストア	総合スーパーマーケット	旅館、ホテル	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	総合スーパーマーケット	菓子・パン小売業
鹿児島県	その他の各種商品小売業	総合スーパーマーケット	旅館、ホテル	総合スーパーマーケット	旅館、ホテル	事業協同組合(他に分類されないもの)	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル	旅館、ホテル
沖縄県	公園、遊園地	旅館、ホテル	注(3) 社会教育	旅館、ホテル	旅館、ホテル	その他の各種商品小売業	菓子・パン小売業	その他の各種商品小売業	その他の各種商品小売業	野菜・果実小売業

注(1) 千葉県は、補助金以外の財源を合わせて全国旅行支援を実施しており、クーポンの取扱店舗ごとの実績については、補助金分と補助金以外の財源で負担した分とに区分していないことから、補助金以外の財源で負担した分を含めて上位10店舗を算出している。

注(2) クーポン使用実績上位10店舗の業種は、日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)の分類項目表のうちの「小分類」を参考に取りまとめている。

注(3) 社会教育には、美術館、動物園、植物園、水族館等の事業所が分類されている。

注(4) クーポン使用実績は、複数の支店をまとめて1店舗として集計している場合や支店ごとに集計する場合があるなど、都道府県により集計方法が異なっている。

別図表45 クーポンの発行に係る経費の状況

(単位：千円)

都道府県	県民割支援			全国旅行支援			計		
	紙クーポン の発行等に 要した費用	電子クー ポンの発行等 に要した費 用	計	紙クーポン の発行等に 要した費用	電子クー ポンの発行等 に要した費 用	計	紙クーポン の発行等に 要した費用	電子クー ポンの発行等 に要した費 用	合計
北海道	61,052	-	61,052	58,960	351,719	410,679	120,012	351,719	471,731
青森県	115,135	-	115,135	18,576	126,924	145,500	133,711	126,924	260,636
岩手県	62,541	-	62,541	22,151	29,598	51,749	84,693	29,598	114,291
宮城県	69,150	-	69,150	75,000	465,413	540,413	144,150	465,413	609,563
秋田県	51,031	-	51,031	不明	28,151	28,151	51,031	28,151	79,183
山形県	不明	-	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
福島県	53,000	-	53,000	不明	不明	不明	53,000	不明	53,000
茨城県	不明	-	不明	44,000	119,227	163,227	44,000	119,227	163,227
栃木県	不明	-	不明	不明	88,286	88,286	不明	88,286	88,286
群馬県	167,103	0	167,103	132,302	96,580	228,883	299,405	96,580	395,986
埼玉県	25,433	-	25,433	41,492	35,352	76,845	66,926	35,352	102,279
千葉県	178,063	-	178,063	266,446	274,890	541,337	444,510	274,890	719,401
東京都				-	不明	不明	-	不明	不明
神奈川県	-	8,200	8,200	-	5,000	5,000	-	13,200	13,200
福井県	不明	-	不明	不明	8,800	8,800	不明	8,800	8,800
山梨県	23,300	-	23,300	29,114	128,122	157,237	52,415	128,122	180,538
長野県 注(1)	85,087	-	85,087	96,770	不明	96,770	181,857	不明	181,857
岐阜県	-	22,997	22,997	-	14,360	14,360	-	37,357	37,357
静岡県	93,950	-	93,950	-	284,671	284,671	93,950	284,671	378,622
愛知県	-	45,000	45,000	-	不明	不明	-	45,000	45,000
三重県	不明	-	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
滋賀県	不明	-	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
京都府	138,451	-	138,451	254,020	254,000	508,020	392,471	254,000	646,471
大阪府	-	不明	不明	-	437,390	437,390	-	437,390	437,390
兵庫県	12,053	-	12,053	51,291	64,425	115,717	63,344	64,425	127,770
奈良県	不明	-	不明	不明	81,225	81,225	不明	81,225	81,225
和歌山県	114,554	-	114,554	63,676	3,600	67,276	178,230	3,600	181,830
鳥取県	8,624	-	8,624	12,390	55,754	68,144	21,014	55,754	76,768
島根県	3,549	-	3,549	54	84,865	84,919	3,604	84,865	88,469
岡山県	20,537	-	20,537	68,995	49,368	118,363	89,532	49,368	138,900
広島県	26,895	-	26,895	54,438	142,776	197,214	81,333	142,776	224,109
山口県	124,780	-	124,780	150,000	85,376	235,376	274,780	85,376	360,156
徳島県	不明	-	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
香川県	24,511	-	24,511	38,478	24,880	63,358	62,989	24,880	87,869
愛媛県	9,993	-	9,993	68,000	不明	68,000	77,993	不明	77,993
高知県	19,354	-	19,354	45,856	56,650	102,506	65,211	56,650	121,861
福岡県	202,905	-	202,905	232,414	173,520	405,934	435,319	173,520	608,839
佐賀県	66,360	-	66,360	20,570	85,960	106,530	86,930	85,960	172,890
長崎県	65,833	-	65,833	76,214	170,200	246,414	142,048	170,200	312,248
熊本県	22,748	-	22,748	20,112	26,449	46,561	42,860	26,449	69,309
大分県	注(3)	-	-	30,305	21,600	51,905	30,305	21,600	51,905
宮崎県	40,930	-	40,930	10,602	122,544	133,147	51,533	122,544	174,078
鹿児島県	32,643	-	32,643	52,147	179,875	232,022	84,791	179,875	264,666
沖縄県	30,932	-	30,932	95,990	373,770	469,760	126,923	373,770	500,693
計	1,950,510	76,197	2,026,707	2,130,374	4,551,329	6,681,704	4,080,884	4,627,527	8,708,412

注(1) 長野県は、補助金以外の財源を合わせて県民割支援を実施しており、紙クーポン及び電子クーポンの発行等に要した費用は、補助金分と補助金以外の財源で負担した分とに区分していないとしていることから、補助金以外の財源で負担した分を含めて計上している。

注(2) 不明と表示している箇所は、クーポンの発行を含めた様々な業務を総価で契約しており、業務ごとの内訳を作成していないなどの理由により金額を確認できないものである。

注(3) 大分県は、紙クーポンの発行等に要した費用を全て補助金以外の財源で負担している。

別図表46 両旅行支援の制度の主な変更

要綱改正等の 年月日	実施期間の変更内容 (補助対象とする宿泊日)	実施期間以外の主な変更内容
令和3年		
3月31日	3年5月31日宿泊分まで	3年4月1日から利用対象者を各都道府県内の居住者とする県民割支援を実施
4月30日	3年12月31日宿泊分まで (①)	
11月25日	4年3月10日宿泊分まで (②)	3年11月19日から利用対象者を隣接都道府県内の居住者へ拡大 - ワクチンを接種済であること又はPCR検査等の検査結果が陰性であることの確認を県民割支援の利用対象にする。
4年		
3月2日	4年3月31日宿泊分まで (③)	事務経費の比率の上限を旅行の促進のための補助等(直接経費)として交付される額の10分の1から交付決定額の6分の1まで引き上げ
3月25日	4年4月28日宿泊分まで (④)	4年4月1日から利用対象者を同一地域ブロック都道府県内の居住者へ拡大
4月20日	4年5月31日宿泊分まで (⑤)	
5月20日	4年6月30日宿泊分まで (⑥)	
6月21日	4年7月14日宿泊分まで (⑦)	
7月14日	4年8月31日宿泊分まで (⑧)	
8月25日	4年9月30日宿泊分まで (⑨)	
9月26日	県民割支援の実施期間を4年10月10日宿泊分までとし、同月11日から同年12月下旬まで全国旅行支援を実施することを公表(要綱の改正ではなくプレスリリースによる公表⑩)	
9月28日	4年12月下旬まで (⑩について要綱を改正したもの)	4年10月11日から利用対象者を日本国内の居住者とする全国旅行支援を実施 4年10月11日からの旅行商品代金等の割引額及びクーポンの付与額の変更 - 全国旅行支援の実施に当たり、予算額のうち2割を団体旅行枠として設定(要綱の改正ではなく事務連絡の発出によるもの) 5年1月以降のクーポンについて、電子クーポンを原則とする(要綱の改正ではなく事務連絡の発出によるもの)。
10月27日		
12月1日	4年12月27日まで(要綱の改正ではなく事務連絡の発出によるもの。⑩の期限を定めたもの)	
12月13日	年明け以降の全国旅行支援については、5年1月10日から実施することとし、実施期間については、都道府県において設定することとする(⑪)。	5年1月10日以降の旅行商品代金等の割引額及びクーポンの付与額の変更 5年1月以降のクーポンについて、電子クーポンを原則とする。
5年		
3月24日		- 事務経費の比率の上限を令和2年度第3次補正予算財源分、令和3年度補正予算財源分のそれぞれの交付決定額の合計の5分の1まで引き上げ - ワクチンを接種済であること又はPCR検査等の検査結果が陰性であることの確認を全国旅行支援の利用対象とする条件について、5年5月8日以降の宿泊、日帰り旅行から廃止
4月27日		
6月9日	最長5年12月末まで(要綱の改正ではなく事務連絡の発出によるもの。⑪の期限を定めたもの)	

(注) 「実施期間の変更内容」欄の①から⑪までは実施期間の変更回数を示している。

別図表47 旅行等審査に係る根拠資料の保存状況

都道府県	県民制支援				全国旅行支援				
	旅行等審査を実施した組織	保存の有無			旅行等審査を実施した組織 (旅行事業者分)	旅行等審査を実施した組織 (宿泊事業者分)	保存の有無		
		旅行者の居住地を確認できる根拠資料	ワクチン接種等を確認できる根拠資料	旅行者の居住地、ワクチン接種等を確認できる根拠資料			旅行者の居住地を確認できる根拠資料	ワクチン接種等を確認できる根拠資料	旅行者の居住地、ワクチン接種等を確認できる根拠資料
北海道	割引事務局	○	○	○	統一窓口	割引事務局	○	○	○
青森県	県及び事務局	○	○	○	統一窓口	県及び事務局	○	○	○
岩手県	事務局	○	○	○	統一窓口	事務局	○	○	○
宮城県	事務局	○	○	○	統一窓口	事務局	○	○	○
秋田県	事務局	○	○	○	統一窓口	事務局	○	○	○
山形県	事務局	○	○	○	統一窓口	事務局	○	○	○
福島県	事務局	×	×	×	統一窓口	事務局	×	×	×
茨城県	事務局	○	○	○	統一窓口	事務局	○	○	○
栃木県	事務局	○	○	○	統一窓口	事務局	○	○	○
群馬県	事務局	○	○	○	統一窓口	事務局	○	×	×
埼玉県	事務局	○	○	○	統一窓口	事務局	○	○	○
千葉県	事務局	○	○	○	統一窓口	事務局	○	○	○
東京都					統一窓口	事務局	○	○	○
神奈川県	事務局	×	×	×	統一窓口	事務局	×	×	×
福井県	事務局	○	○	○	統一窓口	事務局	○	○	○
山梨県	事務局	○	○	○	統一窓口	事務局	○	○	○
長野県	事務局	○	○	○	統一窓口	事務局	○	○	○
岐阜県	割引事務局	○	○	○	統一窓口	割引事務局	○	○	○
静岡県	事務局	○	○	○	統一窓口	事務局	○	○	○
愛知県	県及び事務局	○	○	○	統一窓口	事務局	○	○	○
三重県	割引事務局	○	○	○	統一窓口	事務局	○	○	○
滋賀県	間接補助事業者	○	○	○	統一窓口	事務局の委託先	○	○	○
京都府	事務局	○	○	○	統一窓口	事務局	○	○	○
大阪府	事務局	○	○	○	統一窓口	事務局	○	○	○
兵庫県	割引事務局	○	○	○	統一窓口	事務局	○	○	○
奈良県	事務局	○	○	○	事務局	事務局	○	○	○
和歌山県	事務局	○	○	○	統一窓口	事務局	○	○	○
鳥取県	県及び事務局	○	○	○	統一窓口	事務局	○	○	○
島根県	事務局	○	○	○	統一窓口	事務局	○	○	○
岡山県	県及び割引事務局	○	○	○	統一窓口	事務局	○	○	○
広島県	事務局	○	○	○	統一窓口	事務局	○	○	○
山口県	事務局	○	○	○	統一窓口	事務局	○	○	○
徳島県	事務局	○	○	○	統一窓口	事務局	○	○	○
香川県	事務局	○	○	○	統一窓口	事務局	○	○	○
愛媛県	割引事務局	○	○	○	統一窓口	事務局	○	○	○
高知県	事務局	○	×	×	統一窓口	事務局	○	×	×
福岡県	事務局	×	×	×	統一窓口	事務局	×	×	×
佐賀県	割引事務局	○	×	×	統一窓口	事務局	○	○	○
長崎県	割引事務局	○	○	○	統一窓口	事務局	○	○	○
熊本県	事務局	○	○	○	統一窓口	事務局	○	○	○
大分県	事務局	○	○	○	統一窓口	事務局	○	○	○
宮崎県	割引事務局	○	×	×	統一窓口	割引事務局	○	×	×
鹿児島県	割引事務局	×	×	×	統一窓口	事務局	×	○	×
沖縄県	事務局	○	○	○	統一窓口	事務局	○	○	○
○の計		39道府県	36道府県	36道府県			40都道府県	38都道府県	37都道府県
×の計		4県	7県	7県			4県	6県	7県

注(1) 「保存の有無」欄の○は根拠資料が保存されていたこと、×は根拠資料が保存されていなかったことを示す。

注(2) 旅行商品代金等の割引額を確認できる根拠資料については、全ての都道府県において保存されている。

別図表48 クーポンに係る審査の根拠資料の保存状況

都道府県	県民割支援				全国旅行支援		
	クーポンに係る審査を実施した組織	電子クーポンの採用	保存の有無		クーポンに係る審査を実施した組織	保存の有無	
			使用済クーポン等の根拠資料	電子クーポンの電子記録		使用済クーポン等の根拠資料	電子クーポンの電子記録
北海道	クーポン事務局	—	○	—	クーポン事務局	○	○
青森県	事務局の委託先	—	○	—	事務局の委託先	○	○
岩手県	事務局	—	○	—	事務局	○	○
宮城県	事務局	—	○	—	事務局	○	○
秋田県	事務局	—	×	—	事務局	×	○
山形県	事務局	—	×	—	事務局	×	×
福島県	事務局	—	○	—	事務局	○	○
茨城県	事務局	—	○	—	事務局	○	○
栃木県	事務局	—	○	—	事務局	○	○
群馬県 注(2)	事務局	○	○	○	事務局	○	○
埼玉県	事務局	—	×	—	事務局	○	○
千葉県	事務局	—	○	—	事務局	○	○
東京都					事務局	—	○
神奈川県	事務局	○	—	○	事務局	—	○
福井県	事務局	—	×	—	事務局	×	○
山梨県	事務局	—	○	—	事務局	○	○
長野県	事務局の委託先	—	×	—	事務局の委託先	×	○
岐阜県	クーポン事務局	○	—	○	クーポン事務局	—	○
静岡県	事務局	—	×	—	事務局	—	○
愛知県	事務局	○	—	○	事務局	—	○
三重県	割引及びクーポン事務局	—	○	—	事務局	○	○
滋賀県	間接補助事業者	—	○	—	事務局の委託先	○	○
京都府	事務局	—	○	—	事務局	○	○
大阪府	事務局	○	—	○	事務局	—	○
兵庫県	クーポン事務局	—	○	—	事務局	○	○
奈良県	事務局	—	○	—	事務局	○	○
和歌山県	事務局	—	○	—	事務局	○	○
鳥取県	クーポン事務局	—	○	—	クーポン事務局	○	○
島根県	事務局	—	○	—	事務局	○	○
岡山県	割引及びクーポン事務局	—	○	—	事務局	○	○
広島県	事務局	—	○	—	事務局	○	○
山口県	事務局	—	×	—	事務局	×	×
徳島県	事務局	—	○	—	事務局	○	○
香川県	事務局	—	○	—	事務局	○	○
愛媛県	クーポン事務局	—	○	—	事務局	○	○
高知県	事務局	—	○	—	事務局	○	○
福岡県	事務局	—	○	—	事務局	○	○
佐賀県	クーポン事務局	—	○	—	事務局	○	○
長崎県	クーポン事務局	—	○	—	事務局	○	○
熊本県	事務局	—	○	—	事務局	○	○
大分県	事務局	—	○	—	事務局	○	○
宮崎県	クーポン事務局	—	×	—	クーポン事務局	×	○
鹿児島県	クーポン事務局	—	○	—	事務局	○	○
沖縄県	事務局	—	○	—	事務局	○	○
○の計		5府県	31道府県	5府県		32道府県	42都道府県
×の計		—	8県	—		6県	2県

注(1) 「保存の有無」欄の○は根拠資料が保存されていたこと、×は根拠資料が保存されていなかったことを示す。

注(2) 群馬県は、県民割支援の際に、管内の16市町村にそれぞれ間接補助金を交付することで実施させており、このうち1町は電子クーポンにより事業を実施していることから、「電子クーポンの採用」欄を○としている。

別図表49 国庫返納の必要があると都道府県が判断した不正請求の状況（令和6年7月末現在）

(単位：件、千円)											
道府県	区分	件数		事態の概要	不正請求に係る補助金相当額(a)	左のうち国庫返納済額(b)	差額(a)-(b)	国庫返納未了件数	返納予定時期	再発防止策実施	
北海道	県民割支援	1		宿泊事業者による実績の水増し	1,548	-	1,548	1	令和7年3月	×	
	全国旅行支援	1		宿泊事業者による実績の水増し	1,305	-	1,305	1	7年3月	×	
秋田県	県民割支援	1		宿泊事業者による実績の水増し	12,305	-	12,305	1	未定	○	
	全国旅行支援	1		宿泊事業者による実績の水増し	29,507	-	29,507	1	未定	○	
栃木県	県民割支援	1		宿泊事業者による制度要件を満たさない宿泊に係る割引金の請求等	80	80	-	-	-	○	
	全国旅行支援	3		宿泊事業者による制度要件を満たさない宿泊に係る割引金の請求等	98	98	-	-	-	○	
神奈川県	県民割支援	1		宿泊事業者によるクーポンの詐取	2	-	2	1	7年3月	○	
	全国旅行支援	3		宿泊事業者によるクーポンの詐取	271	-	271	3	7年3月	○	
長野県	県民割支援	3		旅行事業者等による実績の水増し	122,663	-	122,663	3	未定	×	
	全国旅行支援	4		宿泊事業者によるクーポンの詐取等	11,443	-	11,443	4	未定	×	
岐阜県	県民割支援	1		宿泊事業者による実績の水増し	1,454	-	1,454	1	7年3月	○	
	全国旅行支援	1		宿泊事業者による実績の水増し	15	-	15	1	7年3月	○	
静岡県	県民割支援	1		宿泊事業者による実績の水増し	736	-	736	1	7年3月	○	
	全国旅行支援	22		宿泊事業者によるクーポンの詐取等	10,411	6,474	3,937	1	未定	○	
愛知県	県民割支援										
	全国旅行支援	1		事務局による人件費の過大請求	24,769	24,769	-	-	-	○	
滋賀県	県民割支援	2		宿泊事業者による実績の水増し	13,197	13,197	-	-	-	○	
	全国旅行支援										
大阪府	県民割支援	1		宿泊事業者による実績の水増し	49,663	-	49,663	1	未定	○	
	全国旅行支援										
熊本県	県民割支援										
	全国旅行支援	1		宿泊事業者による実績の水増し	2,519	-	2,519	1	7年3月	×	
大分県	県民割支援										
	全国旅行支援	12		宿泊事業者によるクーポンの詐取等	20,601	-	20,601	12	7年3月	○	
鹿児島県	県民割支援	1		旅行事業者による実績の水増し	90	90	-	-	-	○	
	全国旅行支援										
計	県民割支援	10道府県	13		201,739	13,367	188,372	7道府県	9		8道府県
	全国旅行支援	10道県	49		100,944	31,343	69,600	8道県	24		7県

(注) 「再発防止策実施」欄の○は再発防止策を実施したこと、×は実施しなかったことを示す。

別図表50 効果検証の公表及び報告の状況（令和6年6月末現在）

都道府県	公表状況				報告状況			
	ホームページ等において公表した年月日	令和5年度末までに公表	6年6月末までに公表	6年6月末時点で未公表	国土交通大臣に対して報告した年月日	5年度末までに報告	6年6月末までに報告	6年6月末時点で未報告
北海道	6年5月24日		○		5月24日		○	
青森県	－			○	6月21日		○	
岩手県	6月3日		○		5月22日		○	
宮城県	－			○	－			○
秋田県	－			○	－			○
山形県	3月29日	○			3月29日	○		
福島県	－			○	－			○
茨城県	－			○	－			○
栃木県	6月6日		○		5月29日		○	
群馬県	－			○	－			○
埼玉県	6月10日		○		5月31日		○	
千葉県	6月10日		○		6月12日		○	
東京都	6月11日		○		6月11日		○	
神奈川県	5月23日		○		5月23日		○	
福井県	－			○	－			○
山梨県	－			○	－			○
長野県	－			○	6月28日		○	
岐阜県	6月20日		○		6月20日		○	
静岡県	6月3日		○		5月22日		○	
愛知県	5月29日		○		5月29日		○	
三重県	3月29日	○			3月29日	○		
滋賀県	－			○	－			○
京都府	－			○	－			○
大阪府	－			○	－			○
兵庫県	6月8日		○		3月28日	○		
奈良県	－			○	－			○
和歌山県	5月28日		○		5月27日		○	
鳥取県	－			○	－			○
島根県	－			○	－			○
岡山県	5月21日		○		3月18日	○		
広島県	－			○	－			○
山口県	－			○	－			○
徳島県	6月21日		○		5月30日		○	
香川県	5月29日		○		5月29日		○	
愛媛県	－			○	－			○
高知県	5月27日		○		5月27日		○	
福岡県	6月24日		○		6月19日		○	
佐賀県	－			○	－			○
長崎県	－			○	－			○
熊本県	5月20日		○		5月20日		○	
大分県	－			○	－			○
宮崎県	－			○	6月14日		○	
鹿児島県	－			○	－			○
沖縄県	－			○	－			○
該当する都道府県数		2	18	24		4	19	21